

令和2年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月  
東北医科薬科大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準 1. 使命・目的等	10
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	69
基準 5. 経営・管理と財務	81
基準 6. 内部質保証	90
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	94
基準 A. 研究活動と国際化	94
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	121
エビデンス集（データ編）一覧	121
エビデンス集（資料編）一覧	121

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### (1) 建学の精神・大学の教育理念

本学は、昭和 14 (1939) 年、東北・北海道地区唯一の薬学教育機関である東北薬学専門学校として創立され、次いで昭和 24 (1949) 年に東北薬科大学として開学した。

創立について特に誇りとするところは、国が廃止した薬学教育機関を、確固たる教育の理想のもと私学として民間の力で再興したことである。明治時代、政府は仙台に「仙台医学専門学校(東北大学医学部の前身)」を設立し医学科、薬学科を置いたが、大正 6 (1917) 年、医学科だけを残し、薬学科を廃止した。以後約 20 年間、北日本には薬学教育機関が全く無くなり、この間、北日本の薬学の進歩、薬業界の発展は停滞するばかりであった。ことに薬学を志す者は、東京に出て学ばねばならず、経済的にも負担が大きく、その道に進むことが大変困難な時代が続いていた。当時、仙台市内で内科高柳病院を開業していた高柳義一先生は、かかる現状を憂慮し、また社会の熱い要請を受けて民間の先覚者達と共に努力の末、ついに昭和 14 (1939) 年、東北薬学専門学校を創立した。しかし、本学の歴史を顧みると、薬学専門学校の創立、そして大学の揺籃から発展へと至る道のりは決して平坦ではなかった。創立当時、長期化していた戦争は次第に厳しさを増し、ひきつづいて第 2 次世界大戦、そして敗戦という有史以来の激動の時代となり、学生をはじめ法人役員、教職員の苦難は想像を絶するものがあった。戦後、廃校の岐路に立ったこともあったが、高柳義一先生は、ついに幾多の困難を乗り越え、昭和 24 (1949) 年東北薬科大学の昇格設置にこぎつけ、本学の基礎を確立した。

創立にあたり、創設者たちは地域社会に貢献できる薬剤師の養成を最大の目標としつつ、薬学の教育・研究を通じ、広く人類の健康と福祉に貢献することを願い、真理の探究に邁進するという高い志を掲げた。この精神は、大学創設者高柳義一先生の残された「われら真理の扉をひらかむ」という言葉に凝縮され、本学の建学の精神として碑に刻まれ(開真の碑)、今に伝えられている。真理の探究は、まさに大学の使命である教育・研究の原点であり、この建学の精神は今後も我々に教育・研究に真摯に取り組む姿勢と努力を求め続けるものといえる。

薬系単科大学としてスタートした本学薬学部は、東北・北海道地区では最も歴史が古く、令和元年(2019)年 5 月に創立 80 周年を迎えた。本学の同窓生はすでに 23,000 名を超え、東北・北海道はもとより全国各地で、薬剤師として医療の発展に努め、また教育・研究や行政など様々な分野で数多くの優れた人材が活躍している。

近年、医療の現場では医薬分業の進展、医療技術の高度化や複雑化により、薬剤師を巡る環境が大きく変化し、医療の担い手である薬剤師の質の向上が一段と要求されるようになってきた。また薬学研究は、医学や分子生物学等隣接する諸分野と融合して、学際的な広がりを持つに至っている。こうした背景のもと、本学では 21 世紀にふさわしい大学のあり方を検討し、平成 18 (2006) 年の薬学教育制度改革を機に、それまでの薬剤師養成と薬学の基礎研究における実績を踏まえ、薬剤師を養成する 6 年制の「薬学科」と、基礎薬学を土台に医学と薬学の 2 つの領域にまたがる生命科学の分野で活躍できる人材養成をめざす 4 年制の「生命薬科学科」を併置した。また、薬学部各学科を基礎にした「大学院薬学研究科」を設置し、一段と高度なレベルで教育と研究の両立を目指している。

さらに 6 年制薬学教育を効果的に実践するため、本学は平成 25 (2013) 年 4 月、薬系

単科大学としてはわが国初となる附属病院（東北薬科大学病院、現東北医科薬科大学病院）を開設した。附属病院は現在、学部教育での体験学習や臨床教育に、大学院教育では臨床研修に、さらに臨床系教員の現場研修に活用されている。また、病院患者さんのデータや検体を用いた研究が実施可能となり、研究においても大きな効果をあげている。

また、建学の精神を基に3つの教育理念として「一、思いやりの心と高い倫理観をもち、専門的な知識と能力を兼ね備えた、社会に貢献できる人材を育成します。」「一、真理の探究を志し、自ら課題を求め自分の力で解決できる人材を育成します。」「一、友情を育み、人間形成に努めるとともに、国際的視野に立って活躍できる人材を育成します。」を掲げている。

## （2）医学部開設と東北医科薬科大学としてあらたなスタート

平成23（2011）年3月11日14時46分、かつて経験したことのないM9.0という巨大地震が発生し、東日本大震災という未曾有の災害をもたらされた。この大災害は東北地方の太平洋沿岸部各地に医療崩壊を引き起こすこととなった。

平成25（2013）年11月、震災からの復興、今後の超高齢化社会と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、文部科学省より「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」が発表された。これを受けて、東北地方において、長年の医療人養成の実績を持つ本学にとって、また被災地における大学として、果たさなければならない重要な使命であるとの認識のもと、平成26（2014）年5月、本学医学部の「構想応募書」を文部科学省『東北地方における医学部設置に係る構想審査会』に提出した。平成26（2014）年9月、同審査会より本学の構想が選定され、平成27（2015）年3月、医学部の設置認可申請書を文部科学省に提出し、平成27（2015）年8月、文部科学大臣より医学部設置を認可された。このような背景から、平成28（2016）年4月1日に開設された医学部医学科は、医師の養成、特に幅広い臨床能力を持つ総合診療医の養成を通して東北地方の医療を支えていくことを使命としている。

## （3）新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応

本学は、新型コロナウイルス感染症が引き起こした未曾有の社会的混乱のなかで、学生、教職員及び地域の皆様の安全確保を最優先とした上で、学生が学ぶ機会を確保することに努めてきた。

感染症拡大防止の一つとして、学生にとって節目となる重要な学事を中止または縮小することとした。（令和2年3月10日の卒業式は規模を大幅に縮小して開催し、令和2年4月3日に予定していた入学宣誓式は中止とした。）

学生が安全に学ぶ機会を確保するために、遠隔授業（オンライン授業）を全面的に導入し、学生が自宅や実家で授業を受講できる環境を整え、令和2年度の授業を開始した。教育効果の観点から対面で行わなければならない実習科目等や学力に不安を抱える学生への補習等については、感染予防策を徹底し実施した。あわせて、オンライン面談等による学生の心のケア、ネットワーク環境が整わない学生、経済的に困窮している学生への支援等を行い、教育面、精神面においてサポートを行っている。

また、このような未曾有の状況下において、当初予定していた行事等はほぼ中止としたため、本自己点検評価書における各事業の取り組みで実施していない旨の記載については了承願いたい。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

1939年 3月	東北薬学専門学校が認可され開設
8月	旧第一校舎竣工
1949年 3月	東北薬科大学薬学部薬学科の設置が認可され開設
1955年 10月	本学運動場 (28,047 m <sup>2</sup> ) 完成
1957年 8月	教員の資格審査権が本学教授会に附与
1959年 4月	教員免許状取得のため教職課程が認定 (高校、中学校の理科・保健の免許状)
4月	附属癌研究所開設
7月	旧北校舎 (地下1階、地上3階建 2,078 m <sup>2</sup> ) 完成
1962年 4月	大学院薬学研究科修士課程が、我が国の私立薬科大学最初となる設置が認可され開設
1963年 7月	旧大学院校舎 (4階建 2,344 m <sup>2</sup> ) 完成
1964年 4月	大学院薬学研究科博士課程が、我が国の私立薬科大学最初となる設置が認可され開設
1965年 4月	薬学部衛生薬学科の設置が認可され開設
1966年 5月	旧本館 (5階建 5,263 m <sup>2</sup> ) 完成
1968年 2月	衛生薬学科に教員免許状取得のための教職課程が認定 (高校、中学校の理科・保健の免許状)
3月	旧南校舎第1期工事 (地下1階、地上3階建 1,624 m <sup>2</sup> ) 完成
1969年 6月	旧南校舎第2期工事 (4階建 2,544 m <sup>2</sup> ) 完成
10月	体育館 (1部2階建 2,496 m <sup>2</sup> ) 完成
1971年 4月	薬学部製薬学科の設置が認可され開設
7月	旧東校舎、旧図書館 (5階建 3,699 m <sup>2</sup> ) 完成
12月	富谷校地 (黒川郡富谷町三ノ関所在 151,852 m <sup>2</sup> ) 購入
12月	製薬学科に教員免許状取得のための教職課程が認定 (高校、中学校の理科・保健の免許状)
1980年 2月	臨床検査技師免許取得のための課程が認可
1982年 3月	旧ラジオアイソトープセンター (地下1階、地上3階建 924 m <sup>2</sup> ) 完成
1984年 3月	旧実験動物センター (地下2階、地上4階建 1,390 m <sup>2</sup> ) 完成
10月	旧創設者高柳義一先生記念館 (地上4階建 648 m <sup>2</sup> ) 完成
1986年 3月	駐車 (輪) 場 (地下2階、地上1階建 850 m <sup>2</sup> ) 完成
1990年 2月	薬学部3学科に教員免許状取得のための教職課程再課程の設置が認可 (高校、中学校の理科一種免許状)
1994年 6月	仙台校地に仙台市青葉区小松島3丁目 (945 m <sup>2</sup> ) 購入
1996年 3月	講義棟 (地下1階、地上8階建 7,313.64 m <sup>2</sup> ) 完成
1997年 9月	仙台校地に仙台市青葉区小松島4丁目 57-2 (17,199 m <sup>2</sup> ) 購入
1998年 9月	情報科学センター設置

東北医科薬科大学

2003年4月	大学院薬学研究科修士課程の入学定員を10名から30名に変更
2004年1月	仙台校地に仙台市青葉区小松島3丁目40-17 (956.86 m <sup>2</sup> ) 購入
2005年3月	文部科学省のハイテク・リサーチ・センター整備事業に選定
2006年2月	キャンパス整備事業第1期工事、教育研究棟(地下1階、地上10階建 22,412 m <sup>2</sup> )、ラジオアイソトープセンター(地下1階、地上3階建 996 m <sup>2</sup> )、実験動物センター(地下1階、地上4階建 1,972 m <sup>2</sup> ) 完成
4月	新薬学教育制度の下、薬学部に薬学科(6年制)と生命薬科学科(4年制)の2学科設置
4月	附属癌研究所を新たな研究テーマのもとに再構築し、分子生体膜研究所開設
4月	文部科学省の学術フロンティア推進事業に選定 (生体膜の糖鎖機能と疾患に関する薬学的研究)
4月	臨床薬剤学実習センター設置
2007年7月	イタリア・カラブリア大学薬学部と「学術研究協力に関する協定」締結
2008年4月	学生ホール(地上3階建 3,822.25 m <sup>2</sup> )、図書館・情報センター(地下1階、地上2階建 4,859.69 m <sup>2</sup> )完成
9月	スウェーデン・ウプサラ大学と「学術研究協力に関する協定」締結
10月	インドネシア・サムラトランギ大学と「学術および教育協力に関する協定」締結
2009年3月	中央棟(地下1階、地上4階建 8,454.5 m <sup>2</sup> )完成
7月	平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」[テーマB] (学生支援推進プログラム) 選定
8月	中国・南通大学と「学術交流および教育協力に関する国際交流協定」締結
2010年1月	イタリア・マーニャ・グレーチャ大学薬学部と「学術研究協力に関する協定」締結
3月	キャンパス整備事業第IV期工事(環境整備等) 完成
4月	薬学科、生命薬科学科の入学定員を各々330名から300名、50名から40名に変更 大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程開設
4月	文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定 (癌および加齢性疾患の制御とQOL向上を目指す創薬)
10月	モンゴル・モンゴル国立大学と「学術交流ならびに教育協力に関する協定」締結
2011年12月	台湾・嘉南薬理科技大学と姉妹校関係の「覚書」締結
2012年4月	大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程開設 大学院薬学研究科薬学専攻博士課程開設
4月	文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に選定

東北医科薬科大学

	(生体膜糖鎖異常に起因する生活習慣病発症機序の解明と臨床への応用)
8月	イタリア・ミラノ大学と「学術交流ならびに教育協力に関する協定」締結
12月	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構との間で、東北厚生年金病院を本学に譲り受ける契約を締結
2013年 4月	東北薬科大学病院開設
5月	ロゴマーク制定
2014年 8月	文部科学省「東北地方における医学部設置に係る構想審査会」において、本学の構想を選定
2015年 6月	文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に選定 (アンメット・メディカル・ニーズに応える創薬基盤研究の推進および臨床応用への展開)
3月	医学部設置認可の申請書を提出
2015年 8月	医学部の設置が認可
2016年 4月	法人名を「学校法人 東北医科薬科大学」に変更
4月	大学名を「東北医科薬科大学」に変更
4月	「東北薬科大学病院」を「東北医科薬科大学病院」に名称変更
4月	医学部医学科開設 第1期生入学
4月	「東北医科薬科大学若林病院」開設
4月	「登米地域医療教育サテライトセンター」設置
10月	「石巻地域医療教育サテライトセンター」設置
2017年 2月	医学部第2教育研究棟(地上2階建、延面積2,302.99㎡)完成
3月	宮城大学と「連携協力に関する協定」締結
9月	「東北医科薬科大学名取守病院」開設
2018年 1月	医学部第1教育研究棟(地上7階建、延床面積:14,979.14㎡)完成
4月	福室キャンパスが医学部3年次生を迎え本格稼働
10月	中国・大連医科大学と「学術交流及び教育協力に関する国際協定書」締結
2019年 1月	東北医科薬科大学病院 新大学病院棟(地上8階建、15,073.82㎡)完成
4月	フィリピン・国立マリアーノマルコス大学と「学術交流及び教育協力に関する国際協定」締結
9月	台湾・Academia Sinicaと「学術研究協力に関する協定」締結
10月	中国・天津医科大学と「学術交流及び教育協力に関する国際協定」締結

東北医科薬科大学

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東北医科薬科大学
- ・ 所在地 宮城県仙台市青葉区小松島 4-4-1 (小松島キャンパス)  
宮城県仙台市宮城野区福室 1-15-1 (福室キャンパス)

- ・ 学部構成
 

薬学部	薬学科 生命薬科学科
医学部	医学科
薬学研究科	薬科学専攻博士課程前期課程 薬科学専攻博士課程後期課程 薬学専攻博士課程

- ・ 学生数、教員数、職員数 令和2年5月1日現在  
学部

区 分		年次	入学定員	男	女	計
薬学部	薬学科 (6年制)	1年次	300	140	193	333
		2年次	300	129	172	301
		3年次	300	132	213	345
		4年次	300	119	176	295
		5年次	300	118	179	297
		6年次	300	117	194	311
		計	—	755	1,127	1,882
		收容定員	1800	充足率		104.56%
	生命薬科学科 (4年制)	1年次	40	13	19	32
		2年次	40	9	7	16
		3年次	40	11	14	25
		4年次	40	13	9	22
		計	—	46	49	95
		收容定員	160	充足率		59.38%
合計		—	801	1,176	1,977	
收容定員		1,960	充足率		100.87%	
区 分		年次	入学定員	男	女	計
医学部	医学科	1年次	100	82	21	103
		2年次	100	73	28	101
		3年次	100	69	31	100
		4年次	100	79	19	98
		5年次	100	76	19	95
		計	—	379	118	497
			收容定員	500	充足率	

東北医科薬科大学

大学院

区分			年次	入学定員	男	女	計
薬学 研究科	薬科 学専 攻	博士課程 前期課程	1年次	20	2	3 ②	5 ②
			2年次	20	3	4	7
			計	—	5	7 ②	12 ②
		博士課程 後期課程	1年次	3	2 ②	2 ②	4 ④
			2年次	3	1 ①	1 ①	2 ②
			3年次	3	1 ①	1	2 ①
	計		—	4 ④	4 ③	8 ⑦	
	薬学 専攻	博士課程	1年次	3	1	0	1
			2年次	3	3 (2)	1	4 (2)
			3年次	3	1 (1)	0	1 (1)
4年次			3	2 (1)	2	4 (1)	
計			—	7 (4)	3	10(4)	
合計			—	16 (4) ④	14 ⑤	30 (4) ⑨	
収容定員			61	充足率		49.18%	

※海外へ派遣した留学生0名、交流留学生0名 ※( )は社会人学生 ○は留学生で内数

教員（専任）

区分	教授		准教授		講師		助教		助手等		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
薬学部	31	3	15	4	17	4	13	7	4	3	80	21
	34		19		21		20		7		101	
医学部	48	1	47	3	27	9	57	32	5	9	183	54
	49		50		36		89		14		237	
教養教育 センター	5	0	1	1	1	2	1	1	0	0	8	4
	5		2		3		2		0		12	
計	84	4	63	8	45	15	71	40	9	12	272	79
	88		71		60		111		21		351	

教員（専任以外）

非常勤講師	男	女	計
	101	21	122

専任教員と非常勤講師の比率 74% : 26%

東北医科薬科大学

大学事務職員等

区分	事務職		医療職		用務職		技術職員		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
東北医科薬科大学	72	42	0	2	2	0	2	4	76	48
	114		2		2		6		124	

大学契約職員数

男	女	計
10	35	45

病院職員数

区分	医師職		看護職		薬剤師		コメディカルスタッフ		事務職		技能職		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
東北医科薬科大学 病院	146 (143)	42 (42)	32	477	29 (7)	20	56	96	32	56	10	30	305 (150)	721 (42)
	188 (185)		509		49 (7)		152		88		40		1026 (192)	
東北医科薬科大学 若林病院	18 (12)	1 (1)	7	81	4	1	24	32	3	10	0	16	56 (12)	141 (1)
	19 (13)		88		5		56		13		16		197 (13)	
東北医科薬科大学名取 守病院	1	0	0	6	0	1	0	2	1	4	0	5	2	18
	1		6		1		2		5		5		20	

※ ( ) 内は教員兼務者数で内数

東北医科薬科大学

病院契約職員数

区分	医師職		看護職		薬剤師		コメディカル ルスタッフ		事務職		技能職		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
東北医科 薬科大学 病院	32	8	0	47	0	0	5	2	3	5	2	10	42	72
	40		47		0		7		8		12		114	
東北医科 薬科大学 若林病院	9	2	0	38	1	0	1	8	1	15	0	13	12	76
	11		38		0		9		16		13		88	
東北医科薬 科大学名取 守病院	1	0	0	17	2	0	0	1	1	0	0	5	4	23
	1		17		2		1		1		5		27	

法人全体職員数

教員		その他職員		計	
男	女	男	女	男	女
272	79	277	885	549	964
351		1,162		1,513	

※兼務者は除く

法人全体契約職員数

男	女	計
68	206	274

※非常勤講師は除く

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、医学薬学の教育・研究を通じて、広く人類の福祉と地域医療の充実に貢献することであり、学則第 1 条に具体的かつ明確に記載されている。

また、教育目的は、「先進的な医学への探究心を育み地域医療に貢献する医師の養成」、「先進的な薬物療法の探究と疾病の予防・治療及び健康増進に貢献する薬剤師の養成」、「医学と薬学の 2 つの領域にまたがる生命科学の探究と高度の専門知識を習得し健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成」であり、学部教育は学則第 2 条の 2 に学部学科ごとに、大学院教育は大学院学則第 4 条の 2 に研究科専攻ごとにそれぞれ具体的かつ明確に定められている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 1-1-1】東北医科薬科大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】東北医科薬科大学大学院学則 【資料 F-3】と同じ

###### ② 簡潔な文章化

①で示したとおり、使命・目的および教育目的は、簡潔な表現で文章化し学則に定めている。これに加え本学では建学の精神と三つの教育理念をより簡潔な形で定め、大学案内や学生便覧等に記載している。三つの教育理念は大学のロゴマークである三本の線として取り入れ、学生だけでなく学外の方にも親しみを持って理解してもらえるように工夫している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 1-1-3】Guide Book 2020 東北医科薬科大学 P2 「教育理念」

【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-4】薬学部学生便覧 P7 「教育理念」、

医学部学生便覧 P4 「教育理念」 【資料 F-5】と同じ

###### ③ 個性・特色の明示

本学は昭和 14（1939）年に、東北・北海道地区における唯一の薬学教育機関として、設置され、以降 80 年に渡り充実した教育環境のもと薬剤師を輩出してきた。平成 28（2016）

年には新たに医学部を設置し、医療系総合大学としての体制を整えつつある。本学の使命・目的及び教育目的は、上述に記載の本学歴史を踏まえ、医学と薬学の専門性を修得し地域住民の健康と福祉に貢献することを目的とした個性・特色あるものとなっている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 1-1-5】薬学部学生便覧 P5～P6 「1. 本学のあゆみ」、  
医学部学生便覧 P3～P4 「本学のあゆみ」 【資料 F-5】と同じ

#### ④ 変化への対応

①で示した大学の使命・目的は、平成 28(2016)年 4 月の医学部設置に伴って変更するなど、環境の変化や外部からの指摘などに対し適切に学内の手続きを踏み、柔軟に対応している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 1-1-6】第 910 回薬学部教授会議事録 (第 3 号議案)、  
第 24 回医学部教授会議事録 (第 3 号議案)

【資料 1-1-7】第 12 回大学運営会議議事録 (第 2 号議案)

【資料 1-1-8】第 449 回理事会議事録 (第 2 号議案)

#### (3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大学の使命・目的及び教育目的は医学部開設時に大幅な改定を行っており、今後も法令改正や社会情勢の変化を注視し、必要に応じて随時見直しを行っていく予定である。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

##### (2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### ① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的の策定及び改定にあたっては、教職員で組織する各種委員会等で原案を作成し、教授会、大学運営会議の審議を経て、理事会で承認を得るプロセスとなっており、役員及び教職員が関与・参画する仕組みとなっている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 1-2-1】薬学部学生便覧 P111 「東北医科薬科大学学則」第 43 条 (改正)、  
医学部学生便覧 P65 「東北医科薬科大学学則」第 43 条 (改正)

【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-2】平成 29 年度第 11 回薬学部教務委員会議事録（第 6 号議案）

【資料 1-2-3】第 910 回薬学部教授会議事録（第 3 号議案）、

第 24 回医学部教授会議事録（第 3 号議案） 【資料 1-1-6】と同じ

【資料 1-2-4】第 12 回大学運営会議議事録（第 2 号議案） 【資料 1-1-7】と同じ

【資料 1-2-5】第 449 回理事会議事録（第 2 号議案） 【資料 1-1-8】と同じ

## ② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧に掲載し、毎年教職員に配布しており、加えて、全教職員が出席する年始や年度当初の教育懇談会等において学長から説明を行っている。

また、大学案内、大学ホームページに掲載し、広く周知する他、オープンキャンパスや高等学校の進路指導担当者への説明会、保護者教育懇談会及び同窓会総会などの行事を開催する都度、学長や教職員より高等学校の教員、高校生、在学生、保護者、同窓生等へ説明している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 1-2-6】薬学部学生便覧 P7～P9 「2. 本学の教育理念と使命」、

医学部学生便覧 P4～P5 「本学の教育理念と使命」

【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-7】Guide Book 2020 東北医科薬科大学 P2 「Message from the President」 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-8】本学ホームページ

「トップページ>大学案内>大学紹介」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/introduction/>)

【資料 1-2-9】2019 年度進路指導担当者のための薬学部・医学部説明会

## ③ 中長期的な計画への反映

本学の中長期計画は、令和 2 年度（2020 年度）よりスタートしており、建学の精神及び三つの教育理念を計画の最終目的となる使命（基本的、普遍的価値観の表明）とし、その具現化のために様々な施策を講じている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 1-2-10】学校法人東北医科薬科大学 中長期計画 VISION FOR 2030

## ④ 三つのポリシーへの反映

本学は、建学の精神のもと、三つの教育理念を掲げ、本学の使命・目的及び教育目的を反映させた三つのポリシーを学部の学科、大学院の専攻ごとに策定している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 1-2-11】薬学部学生便覧 P10～P14、

医学部学生便覧 P5～P6 「3つのポリシー」【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-12】令和 2 年度学生募集要項

（推薦入試、一般入試、センター試験利用入試） 薬学部 P1、

令和2年度学生募集要項 医学部（一般入試）P1、  
令和2年度学生募集要項 薬科学専攻博士課程前期課程 表紙裏、  
令和2年度学生募集要項 薬科学専攻博士課程後期課程 表紙裏、  
令和2年度学生募集要項 薬学専攻博士課程 表紙裏  
「アドミッション・ポリシー」 【資料F-4】と同じ

【資料1-2-13】本学ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学科>学科紹介」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/>)

「トップページ>薬学部>生命薬科学科>学科紹介」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/>)

「トップページ>医学部>カリキュラム&特徴（参加型臨床実習）」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬科学専攻 博士課程前期課程：  
2年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬科学専攻 博士課程後期課程：  
3年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬学専攻 博士課程：4年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/>)

## ⑤ 教育研究組織の構成との整合性

令和2（2020）年5月1日現在、教育研究組織として、学部は医学部1学科及び薬学部2学科、大学院は1研究科2専攻を設置しており、医学・薬学を通し社会貢献することを使命とする大学の理念・目的に適合した構成となっている。

学生の学習支援を目的として「薬学教育センター」「医学教育推進センター」を設置しサポート体制を整えている。研究については、生体膜の生物学的機能と疾患に関する総合的研究を行い、本学の医学、薬学及び生命科学研究の向上を図り、人類の医療に貢献することを目的として「分子生体膜研究所」を設置している。

また、医学、薬学及び生命科学の研究への取り組みに向け、大学全体の研究を支援し推進するための組織として平成30（2018）年度から大学運営会議の下に「研究推進委員会」を設置するとともに、事務局に研究支援課を設置し、研究の推進とサポート体制を充実させている。

平成28（2016）年4月に医学部を設置して医療系総合大学となったことに伴い、医学部と薬学部の連携を強化し、共同研究の可能性を拡大する場として、研究推進委員会が「医薬研究交流会」を立ち上げ、年3回程度実施している。

（エビデンス集・資料編）

【資料1-2-14】薬学部学生便覧 P25 「8. 本学の組織図」、

医学部学生便覧 P13 「本学の組織図」 【資料F-5】と同じ

【資料1-2-15】薬学部学生便覧 P166 「15. 附属分子生体膜研究所規程」、

医学部学生便覧 P85「附属分子生体膜研究所規程」

【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-16】大学運営会議研究推進委員会内規

【資料 1-2-17】医薬研究交流会の実績

臨床研究法の施行（平成30(2018)年4月1日施行）に伴い、平成31（2019）年4月より東北医科薬科大学病院において「臨床研究支援センター」を「臨床研究推進センター」へと改組し、スタッフを増員して研究実施支援体制の充実を図っている。さらに附属病院では、医学部の臨床実習、薬学部の実務実習はもとより、医療従事者の実践教育、高度医療の提供及び臨床の場として、知の還元及び医療を通じた社会貢献を実践している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 1-2-18】東北医科薬科大学病院ホームページ

「HOME>診療科・部門>臨床研究推進センター>センター紹介」

([http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/center/cr\\_support\\_center/about.html](http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/center/cr_support_center/about.html))

【資料 1-2-19】医学部学生便覧 P5「(4)地域との関連」

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

薬学部においては、平成 27(2015)年度に薬学教育モデル・コアカリキュラムが改訂され、本学においても、これに伴い三つのポリシーの改訂と共にカリキュラム改正を行った。本学の教育理念と目的に則って適切に機能しているかを検証しながら、必要な見直しを図っていく。

医学部においては、平成 28(2016)年 4 月に医学部を設置し、完成年度を迎える令和 3(2021)年度に向け、設置計画に沿ってほぼ予定どおりに進捗しているが、薬学部同様、本学の教育理念と目的に則って適切に機能しているかを検証しながら、更なる教育研究活動の充実に取り組んでいく。

### 【基準 1 の自己評価】

開学以来の建学の精神「われら真理の扉をひらかむ」をもとに、各学科、各専攻の教育目的と教育課程が学則等に定められており、三つのポリシーを含め本学の医学・薬学に関する教育研究の基本姿勢を具体的かつ明確な文章によって表現しているものと判断する。本学の取り組み等について学内外への周知も適切に行っていると評価する。

また、医学部新設に伴う、組織の見直しと体制の整備を随時行ってきた。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断できる。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 1) 学部

アドミッション・ポリシーは、学科ごとにそれぞれの教育研究目的に沿う形で設定している（既出 1-2-④）。

【資料 2-1-1】薬学部学生便覧 P11～P12 「アドミッション・ポリシー」、  
医学部学生便覧 P5 「アドミッション・ポリシー」  
【資料 F-5】と同じ

また、志願者に向けては、本学が求める学生像及び高等学校で何をどの程度学んでほしいかなどを具体的にわかりやすく明示している。大学ホームページ及び募集要項に掲載（既出 1-2-④）する他、大学案内へも掲載し広く周知に努めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-1-2】Guide Book 2020 東北医科薬科大学 P12、P32  
「アドミッション・ポリシー」【資料 F-2】と同じ

また、本学への進学を希望する学生や保護者に対する進学相談会をはじめとして、年 1 回開催する高等学校などの進路指導担当者に対する入試説明会や入試センター委員・入試課員による高校の進路指導者への直接訪問により周知することとした。本学や医療系に興味を持つ高校生や上級学校訪問の中学生、そして保護者などの大学訪問受け入れなどの多様な機会を活用することにより、教育課程の詳細や両学部の特色などに関する本学の考え方や姿勢を伝える努力を重ねている。

オープンキャンパスにおいては、大学見学を中心に、学部毎の説明会をはじめ、個別入試相談など、より実体的かつきめ細かな説明を実施している。

加えて、高等学校からの依頼による出張講義の折りにも、アドミッション・ポリシーを含めた大学に関する詳細な説明を行っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-1-3】本学ホームページ  
「トップページ」オープンキャンパス 2019」  
(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/opencampus2019/>)

【資料 2-1-4】令和元年度 オープンキャンパス入試相談コーナー面談組数

【資料 2-1-5】令和元年度 進学相談会等参加一覧

【資料 2-1-6】 令和元年度 大学見学者一覧

【資料 2-1-7】 令和元年度 第 1 回～第 3 回高等学校訪問先一覧

【資料 2-1-8】 令和元年度 高等学校等出張講義一覧

以上のことから、2 つの学部（薬学部と医学部）の特徴などを伝える活動を通して、両学部の教育目的、本学が求める学生像などの受け入れ方針を明確に伝えることが達成されていると判断している。

## 2) 大学院

アドミッション・ポリシーは、教育理念に基づき、専攻ごとに、それぞれの教育目的に沿う形で明確に設定している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-1-9】 大学院学生便覧 P12～P14 「アドミッション・ポリシー」

【資料 F-5】 と同じ

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項に明示するとともにホームページにも掲載し広く周知している（既出 1-2-④）。また、本学薬学部在学学生に向けては大学院説明会を実施し、専攻の特徴や具体的なカリキュラム及び年度毎の授業スケジュールを説明し、求める学生像と受け入れ方針を伝えている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-1-10】 学生募集要項 【資料 F-4】 【資料 1-2-12】 と同じ

## ② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### 1) 学部

入学試験を適正に実施するため入試センター委員会を置き、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜の実施方針や入試要項に関する事項を審議し決定している。入試に関わる業務は入試センター委員会及び入試課が主管し、入学試験実施取扱要項に沿って行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-1-11】 入試センター規程

【資料 2-1-12】 学部入試の判定基準

【資料 2-1-13】 入学試験実施取扱要項

入学試験の公正性や透明性を確保するために、入試業務担当者とは別に、本学教員及び非常勤講師の中から入試問題出題者を任命し、問題の作成を行っている。また、入試問題について第三者による評価を受けることにより、難易度や問題の適正さについての点検を行い、次年度の問題作成に反映させるようにしている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-1-14】 2019 年度第 1 回入試センター委員会議事録（抜粋）、

2019 年度第 6 回入試センター委員会議事録（抜粋）、

2019年度第7回入試センター委員会議事録（抜粋）

入学試験の運營業務に関しては、適正かつ円滑に誤りなく遂行されるよう細心の注意を払っている。具体的には、試験が誤りなく統一的に行われるように監督業務について要領を作成し、これに沿って入試業務を行っている。また、入試区分並びに実施地域ごとに監督者及び業務担当者への実施説明会を開催して、注意事項や実施要項の周知徹底を図っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-1-15】実施説明会のお知らせ（学内電子掲示）

【資料 2-1-16】令和2年度 一般入試実施要項、  
令和2年度一般入試（前期）監督要領

2) 大学院

大学院薬学研究科の入学試験は、アドミッション・ポリシーに沿って、学部入試と同様に厳正な判定基準を定め実施している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-1-17】大学院入試の判定基準

また、アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験区分毎に申し合わせ事項を策定し、選考方法、判定基準、試験問題出題委員等を定めている。試験問題の作成・校正は全て研究科委員で行っており、合格判定にあたっては、申し合わせ事項により研究科委員会の議を経て学長が決定している。

（エビデンス集・資料編）

【資料2-1-18】大学院入試申合せ事項

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

1) 学部

薬学部においては、多様な受験の機会を設けるとともに、ホームページ、高校訪問及び進学相談会等の様々な入試広報活動により志願者を募り、学生の質を維持しつつ安定した受入れ数の確保に努めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-1-19】ホームページ

「トップページ>入試情報>薬学部 薬学科/生命薬科学科 入試について  
>令和2年度入試日程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/pharmacy-admission/>)

【資料 2-1-20】令和元年度高等学校訪問及び進学相談会等について（報告）

薬学科は、各学年の定員に対する充足率は105%前後で推移しており（平成28年度～令和2年度）、適正水準を満たしている。これまでの教育実績を背景として、薬剤師養成を目的とした教育課程である本学科に対する認知度は高く、入学定員の充足は維持でき

ている。

生命薬科学科は、入学者数は定員を下回る状況となっているが、令和 2(2020)年度入学者選抜から生物選択を可能にしたため、志願者数・入学者数も増加している。薬学志望者のみならず、理工農学系への進学を考えている高校生等に、より広く薬学部を認知し、理解してもらうことを目的として「薬学部的未来探し BOOK」という大学案内別冊子を平成 30(2018)年度から作成し、進学相談会、高校訪問、オープンキャンパス、進路指導担当者のための入試説明会などの多様な機会を通じて、生命薬科学科の広報活動を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【データ編・共通基礎様式 2】

【資料 2-1-21】薬学部的未来探し BOOK

医学部医学科は、開設から 5 年目であり完成年度を迎えていないが、開設以降はいずれも入学定員と同数の受入を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【データ編・共通基礎様式 2】

## 2) 大学院

薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員は 20 名であるが、定員を充足できない状況が続いている。

薬科学専攻博士課程後期課程の入学定員は 3 名であるが、ほぼ収容定員を充足している。

薬学専攻博士課程の入学定員は 3 名であるが、年度によって入学者数に差があるものの、ほぼ収容定員を充足している。

大学院に進学するに当たっての経済的負担の軽減のための措置に関する情報を整理し、ホームページに掲載した。この資料も活用して大学院進学を推進して行く。

(エビデンス集・資料編)

【データ編・共通基礎様式 2】

【資料 2-1-22】ホームページ

「トップページ>入試情報>大学院 納付金について

>大学院生への経済的支援制度（経済的負担の軽減措置）」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/#keigen>)

## (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

### 1) 学部

薬学部においては、入学試験区分毎に入学者の入学後の学業成績を継続的に検証しており、入試区分、定員配分を含む入試制度の改善の必要性があるか常に検討している。

薬学科の定員は充足しているが受験者数の減少が続いており、生命薬科学科は定員未充足が続いている。従って本学の教育内容の特色を高校生・中学生とその保護者、高等学校・中学校の教員に対して分かりやすく示して行く必要があり、方策の一つとして、

各学科の特色を明確化し効果的に情報を発信するためホームページの刷新を計画している。掲載する内容としては多くの卒業生の様々な分野での活躍を紹介すると共に、その職種のやりがいや魅力を分かりやすく紹介していく予定である。

生命薬科学科においては、アドミッション・ポリシーを含む三つのポリシーについて改訂を行い、令和 2(2020)年度入学生のカリキュラムからゲノム医療や再生医療につながる知識を習得できる生物系科目（細胞工学概論、分子細胞生物学、放射線生物学、分子標的薬概論など 8 つの科目）を新設して選択を増やし、合わせて理科の受験科目を化学もしくは生物を選択受験できるようにして、興味ある領域を深く学べるよう変更した。

医学部医学科においては、入学試験区分別（修学資金の有無）、理科の入試科目選択別（生物、物理）、さらに小論文・面接試験の評価と、入学後の学業成績の関連について継続的に検証しており、入試制度の改善の必要性があるかどうか検討している。

## 2) 大学院

薬科学専攻博士課程前期課程は4年制学科である生命薬科学科の上に設置した大学院であり、入学生は本学の卒業生が中心となっている。他大学からの受験生が少なく、今後、現在より多くの学生が受験するよう幅広く広報活動を行っていく。大学院を修了した卒業生が活躍している様子を紹介し、具体的にキャリア形成の目標を立てて研究が進められるようにサポート体制をさらに充実させる。

薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程後期課程は、現在のところ（平成 30 年度から令和 2 年度）充足率 100%前後で推移しており、今後もこの傾向が続くよう広報活動を行っていく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援体制として、両学部で教員と担当課長で構成する学生委員会、教務委員会を設けている。また、学修・教育を支援する組織として薬学教育センター、医学教育推進センターを設けている。

教員（科目担当者、組担任、配属教室責任者（薬学部）、薬学教育センター、医学教育推進センター）、学務部教務課、学生課、医学部事務部教務課及び保健管理センター（福室分室を含む）の間で、Web 上での学生情報の共有システム（「学生カルテ」）なども有効に活用しながら、綿密な連携を構築し、教職協働による学生への学修及び授業支援を行っている。

（エビデンス集・資料編）

- 【資料 2-2-1】薬学部学生便覧 P30～P31 「13. 各種委員会紹介」、  
                  〃                  P93 「8. 薬学教育センターについて」、  
                  医学部学生便覧 P42 「医学部各種委員会」  
                  〃                  P43～P44 「医学教育推進センター」  
                  【資料 F-5】と同じ  
【資料 2-2-2】学生カルテシステム マニュアル

教育理念に基づき人材を育成するため次の取組を実施している。

1) 薬学部

新入生に対し、入学後の4月上旬に行う新入生オリエンテーションの中で、教務関係説明会として薬学教育全体のガイダンスを行っている。具体的には、教授要目のイントロダクション、内容の説明に始まり、前期に行われる体験学習、後期の基礎実習、履修単位の説明、試験日程の案内、自習室利用の説明、高校の授業と大学の講義の違い、大学でのノートの取り方など、本学における学びの仕組みとルールについて、指導を行っている。また同時に、ディプロマ・ポリシーの達成に向けた取組みとして、学生委員会と教務委員会が協働で作成した「薬学・生命科学を修得するための行動指針（ループリック評価）」について、学生へ説明・指導を行っている。

(エビデンス集・資料編)

- 【資料 2-2-3】教務関係説明会資料（薬学科 2019 年度入学生）、  
                  教務関係説明会資料（生命薬科学科 2019 年度入学生）、  
                  学習への取組み（2019 年度新入生）  
【資料 2-2-4】薬学・生命科学を修得するための行動指針（ループリック評価）

在学生には、4月上旬に各学年においてオリエンテーションを実施し、科目履修や進級条件の確認等を行っている。

実務実習については、開始前（薬学科4年次の12月）に、関係資料を配付し、担当教員から詳細な説明を行っている。

平成26(2014)年度から成績表の配付時期（年2回）に、1年次学生から4年次学生を対象に、前期・後期フォローアップオリエンテーションを行っており、成績表の配付、諸注意と連絡・指示事項を伝達している。また、ポートフォリオを作成させ、当該期の成績を基に行動を振り返り、次期への目標を考える機会を設けており、倫理観・人間力・主体性の育成に役立っていると判断している。成績不振学生に対しては、この時に、組担任が個別面談を行い、履修指導や学習相談を行っている。

(エビデンス集・資料編)

- 【資料 2-2-5】年度当初オリエンテーション進行メモ（薬学科 2～4 及び 6 年次）、  
                  年度当初オリエンテーション進行メモ（生命薬科学科 2～4 年次）  
【資料 2-2-6】実務実習の説明資料  
【資料 2-2-7】後期フォローアップオリエンテーションについて、  
                  フォローアップオリエンテーションの資料

薬学教育センターの学習支援部では、学生の自学自習を推進する学びの場として、また、学修履歴の多様な学生に対する学修支援の場として、効果的な学修支援（学習相談、補習講義、センター自習室利用）を行っている。加えて、成績不振者に対する個別指導を行い、基礎学力の向上、勉学意欲の向上に寄与している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-2-8】 ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学教育センターについて  
>薬学教育センター（学習支援部）」

([http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/pharm\\_edu/gakusyu\\_shien/](http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/pharm_edu/gakusyu_shien/))

## 2) 医学部

医学部の新入生に対しても、薬学部と同様に入学時の新入生オリエンテーションにおいて、教務委員長が、医学教育全体のガイダンスを行っている。具体的には、本学医学部の使命や、①アウトカム、②コンピテンシー、③カリキュラムツリー等に基づいて、これから学ぶ内容の科目間の繋がりや身につけるべき能力、科目における到達目標などの医学教育の全体像と、履修規程や進級条件などを説明し、大学における学習をスムーズにスタートできるように指導している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-2-9】 医学部新入生オリエンテーション資料（概要、教務関係について、  
学習生活について）

在学生には、年度当初4月にオリエンテーションを実施しその他に、1年次～3年次学生までは前期末（7月）・後期初め（8～9月）・後期末（1月）に、4年次学生では、前期末（7月）・臨床実習が始まる後期初め（10月）に、5年次学生では、前期5月にオリエンテーションを実施し、各学年における重要な科目・事項である、各種体験学習や共用試験（CBT・OSCE）、診療科臨床実習などについての諸注意・事前指導等を行っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-2-10】 医学部オリエンテーション資料（年度当初）

【資料 2-2-11】 医学部オリエンテーション資料（前期末、後期開始、後期末）

また、組担任は、1年次学生に対しては4～5月にかけて全員を対象に、2～3年次学生に対しては希望学生と成績不振学生を対象に7月頃と2月頃の年2回、個別面談を実施し、学習のみならず、生活面も含めた相談・指導にあたっている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-2-12】 面談の要領

1～2年次が小松島キャンパス、3年次以降が福室キャンパスでの学習が中心となるため、それぞれのキャンパスに医学教育推進センターの教員及び医学部事務部教務課スタッフを配置（さらに小松島キャンパスには、教養教育センターの教員を「副担任」として配置）

し、学修支援だけでなく、生活面まできめ細かいサポート体制を敷いている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-2-13】 本学ホームページ

「トップページ>医学部>医学教育推進センター」

([http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/education\\_center/](http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/education_center/))

【資料 2-2-14】「令和 2 年度 組担任」

## ② TA( Teaching Assistant )等の活用をはじめとする学修支援の充実

薬学研究科においては、演習科目の学修効果を高めるため、あるいは薬学部生の実習、卒業研究等の実験手技の解説及び実技指導のために、TA (Teaching Assistant) あるいは RA (Research Assistant) として、大学院生全員 (留学生及び社会人を除く) を採用し配置している。TA、RA となった学生は、教育職員としての自覚を持つとともに、事前準備や学部生からの質問、演習指導及び学生実習・実験研究の実技指導を通じて、自己の能力向上にも効果をあげている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-2-15】 ホームページ

「トップページ>入試情報>大学院 納付金について

>大学院生への経済的支援制度 (経済的負担の軽減措置)」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/#keigen>)

【資料 2-1-22】 と同じ

授業担当教員は毎週オフィスアワーを設け、講義内容についての疑問や分からない点などの相談を受け付けており、学生とのコミュニケーション強化と学生の自主的な学修を促すための支援を行っている。

教授要目に科目毎のオフィスアワーを掲載するとともに、学内システム (Campusmate-J) にて検索できるようにしている。オフィスアワーの指定時間と教員の出張や会議が重なった場合には、事前に各研究室入口に掲示して学生に周知している。両学部とも科目担当教員もしくは教室の学内メールアドレスを公開しており、疑問点の解決を促進する体制を取っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-2-16】 2020 年度教授要目 (薬学科、生命薬科学科)「オフィスアワー」、

2020 年度シラバス (医学科) P26~P27「シラバスの見方について」

【資料 F-12】 と同じ

身体等に障がいのある学生には、「東北医科薬科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (平成 31 年 3 月制定)」に従った配慮・対応を行っている。また、車椅子による移動を容易にするため、キャンパス内をバリアフリー化 (体育館等一部の施設を除く) し、建物入口のスロープの設置、自動扉、主要建物にエレベーターを設置している。主要建物間は、渡り廊下・連絡通路により連絡しており、スムーズな移動を可能にしている。また、各建物には多機能トイレを設置している。

相談体制としては、4年間持ち上がりの組担任制度（担任1名が学生25名を担当）により学生はいつでも組担任に相談できる環境にあるほか、相談窓口として学生課、保健管理センター、学生相談室があり、組担任と保護者と連携して、学生の状況把握に努めながら、学生が安心して学生生活を送れるよう必要な支援を行っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料2-2-17】東北医科薬科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

【資料2-2-18】薬学部相談体制、医学部相談体制

また、入学試験において、身体の障がい等のある志願者が受験上特別な配慮を必要とする場合には、出願する前に入試課に相談するよう学生募集要項に記載している。相談があった場合、別室での受験を許可するなど、身体の障がい等に応じて必要な措置を講じている。

（エビデンス集・資料編）

【資料2-2-19】令和2年度募集要項薬学部P4、P9、P13「出願上の注意」、令和2年度募集要項医学部P5「出願上の注意」

【資料F-4】と同じ

薬学部の中途退学者及び留年者への対応としては、教職員協働（組担任、学年主任、学生委員長、学生課）による中途退学者への対応、並びに薬学教育センターの学習支援部が留年者を含む成績不振学生への学修指導を重点的に取り組んできたことに加え、業務において得られた学生の成績不振に関する問題点を解析し、対応策を実行してきたことなどが挙げられる。

薬学部の中途退学者数は【資料2-2-20】のとおりであり、平成28(2016)年度から令和元(2019)年度にかけて減少傾向にある。また、留年者数においても平成28(2016)年度から令和元(2019)年度にかけて大きく減少しており、薬学部の取り組みが留年者、退学者の減少に繋がっているものと判断している。

（エビデンス集・資料編）

【資料2-2-20】退学者数及び留年者数の推移（薬学部）

【資料2-2-21】中途退学及び留年者に対する取組

医学部では、日常的な学修支援として、組担任・科目担当者・医学教育推進センター・医学部事務部教務課との綿密な連携に基づく指導により、授業欠席者への早期対応や成績不振者への補講などを通じた効果的な学修指導・支援を実施しており、これらの総合的なサポートが留年率の低さにつながっているものと考えられる。

（エビデンス集・資料編）

【データ編・表2-3】

【資料2-2-22】授業欠席者への早期対応（4.出欠状況入力）

【資料2-2-23】令和元年度医学部補講実施一覧

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

#### 1) 薬学部

成績不振による中途退学者及び留年者の減少に向けては、重要課題である低学年（1・2年次生）成績不振学生に対する対応、特に薬学教育センターの学習支援部における学修支援方法・科目の更なる強化を図る。具体的には、薬学教育センター学習支援部が実施してきた低学年成績不振学生に対する補習において、これまでの講義・演習形式に加えてプレテスト及びアフターテストを実施し、補習後、その結果について個別指導を行い、当該学生自身に理解度の自覚、学習の達成感をもたせると共に、勉学意欲・自律性の向上を図る。

#### 2) 医学部

成績不振学生に対する学習指導や科目間の成績評価基準の平準化のための客観的な指標として、令和2（2020）年度からGPAを導入した。また、今後、学生の自主学習時間や自習環境の満足度を把握するためのアンケートを実施し、学生のニーズを踏まえた学修支援体制の強化や環境整備に繋げていく予定である。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

薬学部は、薬学科(6年制)と生命薬科学科(4年制)の2学科を併置しているが、学生のキャリア形成や進路を考えると、各々の学科の特徴を活かした学生支援を行うことが不可欠である。

薬学科は、高度の専門性を持った「チーム医療および地域医療の一員として、臨床能力をもつ医療人として質の高い薬剤師」の養成を目的としている。薬学に関する基礎的な知識はもちろんのこと、豊かな人間性や高い倫理観、課題発見・解決能力、現場での実践力などを兼ね備えた薬剤師の養成を目指している。

生命薬科学科は、基礎薬学を土台に医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を学び、将来、薬の開発やバイオテクノロジー等の研究分野など幅広い分野で活躍できる人材の育成を目的としている。

キャリア教育としては、2学科の特色を活かしながら、卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るべく、教育課程においては、「キャリア形成教育科目」をカリキュラムに導入し、職業観・人生観の醸成を図っている。

薬剤師養成を目的としない生命薬科学科の学生を対象としたキャリア形成支援と就職支援の充実を図るため2年後期選択必修科目として「キャリア支援講座」を、また正課のカリキュラムには配置していないが3年前期に「キャリア支援講座Ⅱ」を実施している。こ

の取組では、低学年次からキャリア形成支援プログラムを実施し、進路意識や人生観・職業観の醸成を図り、社会人として必要な知識・技能・態度を修得させるとともに、学生自身の学習意欲の向上を図っている。3年次には様々なキャリア・就職支援行事を実施し、就職力の向上を図っている。

(エビデンス集・資料編)

**【資料 2-3-1】 キャリア形成教育科目（インターンシップ及びキャリア支援講座）**

教育課程以外のキャリア形成支援及び就職支援は、教員を主とした構成のキャリア支援センター及び就職課が中心となり、キャリア形成、就職に関する諸問題の検討と支援の充実・推進を図っている。キャリア支援センターは支援内容ごとに5つの担当部門に組織され、支援内容の策定と運営方法等について常時検討を行い、就職課と連携をしながら支援の充実・強化を図っている。

前期は主に、キャリア形成や就職活動への理解を深めるために「就職ガイダンス」、「業界研究・仕事の理解」、「職務適性テストによる自己分析」の支援講座を実施しており、後期は、「自己分析」、「履歴書・エントリーシート対策」、「SPI・筆記試験対策」「面接試験対策（模擬面接、グループディスカッション）」等、実践的な支援を中心に実施している。

両学科のキャリア教育科目を踏まえ、薬学科においては4年次から、生命薬科学科については3年次から年間を通じて実施している。また、就職活動を目前にした薬学科5年次生に対しても、実務実習終了後に「就職ガイダンス」や「就職活動直前講座」を実施している。

(エビデンス集・資料編)

**【資料 2-3-2】 キャリア支援センター規程**

**【資料 2-3-3】 平成31年度就職ガイダンス次第**

**【資料 2-3-4】 令和元年度就職活動直前講座実施要領**

キャリア形成、進路に対する相談・助言については、配属教室責任者とキャリア支援センターが連携してあたっており、学生が配属教室責任者と相談の後、必要に応じてセンター委員のアドバイスを受けることができる体制となっている。また、低学年の学生については、組担任に相談し助言を受ける体制となっており、センター委員や就職課員も相談に応じている。この他にも、センター委員による模擬面接、就職課による個別相談、エントリーシート添削、ハローワークによる就職相談（月2回）を実施している。さらに、センター委員による病院・企業訪問も実施しており、採用の御礼も兼ねて東北の基幹病院や関東地区の製薬会社等を訪問し、インターンシップ受入の依頼や採用等に係わる情報収集を行っている。

(エビデンス集・資料編)

**【資料 2-3-5】 令和2年度薬学部キャリア・就職支援行事予定表**

**【資料 2-3-6】 令和元年度薬学部キャリア・就職支援実施報告書**

インターンシップは、学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行い、自己のキャリア形成や進路の選択について考える貴重な機会である。

生命薬科学科においては、3年次に選択科目としてインターンシップを実施しており、毎年数多くの学生が参加している。

一方、薬学科では4年次から5年次に開講される必須科目である22週間の実務実習において、病院及び薬局の現場を長期間研修することからインターンシップの参加については任意としているが、実務実習では体験できない製薬企業や公務員を希望する学生が多い。

なお、実務実習では業務内容を理解するだけでなく、医療の現場で実務のプロセスを体験的に学ぶことにより、対人関係能力や問題解決能力などを習得する機会となっている。

インターンシップの参加状況については、資料2-3-5のとおりである。

(エビデンス集・資料編)

**【資料2-3-7】令和元年度インターンシップ参加状況（夏季実施分）**

学生の企業研究の一環として、11月に業界・仕事研究セミナー、就職活動が開始される3月に合同就職説明会を学内で開催している。11月は製薬企業、病院、薬局等、約100事業所の参加をいただき、薬学科5年次生、生命薬科学科3年次生及び大学院生を対象に実施している。また、毎年3月には約300事業所の参加をいただき、就職活動を控えた薬学科5年次生、生命薬科学科3年次生、大学院生を対象として実施している。

(エビデンス集・資料編)

**【資料2-3-8】令和元年度業界・仕事研究セミナー実施報告書**

**【資料2-3-9】合同就職説明会（参考：H31年3月実施報告）**

**【資料2-3-10】本学ホームページ**

「[トップページ](#)>薬学部>薬学科>進路」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/career/>)

「[トップページ](#)>薬学部>生命薬科学科>進路」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/career/>)

以上のとおり、キャリア支援は、配属教室責任者、キャリア支援センター、就職課の三位一体によるスクラム体制で行い、学生一人ひとりの個性を活かしたキャリア形成支援と就職支援の強化を図っていることから、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は概ね整備されていると判断している。

**(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）**

薬学科においては、5年次に実務実習を実施するため、就職支援については4年次から実施している。本来ならば、5年次は就職活動の準備の期間であり、最も就職支援の強化を図らなくてはならない時期であるため、5年次に対しても直前の対策講座を実施している。4年次に対してはスタート時に新たにキャリアガイダンスを実施し、キャリア形成の意識の向上を図っている。支援行事の時期や内容については、学生のニーズを把握し、参加率向上を図るために今後も必要な検討を行う。

生命薬科学科では、学科設立の目的でもある「基礎薬学を土台に医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を学び幅広い分野で活躍できる人材養成」に向けて、「キャリア支援

講座」等の見直し検討も含め、更なるキャリア形成支援、就職支援の充実を図る。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ① 学生生活の安定のための支援

#### 1) 学生サービス、厚生補導のための組織の設置

学生の厚生補導は薬学部・医学部それぞれに組織された「学生委員会」が担当している。両学部の学生委員会は学生委員長、学生副委員長、教務委員長、各学年主任、学務関係部課長などで構成されており、分野別に 6 部門（学年主任・組担任部門、学生生活部門、健康部門、教育部門、学生情報管理部門、奨学金関連部門）に分割組織されている。また、医学部完成年度までは上記 6 部門に加え、両学部の学生委員会の連携を目的とした、学部連携部門を設けている。

各学部の学生委員会は、それぞれ月 1 回の定例会議を開催し、学生のより良い学習環境づくりのために、生活、健康、勉学に関する事項等、学生生活全般に関わる案件について、情報の共有及び討議・審議を行い、厚生補導に関する適切な対応を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-4-1】薬学部学生委員会内規

【資料 2-4-2】薬学部学生便覧 P30「13. 各種委員会紹介 薬学部学生委員会」

【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-3】令和 2 年度 薬学部 学生委員会部門及び担当者

【資料 2-4-4】医学部学生委員会内規

【資料 2-4-5】医学部学生便覧 P42「医学部各種委員会 医学部学生委員会」

【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-6】2020 年度 医学部 学生委員会部門及び担当者

薬学部薬学科は 1 年次から 4 年次まで 1 学年 6 クラスとし、1 年次から 3 年次までは各クラスに 2 名、4 年次は各クラスに 1 名の組担任を配置している。

薬学部生命薬科学科は 1 年次から 3 年次前期まで 1 学年 1 クラスとし、各クラスには在籍学生数に応じて 1 名～2 名の組担任を配置している。

医学部医学科は 1 年次から 6 年次（予定）まで 1 学年 1 クラスとして各クラスに 4 名の組担任を配置しており、加えて 1・2 年次においては、学生が講義を受けている小松島キャンパスと組担任が常勤している福室キャンパスとでキャンパスが異なるため、緊急時などの初期対応ができるよう各学年に小松島キャンパス所属の教養教育センターの教員を副担任として、1 年次には 2 名、2 年次には 1 名配置している。

学部ごとに各学年それぞれに 1 名の学年主任を配置している。学年主任及び組担任は

各学部の教員が担っており、学生が学生生活を送る上で、当面関わる諸問題（学業、健康、人生問題、対人関係、進学、就職など）に対して、関連組織（薬学教育センター、医学教育推進センター、各科目担当者、保健管理センター、学生相談室など）と連携しながら、個々の学生に対応したきめ細やかな指導・支援を行っている。

また、薬学科 5～6 年次及び生命薬科学科 3 年次後期～4 年次は研究室へ配属となり、配属教室責任者が組担任に準じた対応を行っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-4-7】薬学部学生便覧 P35 「1. 組担任及び学年主任について」、  
医学部学生便覧 P47 「組担任」 【資料 F-5】と同じ

学生生活全般に関わる学生支援業務サービスは、小松島キャンパスにおいては学務部学生課が、福室キャンパスにおいては医学部事務部教務課が窓口を担当しており、奨学金業務、証明書発行業務、学生の自治組織である「学生会」の支援業務、その他学生の厚生補導に関する業務などを行っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-4-8】薬学部学生便覧 P29 「12. 事務局窓口案内」、  
医学部学生便覧 P18 「事務局窓口案内」 【資料 F-5】と同じ

## 2) 奨学金など学生に対する経済的な支援

平成 24(2012)年度から薬学部生を対象に、学業成績の向上及び学業を奨励することを目的とした特別奨学金制度を設けている。本学の入学試験において、特に優秀な成績により入学した学部生（新入生 20 名）及び、在 student で特に優秀な成績を修めた学部生（2～4 年次各 20 名、5～6 年次各 18 名）に対して奨学金を給付している。

また、本学独自の貸与型奨学金として、薬学部生及び大学院生を対象とする創設者高柳義一奨学金を設けている。

本学独自の奨学金に加え、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体の奨学金、民間団体の奨学金などの利用に関する手続き対応、相談・支援等を学務部学生課で行っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-4-9】特別奨学金規程

【資料 2-4-10】創設者高柳義一奨学金規程

【データ編・表 2-7】

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）及び長野県北部の地震、平成 30 年北海道胆振東部地震で被災した学生（薬学部生、大学院生）に対して、授業料等納付金の減免措置を行っている。令和 2(2020)年度は東日本大震災被災に係る特別措置として 27 名の支援を行った。長野県北部の地震及び平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災学生はいなかった。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-4-11】東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）及び長野県北部の地震に係る令和 2 年度震災特別措置要項

**【資料 2-4-12】平成 30 年北海道胆振東部地震に係る令和 2 年度震災特別措置要項**

また、令和元年度においては、令和元年台風第 19 号により被災した受験生 1 名及び在学学生 1 名に対し、入学検定料の免除及び災害給付金給付の特別措置を実施した。

(エビデンス集・資料編)

**【資料 2-4-13】令和元年台風第 19 号による被災者に対する特別措置要項**

医学部においては、東北の地域医療に貢献しようとする高い志を持った学生を経済的に支援するものとして、東北地域医療支援修学資金制度を設けている。本学を卒業後に医師として東北の地域医療に一定期間従事することで貸与金額が全額免除となる制度で、本学の医学部生の入学定員 100 名のうち 55 名が対象となる。

(エビデンス集・資料編)

**【資料 2-4-14】修学資金制度のご案内**

3) 学生の課外活動への支援

課外活動団体としては、学生の自治組織である学生会や大学祭実行委員会をはじめ、学術部 9 団体、文化部 11 団体、体育部 24 団体があり、それぞれ薬学部・医学部合同で活動している。各団体には教員を顧問として充てており、原則として学生の自主性を尊重しながら、学生委員会や顧問、事務局が活動をサポートしている。

経済的な面では、二松会（保護者会）や同窓会から学生会全体の活動や大学祭、課外活動への補助を目的とした支援をいただいている。

(エビデンス集・資料編)

**【資料 2-4-15】薬学部学生便覧 P80 「2020 年度 課外活動団体一覧」、  
医学部学生便覧 P30 「課外活動」 【資料 F-5】と同じ**

**【データ編・表 2-8】**

4) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等の実施

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等に対応する施設として、保健管理センター、学生相談室がある。

保健管理センターは、学生及び教職員の健康の保持・増進を図ることを目的として、学医、看護師、臨床心理士が各種対応を行っており、学医による医療相談及び臨床心理士による心理相談を予約制で行っている。

また、年度初めに実施している新年度オリエンテーションでは全学生に対する健康診断と、薬学科 1～4 年次生、生命薬科学科 1～3 年次生、医学部 1～2 年次生に対して GHQ (General Health Questionnaire) 精神健康調査を実施している。得られた結果は、保健管理センターと組担任とで共有し、学生生活を送る上で特に配慮が必要であると判断された学生については緊密に連携して適切に対応できる体制をとっている。

(エビデンス集・資料編)

- 【資料 2-4-16】薬学部学生便覧 P49 「5. 保健管理センター」  
医学部学生便覧 P26～P27 「保健管理センター」  
【資料 F-5】と同じ

学生相談室は、安定した学生生活を送ることができるよう、遭遇する様々な事柄について学生と相談員が話し合える場所として、小松島キャンパスでは平成 24(2012)年より、福室キャンパスでは平成 30(2018)年のキャンパス設置とともに開設している。相談は予約制とし、原則として毎週月曜日の夕方に相談時間を 1 人 30 分以内として行っている。相談員は小松島キャンパスが 8 名、福室キャンパスが 5 名おり、交代で担当している。年に 5 回発行する“学生相談室だより”に開設日・時間帯ごとの担当者を記載し、学生が面談希望日と相談員を選択できるようにしている。

(エビデンス集・資料編)

【データ編・表 2-9】

上記のほか、ハラスメント防止パンフレットを作成し、新年度オリエンテーション時に全学部生、大学院生へ配付し、ホームページでも見ることができるようにしている。パンフレットの裏表紙には本学教職員 18 名により構成されるハラスメント相談員の名簿を記載しており、いつでも相談できる体制をとっている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-4-17】ハラスメント防止パンフレット

【資料 2-4-18】本学ホームページ

「トップページ>在学生の方へ>ハラスメント防止について」

([http://www.tohoku-mpu.ac.jp/for\\_students/](http://www.tohoku-mpu.ac.jp/for_students/))

また、一人暮らしを行う学生のために、アパート紹介業務を外部指定業者に委託し、年間を通じて学生のアパート相談に応じている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-4-19】本学ホームページ

「トップページ>キャンパスライフ>サポート体制>アパート・マンションの紹介」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/campus/support/>)

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対する相談窓口は複数設けており、その内容に応じて随時、教職員が対応できる体制をとっている。今後も学生からの相談内容や要望、状況等を考慮し、学生にとってより良い対応がとれるよう、適宜改善していく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 1) 施設設備の整備

校地面積は104,207㎡であり、収容定員（薬学科1,800人、生命薬科学科160人、医学科（完成年度）：600人）1人当たり40.7㎡となる。大学設置基準上必要な校地面積は46,820㎡であり、本学は設置基準を十分に満たしている。

校舎の面積は131,921㎡である。大学設置基準上必要な校舎面積は61,917㎡であり、本学は設置基準を十分に満たしている。

（エビデンス集・データ編）

【データ編・共通基礎様式1】

主に通常の講義を行う場である講義室は、36室（小松島31室、福室5室）あり、全講義室に映像・音響設備を備えている。

また、演習室は34室（小松島12室、福室22室）あり、PBL 室として少人数による参加型・討論型の学習に適応した施設である。演習室にはPC、プロジェクター及び必要書籍等が常備され活用されている。

教員研究室は、個室85室（薬学部29室、医学部48室、教養教育センター8室）である。

（エビデンス集・データ編）

【データ編・共通基礎様式1】

学生の修学や生活のための設備として、レストラン、カフェテリア、売店、書店、図書館、情報科学センター、自習室、ロッカー等を設置している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-5-1】 薬学部学生便覧 P219～P239 「XII キャンパスマップ・平面図」

医学部学生便覧 P98～P137 「キャンパス・附属病院」

【資料 F-5】 と同じ

学生生活調査を毎年行い、大学施設・設備に関する学生の意見を汲み上げて、学生が満足している施設・場所がどこで、学生が不満のある施設・場所がどこなのか、を計数的に把握することにより、施設・設備の改善に反映させている。

（エビデンス集・資料編）

【資料2-5-2】 令和元年度学生生活調査結果薬学部（施設満足度）、

令和元年度学生生活調査結果医学部（施設満足度）

#### 2) 施設設備の安全性

小松島キャンパスの教育研究棟（地上10階・6階のツインタワー）を免震構造とし、建物だけではなく実験機器等の安全性にも配慮している。教育研究棟以外の他の建物（福室キャンパスの医学部教育研究棟含む）についても、一般建物の耐震基準の1.25倍の強度で設計されており、十分な耐震性を確保している。また、既存体育館は新耐震基準による補強工事を完了している。

（エビデンス集・資料編）

【資料2-5-3】80周年記念誌 P49～P51

「耐震、免震構造により軽微で済んだ建物被害」、  
小松島キャンパス「構造計算概要書」、体育館「耐震診断概要」

管理については、保守管理専門業者に委託し計画的に実施している。各種設備機器の法定点検、定期点検の他、日常の稼働状況を防災センターにおいて中央監視及び巡回監視による24時間体制で実施しており、緊急時への対応にも万全を期している。

以上より、施設・設備の安全管理面においても十分に維持管理されていると判断する。

（エビデンス集・資料編）

【資料2-5-4】建物維持管理業務

【資料2-5-5】建物維持管理組織図

防犯については、警備員による昼夜にわたる巡回、監視を24時間体制で実施している。また、外来者については入構証（ICカード）による徹底管理の他、各建物には防犯カメラを設置して遠隔監視も行うなどの防犯対策を講じている。

防災については、本学の「防災管理計画」に基づく防災訓練を消防署の立会のもとに年2回実施している。また、職員による火災予防組織及び自主点検検査組織を定めており、部屋毎の危険物の保管状況等の自主点検を年1回実施し、職員の火災予防への啓発を実施している。

地震災害への備え、地震が発生した時の対応、安否確認方法、緊急連絡システム、応急手当及び構内避難場所等をまとめた「危機管理マニュアル」を作成し毎年新入生に配布し災害時対応への啓蒙を図っている。

小松島キャンパスにおいては、防災対策委員会が策定した備蓄計画を基に全学生及び全教職員分の非常食、飲料水を3日分備蓄している。なお、福室キャンパスについては、令和2年度から順次、非常食や飲料水を備蓄していく予定である。他に防災毛布等の防災用品を計画的に備蓄している。

（エビデンス集・資料編）

【資料2-5-6】火災予防組織、自主点検検査組織

【資料2-5-7】防災管理計画表

【資料2-5-8】東北医科薬科大学危機管理マニュアル（学生用）

## ② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1) 実習施設

小松島キャンパスにおいては、6つの実習室（物理化学・分析系、薬理系、微生物・病

態系、薬剤学系、生化学・衛生化学系、基礎化学・生薬系) とラジオアイソトープセンターを有効活用し、薬学科、生命薬科学科及び医学科1、2年次の実習を実施している。

(エビデンス集・資料編)

【資料2-5-9】薬学部学生便覧 P221～P222、P227「XIIキャンパスマップ・平面図」

【資料 F-5】と同じ

【資料2-5-10】2019年度薬学部実習予定表

福室キャンパスでは、2つの実習室(解剖学実習施設、病理学実習室)があり、医学科2年次前期開講の解剖学実習・組織学実習と3年次前期開講の病理学実習を実施している。

(エビデンス集・資料編)

【資料2-5-11】医学部学生便覧 P114～P115「キャンパス・附属病院」

【資料 F-5】と同じ

【資料 2-5-12】2019年度医学部時間割(実習含む)

### 3) 自習環境

学生の自学・自習のために、学生自習室8室(小松島6室:370席、629㎡・福室2室:84席、256㎡)が常時開放されている他、情報科学センター2室(小松島:186席、457㎡)が授業時間以外に開放されている。さらに、年2回の定期試験時には、講義室の一部について時間を限って学生の自習のために解放していることもあり、効果的な教育を行うために必要かつ十分な施設の面積及び設備が確保されている。

福室キャンパスにおいてはSGD室(17室)も授業時間以外は開放しており、学生1人当たりの面積も十分に確保されている。

(エビデンス集・資料編)

【資料2-5-13】小松島キャンパス自習室の利用場所及び時間について、SGD室利用案内

### 4) 附属図書館

本学の附属図書館は、小松島キャンパスの本館、福室キャンパスの医学分館で構成されており、図書約13万冊・雑誌1,190種類を所蔵している。また、電子ジャーナル約10,300種類・電子書籍約21,600タイトル、各種データベースを本学全施設(大学2キャンパス・附属病院2施設)で利用できるようにしている。本館・医学分館ともに医学教育に関わる冊子体資料を揃えることができ、学習サポート体制を整えることができたと判断する。

近年はデジタルコンテンツの拡充に取り組んでおり、本学所属の利用者は自身の端末を学内ネットワークに接続することで、学内・学外を問わず利用することができ、利便性が高いものになっていると判断する。

また、図書館システムにより情報発信・各種手続きをオンライン化することで、利用者の利便性向上に努めている。蔵書構築については、学内からの購入希望や図書委員による各種選定を行い、図書委員会において審議の上、大学の教育・研究活動に必要な資料の整備を図っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料2-5-14】令和元年度 図書館利用状況

#### 5) 情報科学センター

情報科学センターは多数の授業・実習に活用されており、平成 30(2018)年度では 23 科目におよぶ。また、薬学共用試験 (CBT:Computer Based Testing) や医学系共用試験 CBT などに関連する多数の講習会やコンピュータを利用した模擬試験も実施している。授業時間外には、学生の自習、研究に幅広く活用されており、年間利用者数は延べ 1 万人を超える。以上のことから、同センターの設備について十分な活用が図られていると判断している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-5-15】情報科学センター利用者数

【データ編 表 2-12】

### ③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がい者へ配慮し、車椅子による移動を容易にするため、小松島・福室の両キャンパスのバリアフリー化 (体育館等一部の施設を除く) として建物入口のスロープの設置、自動扉の設置、主要建物にエレベーターを設置している。また、各建物には多目的トイレを設置している。

主要建物間は、渡り廊下・連絡通路により連絡しておりスムーズな移動を可能としている。

以上より、施設・設備の利便性は図られていると判断する。

(エビデンス集・資料編)

【資料 2-5-16】施設・設備 (バリアフリー)

### ④ 授業を行う学生数の適切な管理

薬学科は 1~3 年次生まで 2 クラス (約 110 名程度) を基本として講義を行っている。講義棟の講義室の収容人数は 160 名~180 名であり、学生数は概ね 110 名前後であるので適切な範囲である。また、薬学科 4 年次生については、中央棟の 180 名収容の講義室において 3 クラス (約 150 名程度) 毎に行っている。以上より、学生数に応じた講義室での教育が行われていると判断する。

生命薬科学科は定員の 40 名以内で講義を行っている。

医学部医学科は 100 名前後での講義が基本である。講義室の収容人数は、135 名~150 名であり、学生数に応じた適切な教育が行われていると判断する。

(エビデンス集・データ編)

【データ編・共通基礎様式 1】

【資料 2-5-17】講義室の収容人数一覧

### (3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

小松島キャンパスは、先端的な薬学教育研究施設及び最新の設備・機器の整備、高度の

耐震性を備えた安全で快適な学修環境が整備され、運用面でも適切かつ有効に活用されている。今後は教育研究活動、学生の学修活動のより一層の活性化を図っていくため、利用状況等の実情把握を継続的に実施していく。

医学部では、学年進行に伴い、主に3年次以上の教育環境として、福室キャンパス・医学部教育研究棟が平成30(2018)年に完成し、安全で充実した医学教育・研究環境を整備している。

また、学生生活調査での大学施設・設備に関するアンケートで、施設・設備に関する不満の理由を具体的に把握し、学生委員会で改善案を審議のうえ、関係部門に働きかけを行っていきながら継続的に施設設備の改善・向上を図っていく。

附属図書館本館（小松島キャンパス）においては、土曜日の開館時間延長及び日曜日の開館について検討事項となっているが、学生の要望やほかの施設も含めた利用状況や警備体制等を考慮しつつ、さらに無人開館を可能とする設備の導入も視野に入れ長期的に検討を行っていく。

平成30(2018)年4月に運用を開始した医学分館(福室キャンパス)の蔵書構築については、今後も継続的に新刊を購入し充実を図ることを計画している。また、本館所蔵の取り寄せ等の対応を迅速に行い利便性の向上に努める。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

薬学部では組担任が担当クラスの学生と年に2回の個別面談を行い、学修支援に対する学生の意見等を把握・対応している。また、その面談内容は、各学年主任を通じて学生委員会へ集約して報告され委員会としての対応を検討している。

医学部では組担任が担当学生と年に1~2回の個別面談を行い、学修支援に対する学生の意見等を把握している。また臨床実習開始後（4年次以降）は必要に応じて個別面談を行っている。その面談内容は、各学年主任を通じて学生委員会へ報告され、必要に応じて対応を検討している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-6-1】 令和元年度 第 4, 7, 12 回薬学部学生委員会議事録 「面談報告」

【資料 2-6-2】 医学部学生面談結果の活用について

講義に対する学生の満足度を調査するため、毎学期に実習を除く全ての科目を対象に授業アンケートを実施しており、その結果は学生だけでなく HP でも広く公開している。また、迅速な授業改善を目的に、授業アンケート結果に基づいた自己評価や改善策を明記した「授業自己評価報告書」（薬学部及び教養教育センター教員）又は「授業の振り返りと改善等報告書」（医学部教員）の提出を全教員に義務付けている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-6-3】 令和元年度薬学部授業アンケート調査報告書（概要）、  
令和元年度医学部授業アンケート集計結果（概要）

【資料 2-6-4】 平成 30 年度授業の自己評価報告書（前期・後期）、  
令和元年度授業の自己評価報告書（前期）、  
授業の振り返りと改善等報告書（様式）

医学部では、授業内容、科目構成、評価などカリキュラム全体に対する意見を収集し、科目担当者にフィードバックして改善に活かすことを目的として「カリキュラムアンケート」を実施している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-6-5】 カリキュラムアンケート

年に一度、在学生の保護者を対象とした在学生保護者教育懇談会を開催し、教務関係、学生生活関係、就職関係の現況を説明している。希望者には組担任や配属教室責任者との個別面談も実施しており、学生本人だけでなく、保護者からも種々のご意見をいただいている。いただいた意見・要望等については、関連部署において適宜対応している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-6-6】 令和元年度在学生保護者教育懇談会開催報告

## ② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見をくみ上げる一つの仕組みとして、全学部生を対象とした学生生活調査を行っている。調査は、毎年実施し、大学に対する満足度や悩みなどを把握するとともに、学生の意見・要望を集約している。調査結果の意見・要望については、学生委員会で協議し、回答が必要と判断されるものについては学生にフィードバックしている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-6-7】 令和元年度第 9 回薬学部学生委員会議事録「学生生活調査」、  
令和元年度第 8 回医学部学生委員会議事録「学生生活調査」

様々な事柄について学生と相談員が話し合える場所として学生相談室を設けており、学修上の悩みや進路などについても相談可能となっている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-6-8】 薬学部学生便覧 P48 「4. 学生相談室について」、  
医学部学生便覧 P26 「学生相談室」 【資料 F-5】 と同じ

組担任による学生との個別面談及び保護者との在学生保護者教育懇談会での面談で得た相談・要望内容や、大学の事務局に直接寄せられた要望等は、学生委員会で議論・整理し、必要に応じて関連組織・部署と連携しながら解決に当たっている。なお、学内で相談・要望内容を取り扱う際には、相談・要望を挙げた学生個人が特定されないように匿名化するなど配慮している。

【資料 2-6-9】個人面談における意見・要望等報告書（令和元年度 在学生保護者教育懇談会）

薬学教育センターでは留年者を含む成績不振の学生を受け入れ、学習の指導支援を行う他、成績不振学生に対し面談を通して生活指導などのアドバイスも行っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-6-10】ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学教育センターについて  
>薬学教育センター（学習支援部）」

([http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/pharm\\_edu/gakusyu\\_shien/](http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/pharm_edu/gakusyu_shien/))

医学教育推進センターでは、成績不振の学生に対する指導を行うとともに、学生からの学習等に関する相談にも応じている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 2-6-11】医学教育推進センターの相談対応状況（2019 年度）

### ③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活調査（既出 2-6-①）では施設・設備に関する質問も行っており、その結果は関連部署へ報告をしている。

また、組担任による学生との個別面談（既出 2-4-①）及び保護者との在学生保護者教育懇談会（既出 2-6-①）での面談で得た要望内容や、大学の事務局に直接寄せられた要望等についても、関連部署へ報告をし、適宜対応している。

#### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学生生活調査及び学生や保護者との個別面談を継続して行い、変化する学生のニーズを的確に把握し、学生生活の更なる充実を図る。

#### 【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、教育研究目的に沿ったアドミッション・ポリシーを定め、様々な周知方法により、志願者に対し本学が求める学生像などをわかりやすく伝えることができていると判断している。

入学試験は、入学試験実施取扱要項や監督要領などに基づき厳格に実施されており、入学者の選考は厳正な判定基準を定めこれに基づき行っている。

薬学科及び医学科では定員に対する充足率が100%を満たしており、適切な学生受け入れ数となっている。生命薬科学科では定員を下回る状況が続いており、WGを立ち上げてカリキュラムの方向性を話し合った。今後その結果を踏まえ、生命薬科学科委員会においてカリキュラムの改訂に向けて検討することとしている。

学修支援体制及び相談体制としては、組担任、教室配属責任者、相談員、薬学教育センター、医学教育推進センター、保健管理センター、学務部教務課、学生課、医学部事務部教務課が連携を取っており、各部署に所属する教職員の対応により適切に機能していると判断している。

キャリア支援については、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立を図るための指導が概ね整備されていると判断している。

学生が安定して学生生活を送ることができるように、心とからだの健康、学業と生活上の相談員制度を設けるとともに、経済的な支援や大学設置基準を上回る校地・校舎を整備し、その施設・設備は、質及び量の両面において教育課程の運営に十分なものと判断している。また、学生生活全般に関する学生の実態を把握する上で、学生生活調査は有効な手段と判断している。

以上のことから、基準2を満たしていると判断できる。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 1) 薬学部・薬学研究科

薬学部及び薬学研究科の教育研究上の目的は、大学の建学の精神、教育理念、社会のニーズを踏まえて設定しており、ディプロマ・ポリシーはこれに基づき、医療を取り巻く様々な問題に対応できる問題解決能力と高いコミュニケーション能力を有する人材の輩出を目指したものとなっている。生命薬科学科のディプロマ・ポリシーはカリキュラム・ポリシーと共に令和元年度に改訂した。

ディプロマ・ポリシーの策定及び改訂に当たっては、薬学部教務委員会又は生命薬科学科委員会で原案を作成し、薬学部教授会又は研究科委員会、大学運営会議、理事会を経て承認されている。

(エビデンス集・資料編)

【資料3-1-1】薬学部学生便覧 P10～P14「薬学部・薬学研究科のディプロマ・ポリシー」 【資料F-5】と同じ

【資料 3-1-2】2019 年度第 4 回薬学部教務委員会議事録（第 2 号議案）

【資料 3-1-3】第 930 回薬学部教授会議事録（第 3 号議案）

【資料 3-1-4】第 20 回大学運営会議議事録（第 2 号議案）

【資料 3-1-5】第 467 回理事会議事録（第 2 号議案）

また、大学院薬学研究科の三つの方針について再点検した結果、大学院薬学研究科のディプロマ・ポリシーについて、大学の建学の精神、教育理念、「三つの方針」の相互の関連性を考慮すると、より明確な表現へと改訂する必要があると判断され、令和元年度の薬学部教務委員会による審議により原案を作成し、研究科委員会でさらに審議し改訂案を策定した。最終的には第 471 回理事会で承認されている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-6】2019 年度第 10 回薬学部教務委員会議事録（第 4 号議案）

【資料 3-1-7】第 584 回研究科委員会議事録（第 4 号議案）

【資料 3-1-8】第 24 回大学運営会議議事録（第 5 号議案）

【資料 3-1-9】第 471 回理事会議事録（第 17 号議案）

このようにディプロマ・ポリシーの策定及び改訂は、適切なプロセスを経て行われて

いる。制定されたディプロマ・ポリシーについては、学生便覧にて学生、教職員に周知され、また、ホームページにも掲載している。また、高校の進路指導担当者のための薬学部・医学部説明会でも説明しているため、広く社会にも周知されていると判断する。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-10】 本学ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学科>学科紹介>ディプロマポリシー」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/>)

「トップページ>薬学部>生命薬科学科>学科紹介>ディプロマポリシー」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬科学専攻 博士課程前期課程：  
2年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬科学専攻 博士課程後期課程：  
3年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬学専攻 博士課程：4年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/>)

【資料 1-2-13】 と同じ

【資料 3-1-11】 進路指導担当者のための薬学部・医学部説明会資料(募集要項)

【資料 F-4】 と同じ

## 2) 医学部

医学部の教育研究上の目的は、大学の建学の精神、教育理念、社会のニーズ及び本学医学部が設置認可される際の前提として発出された「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」(平成 25 年 12 月 17 日、復興庁・文部科学省・厚生労働省 3 省庁合意)を踏まえて設定されている。

これらを踏まえ、ディプロマ・ポリシーは、総合的な臨床能力を十分に身につけ、地域医療で活躍できる医療人(医師)の輩出を目指したものとなっている。

ディプロマ・ポリシーの策定及び改訂については、設置認可申請前の医学部設置準備委員会(ワーキンググループ(以下「WG」)含む)にて協議の上原案を作成し、理事会での承認後、文部科学省に設置認可申請している。

医学部開設後は、学生便覧にて学生・教職員に周知し、ホームページにも掲載し、広く社会にも周知されていると判断する。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-12】 東北地方における医学部設置認可に関する基本方針

【資料 3-1-13】 医学部学生便覧 P5～P6「ディプロマ・ポリシー」

【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-1-14】 本学ホームページ

「トップページ>医学部>カリキュラム&特徴(参加型臨床実習)  
>ディプロマポリシー」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/>)

【資料 1-2-13】と同じ

【資料 3-1-15】第 62 回医学部設置準備 WG（記録）

## ② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

### 1) 薬学部・薬学研究科

各基準（単位認定、進級、卒業認定、修了認定）について、具体的には①で示したディプロマ・ポリシーを踏まえ以下のとおり定めている。

#### ア) 単位認定基準

試験及び単位修得の認定について、薬学部は学則第 10 条と薬学部履修規程に定めており、薬学研究科は大学院学則第 13 条に定めている。

薬学部においては、薬学科及び生命薬科学科ともディプロマ・ポリシーと各授業科目の関連性が理解し易いようカリキュラムマップを教授要目及びホームページに掲載している。また、薬学科においては、令和元年度入学生よりディプロマ・ポリシーに基づくルーブリック評価を開始した。薬学科では 6 年間かけてディプロマ・ポリシー対応のルーブリック評価で一定の基準に到達することを目指す教育がスタートしている。ルーブリック表を用いた自己評価及び教員評価を取り入れることでディプロマ・ポリシーの実質化に向けた学修を促すシステムは新しい取組みという点で評価できる。

また、学則第 12 条に「成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする」とあり、薬学部履修規程第 5 条に、令和元年度入学生までの成績の評価基準は「秀 100～91 優 90～76 良 75～66 可 65～60 不可 59～0」と定めている。令和 2 年度入学生からは薬学部履修規程第 5 条の改訂により成績の評価基準を「秀 100～91 優 90～81 良 80～71 可 70～60 不可 59～0」と定めている。令和 2 年度入学生から Grade Point Average（以下 GPA という）を導入するにあたり、各評価の数値の幅ができる限り均等になるよう、この成績の評価基準の見直しを行ったところである。

薬学部履修規程第 20 条には留年学生の成績評価の特例の項を設け、既に単位を取得した科目の履修を認め、以前より上位の評価を得た場合はそれを採用するものとして、学修意欲の向上を図ることにした。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-1-16】薬学部学生便覧 P106 「東北医科薬科大学学則第 10 条、12 条」、  
薬学部学生便覧 P119 「薬学部履修規程第 5 条、第 6 条」

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-17】大学院学生便覧 P171 「東北医科薬科大学大学院学則第 13 条」

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-18】2019 年度薬学部学生便覧 P119 「薬学部履修規程第 5 条」

【資料 3-1-19】本学ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学科>学科紹介>薬学科カリキュラムマップ」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/>)

【資料 3-1-20】薬学科ディプロマポリシー対応ルーブリック評価表

イ) 進級基準

薬学部の学科毎における各学年の進級条件は、薬学部履修規程第 17 条にそれぞれ定めている。令和 2 年度入学生から、GPA の数値の基準値を設け、必修科目の進級条件を満たしていなくても GPA を含む一定基準を満たせば進級とする運用を開始した。当初 6 年間は特に、GPA の基準値や運用方法等が適切かどうかを注視していく。なお、薬学研究科では進級条件を定めていない。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-21】薬学部学生便覧 P120～P121 「薬学部履修規程第 17 条」

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-22】2019 年度薬学部学生便覧 P120～P121 「薬学部履修規程第 16 条」

【資料 3-1-23】東北医科薬科大学薬学部 GPA に関する取扱い要項

【資料 3-1-24】GPA の活用について

【資料 3-1-25】薬学部学生便覧 P60～P61 「4. GPA 制度について」

【資料 F-5】と同じ

ウ) 卒業認定基準

薬学部の卒業所要単位は、学則第 5 条（教育課程）および第 6 条（授業科目・履修単位）に定める教育課程の中から第 9 条（履修単位）に示すとおり履修しなければならないと定めている。

卒業所要単位を修得した上で、薬学科においては 6 年以上、生命薬科学科においては 4 年以上在学した者を卒業と認定する旨、学則第 13 条に定めている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-26】薬学部学生便覧 P57 「卒業所要単位数」 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-27】薬学部学生便覧 P104～P106

「東北医科薬科大学学則第 5 条、6 条、9 条、13 条」

【資料 F-5】と同じ

エ) 修了認定基準

薬学研究科の修了認定基準は、課程毎にそれぞれ大学院学則第 15 条に定めている。

なお最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆答又は口頭によって行っている。学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された審査委員が行い、可否は審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-28】大学院学生便覧 P171 「東北医科薬科大学大学院学則第 15 条」

【資料 F-5】と同じ

学位論文審査のための評価基準は明文化されたものが無かったため、令和元年度に薬学部教務委員会で審議し、評価項目とその水準について原案を作成し、研究科委員会でさらに審議し策定されている。この学位論文評価基準は、審査委員の体制、審査の方法および項目を加えて、分かりやすく整えてホームページにも掲載し公表している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-29】 2019 年度第 10 回薬学部教務委員会議事録（第 4 号議案）

【資料 3-1-30】 第 584 回研究科委員会議事録（第 4 号議案）

【資料 3-1-31】 ホームページ

「トップページ>薬学部>大学院>東北医科薬科大学大学院 学位論文評価基準」  
([http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/hyokaki\\_jyun/](http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/hyokaki_jyun/))

学部の単位認定基準、進級基準等の策定にあたっては、薬学部教務委員会で原案を作成し、薬学部教授会又は研究科委員会、大学運営会議、理事会を経て承認を得るなど、制定されるまで段階的に多くの立場の関係者が議論に加わってブラッシュアップされており、適切なプロセスを経て策定されていると評価できる。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-32】 2019 年度第 13 回薬学部教務委員会議事録（第 1 号議案）

【資料 3-1-33】 第 943 回薬学部教授会議事録（第 6 号議案）

【資料 3-1-34】 第 24 回大学運営会議議事録（第 3 号議案）

【資料 3-1-35】 第 471 回理事会議事録（第 15 議案）

学部の各基準は学生便覧に記載している他、『学生便覧』の「学修について」の項目に学則を引用した説明資料を作成し、各学年の年度当初のオリエンテーション等で全学生に説明している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-36】 教務関係説明会資料（薬学科 2019 年度入学生）、  
教務関係説明会資料（生命薬科学科 2019 年度入学生）

【資料 2-2-3】 と同じ

各基準についての学生の疑問点は、クラス担任との面談（フォローアップオリエンテーション）や学務部教務課での個別相談等の機会を通じて解消され、周知徹底が図られている。

全教職員にも学生便覧を配布するほか、特に進級条件については要点をまとめた資料を組担任に配布し、周知を図っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-37】 進級条件の要点（薬学部）

## 2) 医学部

各基準について、具体的には 3-1-①で示したディプロマ・ポリシーを踏まえ以下のよ

うに定めている。

ア) 単位認定基準

試験及び単位修得の認定は、学則第 10 条と医学部履修規程に定められている。また、学則第 12 条に「成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする」とあり、医学部履修規程第 7 条には、成績の評価基準が「秀 100～91 優 90～81 良 80～71 可 70～60 不可 59～0」と定められている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-38】医学部学生便覧 P62 「東北医科薬科大学学則第 10 条、12 条」

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-39】医学部学生便覧 P69 「医学部履修規程第 5～11 条」

【資料 F-5】と同じ

イ) 進級基準

医学部医学科における各学年の進級条件は、医学部履修規程第 12 条に定められている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-40】医学部学生便覧 P69～P70 「医学部履修規程第 12 条」

【資料 F-5】と同じ

ウ) 卒業認定基準

卒業所要単位は、学則第 5 条（教育課程）および第 6 条（授業科目・履修単位）に定める教育過程の中から第 9 条（履修単位）に示すとおり履修しなければならないと定めている。

卒業所要単位を修得した上で、医学科においては 6 年以上在学した者を卒業と認定する旨、学則第 13 条に定めている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-41】医学部学生便覧 P61～P62

「東北医科薬科大学学則第 5、6、9、13 条」 【資料 F-5】と同じ

各基準（単位認定基準、進級基準、卒業認定基準）の策定にあたっては、設置認可申請前の医学部設置準備委員会（WG 含む）において協議を重ねて原案（方針）を作成し、理事会での方針承認後、文部科学省に設置認可申請している。また、認可された方針に基づいて、単位認定基準・卒業認定基準については、学則に明記しており、進級基準についても、医学部設置準備WGにおける議論を経て、履修規程の中で定めている。制定されるまで、時間をかけて多くの立場の関係者が議論に加わり吟味されており、適切なプロセスを経て策定されていると評価できる。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-1-42】第 419 回理事会議事録（第 1 号議案）

【資料 3-1-43】第 85 回医学部設置準備 WG（記録）

各基準については、毎年、学生便覧の「教務（単位制度）」及び「諸規則編（学則）」の項目に掲載し、各学年、年度当初のオリエンテーション等で説明し、各学生の疑問点は組担任との個別面談や年4回行われているオリエンテーション（①年度当初・②前期末・③後期当初・④後期末）等の機会を通じて解消され、周知徹底が図られている。教員に対しても新年度に向けた組担任連絡会などでも必要事項を確認し、周知を図っている。

また、学生便覧の「教務（単位制度）」の項目は、学則を引用しながら、できる限り学生に分かり易い表現がとられており、学生と教職員が共通認識をもてるよう配慮されている点は評価できる。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-1-44】医学部学生便覧 P55 「教務（単位制度）」 【資料 F-5】と同じ

### ③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 1) 薬学部

##### ア) 単位認定

各学科目の総授業実施時間数の3分の2以上出席した学生に対して定期試験の受験資格を与え、②で示した単位認定基準に従い、定期試験と教授要目に掲載している科目毎の評価方法（100点満点）において60点以上獲得した学生に対してその学科目の単位を認定している。定期試験において不合格（59点以下）であった学生に対しては再試験を行い、再試験において60点以上獲得した場合は可として単位を認定している。

卒業研究については、卒業論文を指示された期間内に作成し提出した学生に対し、ルーブリックを用いた総合判定により単位を認定している。

実習及び実技については、科目毎に授業実施時間数の3分の2以上出席した学生に対して、態度、技能、レポート等によって判定し単位を認定している。

以上のとおり、単位認定は厳正に実施している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-1-45】薬学部学生便覧 P119「薬学部履修規程第5～10、13、14条」

【資料 F-5】と同じ

##### イ) 進級判定並びに卒業判定

認定された単位を②で示した進級基準又は卒業認定基準に照らし、薬学部教務委員会で確認を行ったのち、薬学部教授会で判定が行われ、判定結果を元に学長が進級と卒業を認定しており、進級判定並びに卒業判定は厳正に実施していると評価できる。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-1-46】2019年度第15回薬学部教務委員会議事録（第1号議案）

【資料 3-1-47】第944回薬学部教授会議事録（第3号議案）

#### 2) 医学部

##### ア) 単位認定

各学科目の総授業実施時間数の3分の2以上出席した学生に対して定期試験の受験資格を与え、②で示した単位認定基準に従い、定期試験を含めたシラバスに掲載している科目毎の評価方法（100点満点）において60点以上獲得した学生に対してその学科目の単位を認定している。

定期試験において不合格（59点以下）であった学生に対しては再試験を行い、再試験において60点以上獲得した場合は可として単位を認定している。

以上のとおり、単位認定は厳正に実施している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-1-48】医学部学生便覧 P69 「医学部履修規程第 5～10 条」

【資料 F-5】と同じ

#### イ) 進級判定

認定された単位を前述の進級基準に照らし、医学部教務委員会で確認を行ったのち、医学部教授会にて判定が行われ、判定結果を元に学長が進級を認定しており、進級判定は厳正に実施していると評価できる。

なお、完成年度前のため、卒業認定の実績はないが、同様のプロセスを経て卒業の認定を行うよう医学部履修規程で定めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-1-49】2019 年度第 13 回医学部教務委員会議事録

【資料 3-1-50】第 54 回医学部教授会議事録

【資料 3-1-51】医学部学生便覧 P70 「医学部履修規程第 15 条」

【資料 F-5】と同じ

### 3) 薬学研究科

#### ア) 単位認定

大学院学則第 13 条に「各科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行い、合格した者には所定の単位を与える」と定められており、これに従い、厳正に単位認定を行っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-1-52】大学院学生便覧 P171 「東北医科薬科大学大学院学則第 13 条」

【資料 F-5】と同じ

#### イ) 修了判定

大学院学則第 15 条には課程修了の基準が定められており、第 19 条には、課程修了の認定について「学位論文の審査及び最終試験は、本研究科委員会について選出された審査委員が行い、可否は、審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定する」とある。これに従い、研究科委員会での審議・認定を経て、学位授与が行われていることから、修了判定は厳正に行っていると評価できる。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-1-53】大学院学生便覧 P171 「東北医科薬科大学大学院学則第 15 条」

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-54】第 586 回研究科委員会議事録

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

1) 薬学部

GPA については奨学金の選考過程における利用の他、総合的な学力判断の指標として、令和 2(2020)年度新入生より進級基準を満たしていない場合でも未修得単位が一定の単位以内であり、かつ年間 GPA の数値が基準値を上回っていれば進級とするよう履修規程を見直した。

2) 医学部

令和 2(2020)年度に導入した GPA の活用により、学生自らが学修状況を把握し振り返りができるように、また、教員による学修支援の体制強化を目指して、検討中である。

**3-2. 教育課程及び教授方法**

**3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

**3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

**3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

**3-2-④ 教養教育の実施**

**3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

1) 薬学部・薬学研究科

薬学教育モデルコアカリキュラムの内容に本学独自の教育方針を合致させ、かつ教育現場における「質の保証」を担保する目的で、新たなカリキュラム・ポリシーの策定及び見直しを行ってきた。基本的には本学の教育理念のもと、ディプロマ・ポリシーに掲げたように十分な専門知識をもち、医療人としての確かな能力と人間性を兼ね備えた学生を育成するために、特に低学年からの「学修の積み上げ」方式（いわゆるスパイラルカリキュラム）に力点を置いたカリキュラム策定に注力している。

カリキュラム・ポリシーは、薬学科では 9 項目、生命薬科学科では 7 項目が掲げられており、内容には「グループ討議を取り入れた」、「調査学習、プレゼンテーション等を多く取り入れ」など、具体的な方略に係る文言を取り入れつつ、各教員が自分ほどの部分に責任を負うかを理解しやすいように簡潔に述べられている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-2-1】薬学部学生便覧 P10～P14 「カリキュラム・ポリシー」

【資料 F-5】と同じ

各学科及び各専攻におけるカリキュラム・ポリシーの特徴を以下に示す。

ア) 薬学科カリキュラム・ポリシー

医療人として心豊かな人間性と高い倫理観を備え、生命の尊厳について深い理解を持って医療現場で活躍できる薬剤師の養成を目的として、教育課程を編成している。

イ) 生命薬科学科カリキュラム・ポリシー

薬に関わる幅広い知識や先端的な生命科学を学び、将来、薬の開発やバイオテクノロジー等の研究分野、人々の健康や生活環境の向上など様々な分野で活躍できる多様な人材の養成を目指し、教育課程を編成している。

なお、生命薬科学科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー改訂に伴い見直しが行われた最新版（令和2年度公表）である。

ウ) 薬学専攻博士課程カリキュラム・ポリシー

本博士課程では、『臨床』をキーワードとし、医療現場で高度な専門的知識技術を活かす臨床能力と様々な臨床的課題を薬学的な観点から解決できる研究能力を兼ね備えた薬剤師、研究者の養成を目指し、教育課程を編成している。

エ) 薬科学専攻博士課程前期課程カリキュラム・ポリシー

創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野の研究の遂行に必要な基本知識と技術を修得させ、研究者などの多様な人材の養成を目指し、教育課程を編成している。

オ) 薬科学専攻博士課程後期課程カリキュラム・ポリシー

高度な専門知識と技術を修得し、自身の判断で研究開発を遂行できる研究者及び技術者の養成を目指し、教育課程を編成している。

カリキュラム・ポリシーの策定は、教務委員会・カリキュラム検討小委員会から始まり、3-3-①で述べる各段階を経て討議・決定されたものである。

また、周知方法については、学生便覧（全学生向け）およびホームページ（一般向け）で周知している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-2】 本学ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学科>学科紹介>カリキュラムポリシー」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/>)

「トップページ>薬学部>生命薬科学科>学科紹介>カリキュラムポリシー」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬科学専攻 博士課程前期課程：  
2年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬科学専攻 博士課程後期課程：  
3年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/>)

「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬学専攻 博士課程：4年課程」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/>)

【資料 1-2-13】と同じ

## 2) 医学部

### ア) 医学科カリキュラム・ポリシー

本学医学部としてどのような人材を社会に輩出したいのか、すなわち医学部設置の趣旨やディプロマ・ポリシーを念頭に、医学科においては、社会（特に地域）のニーズに対応した、総合的な診療能力を有し、地域に根ざした医師を養成するためのカリキュラム構築にあたって重要な指針となっている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-2-3】医学部学生便覧 P5 「カリキュラム・ポリシー」

【資料 F-5】と同じ

医学部におけるカリキュラム・ポリシーの策定及び改訂にあたっては、設置認可申請前の医学部設置準備委員会（WG含む）において協議・原案を作成し、理事会での承認がなされたうえで、文部科学省に設置認可申請している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-2-4】第 62 回医学部設置準備 WG（記録） 【資料 3-1-15】と同じ

## ② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 1) 薬学部・薬学研究科

薬学科及び生命薬科学科がそれぞれ掲げるディプロマ・ポリシーを実現するためにカリキュラム・ポリシーを策定しており、ディプロマ・ポリシーに沿った一貫性のある教育課程の編成を行っている。

また、大学院薬学研究科においてもディプロマ・ポリシーを実現するためにカリキュラム・ポリシーを策定し、これら一貫性により薬学、生命科学や創薬科学領域の高度な専門知識及び技能を身に付けた人材の養成を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-2-5】薬学部学生便覧 P10～P14

「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー」

【資料 F-5】と同じ

両学科ともディプロマ・ポリシーに定める学修成果と各授業科目の関連性が理解し易いようカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを作成して教授要目及びホームページに掲載し、円滑な学位取得並びに薬学科においては薬剤師国家試験の合格に繋がるよう履修指導等において活用している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-2-6】 2020 年度教授要目 (薬学科) P2~P5

「カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-7】 2020 年度教授要目 (生命薬科学科) P2~P9

「カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-8】 本学ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学科>カリキュラム&特徴  
>薬学科カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/>)

「トップページ>薬学部>生命薬科学科>カリキュラム&特徴  
>生命薬科学科カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/curriculum/>)

以上のとおり、薬学科、生命薬科学科、大学院薬学研究科、いずれもが教育理念に沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、そのポリシーに基づくプログラムを実践し、ディプロマ・ポリシーに沿った厳格な成績評価を通過した能力を有するものに学位を授与しており、これらの2つのポリシーは密接に関連していると判断する。

## 2) 医学部

医学科が掲げるディプロマ・ポリシーを実現するためにカリキュラム・ポリシーを策定しており、ディプロマ・ポリシーに沿った教育課程の編成を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-2-9】 医学部学生便覧 P5~P6

「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー」

【資料 F-5】と同じ

ディプロマ・ポリシーに定める学修成果と各授業科目の関連性が理解し易いよう学修成果(アウトカム; 学生が卒業時に修得しておくべき成果)及びそのために必要な能力(コンピテンシー)を設定した。シラバスにアウトカム、コンピテンシー、カリキュラムツリーおよび科目毎の各コンピテンシー達成レベルを明記することにより、学生が6年間の教育を俯瞰しながら各学年の学修の位置付けを理解できるようにしている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-2-10】 2020 年度シラバス (医学科) P8 「アウトカム、コンピテンシー」

【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-11】 2020 年度シラバス (医学科) P4~P5 「カリキュラムツリー」

【資料 F-12】と同じ

以上のとおり、医学科においても、教育理念に沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、そのポリシーに基づくプログラムの実践とディプロマ・ポリシーに沿った厳格な成績評価を行っており、これらの2つのポリシーは密接に関連していると判断する。

### ③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 1) 薬学部

薬学部の教育課程は、薬学科、生命薬科学科ともにカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、各科目の学年進行と関連はカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーとして公開されている（既出 3-2-②）。

薬学科のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーの9項目に基づき以下のように構築されている。

- ア) <大学教育への接続>のため、「薬学基礎化学」「薬学基礎化学演習」「生物学演習」「物理学演習Ⅰ・Ⅱ」などの高等学校からの接続学習科目を1年次に配置している。
- イ) <医療人としての倫理観>に関しては、「薬学入門」「薬学入門演習」(1年次)、「倫理学」「医療ボランティア実習」(2年次)、「医療倫理入門」(3年次)で医療人に要求される倫理観を身につけ、さらに5年次の「実務実習」や6年次の「医療倫理と患者心理」へとつなげ、医療人としての責任感と態度が醸成されるようなカリキュラム編成をしている。
- ウ) <コミュニケーション能力>の醸成を図るため、「コミュニケーション実践論」(2年次)や「医療コミュニケーション論」「実務模擬実習」(4年次)に加え、他の科目でもグループ討議を方略として取り入れている。
- エ) <基礎的な科学の知識と技能>を身につけ、医薬品の化学物質としての性質を理解するために、基礎的な物理、化学、生物学関連科目を2年次中心に1~4年次に配置している。
- オ) <薬物療法>に関しては、有効かつ安全な薬物療法提供に必要な知識・技能を身につけるために、薬物動態、病態・薬理、薬物治療、薬剤学関連科目を3・4年次中心に2~6年次に配置している。
- カ) <チーム医療・地域医療>としては、チーム医療に貢献できる人材養成として、1年次の「薬学入門演習」では医学部と合同でハンディキャップ体験やスモールグループディスカッション(SGD)を実施している。また、地域住民の健康と福祉の向上・維持のため、4年次に「地域医療」「セルフメディケーション論」「救急治療・災害医療」などの科目を設定している。
- キ) <臨床現場重視の学び>のため、「実務実習」以外にも「薬学入門」(1年次)、「実務模擬実習」「認定・専門薬剤師概論」「救急治療・災害医療」(4年次)などで、医療現場で活躍している医師、薬剤師などの医療従事者から直接指導いただいて

いる。

ク) <実務実習>に関しては、東北地区の薬局および病院と連携し、5年次に5ヶ月間の実習を実施している。

ケ) <問題の発見と解決および自己研鑽>としては、5年次の「症例解析」「処方解析」の授業をPBL形式で実施し、さらに5年から6年次前期の「卒業研究」を通じて、自ら問題を発見し解決していく能力の涵養を図っている。

一方、生命薬科学科のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーの7項目に基づき以下のように構築されている。

コ) <大学教育への接続>のため、「化学演習」「生物学演習」「物理学演習Ⅰ・Ⅱ」などの高等学校からの接続学習科目を1年次に配置している。

サ) <専門科目への導入>では、学習へのモチベーション向上のため、1年次に「大学基礎論」を実施するとともに、「基礎生物学実習」と「基礎化学実習」の実習科目を早期に設定している。

シ) <科学者としての倫理観>醸成のため、2年次の「倫理学」「科学史」を始めとする教養教育により、研究者としての倫理観や責任感を身につけさせている。

ス) <生命科学・創薬化学の専門性>として、研究者・技術者として専門的な知識・態度・技能を修得させるための講義と実習を開講している。

セ) <情報発信とコミュニケーション>に関しては、「物質科学論文講読」「生命科学論文講読」(2年次)、「英文論文講読」(3年次)を配置し、国際的な情報発信できる人材の養成をしている。

ソ) <職業観の育成>のため、2年次に「キャリア支援講座」を、3年次に「インターンシップ」を設定している。

タ) <課題の発見と解決および自己研鑽>に関しては、3年次後期から4年次で行われる「卒業研究」並びに演習科目を通じて、自ら問題を発見し解決していく能力の涵養を図っている。

各科目担当者から提出された教授要目は、カリキュラム検討小委員会で記載内容の評価を行い、その結果を担当者にフィードバックしている。教授要目は学生へ冊子として配布されているほか、本学ホームページ上で公開されている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-2-12】 本学ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学科>カリキュラム&特徴>シラバス」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/>)

「トップページ>薬学部>生命薬科学科>カリキュラム&特徴>シラバス」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/curriculum/>)

【資料 3-2-8】と同じ

以上のとおり、薬学科カリキュラムマップは、1年次から6年次まで（生命薬科学科は4年次まで）学年毎に履修する全ての科目を教科の系統によって色分けすることにより、その科目を学修することがディプロマ・ポリシーのどの項目に関わるかが一目で分かるように構築されている。またカリキュラムツリーは、科目同士の相関や枠組みが時系列で理解できるようにデザインされており、3-2-①で述べた低学年からの「積み上げ方式」の体系が分かり易くデザインされていると判断できる。

なお、薬学部薬学科は履修上限を設けていないが、卒業要件単位数の内9割以上の科目が必修であり、学生が適切に受講できる時間割を編成している。薬学部生命薬科学科においては専門選択必修科目について2年次は6単位、3年次は12単位を履修上限と定めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-13】薬学部学生便覧 P57 「卒業所要単位数」 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-14】薬学部学生便覧 P114～P115 「薬学科カリキュラム配当表」

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-15】薬学部学生便覧 P116～P117 「生命薬科学科カリキュラム配当表」

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-16】薬学部学生便覧 P119 「薬学部履修規程第4条」

【資料 F-5】と同じ

## 2) 医学部

医学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、各科目の学年進行との関連はカリキュラムツリーとして公開されている（既出 3-2-②）。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-17】本学ホームページ

「トップページ>医学部>カリキュラム&特徴（参加型臨床実習）  
>カリキュラムツリー」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/>)

医学科のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーの9項目に基づき以下のように構築されている。

ア) <心豊かな人間性を備え、生命の尊厳について深い理解を持つ医師を育むために、人文科学から臨床医学へ連続性ある倫理教育を実施する。>

生命の尊厳を深く認識し、患者中心の視点から医療を実践できる豊かな人間性

及び高い倫理観を育むため、低学年では「倫理学」などの教養科目と「医学概論」などの基本事項科目において、教養と医学的な観点から倫理観を学ぶ科目を配置している。

2年次からは「公衆衛生学」などの社会医学科目に加えて、「解剖学」や「生理学」などの基礎医学科目を配置し、さらに2年次後期には主要な臨床医学科目である「呼吸器学（内科・外科）」などを配置している。

このように、社会医学・基礎医学・臨床医学を学年進行に合わせて学習しつつ、「医事法学」（3年次前期）や「患者安全・医療倫理学」（4年次前期）などの倫理観を涵養する科目も継続的に配置し、4年次後期からの「診療科臨床実習」に向けて段階的・連続的な倫理教育を実施している。

- イ) <病める人を生活者として全人的に捉える広い視野を育むために、講義と地域での体験学習を効果的に連動させる。>

1～3年次において、「放射線基礎医学」と「放射線基礎医学体験学習」（1年次後期）や、「地域医療学」－「僻地・被災地医療体験学習Ⅰ」（2年次前期）と「僻地・被災地医療体験学習Ⅱ」（3年次前期）、あるいは「介護・在宅医療学」－「介護・在宅医療体験学習」（2年次後期）など、講義と地域での体験学習を効果的に連動させている。

- ウ) <地域医療に対する理解を深め使命感を醸成するために、同じ地域を繰り返し訪問し、多職種医療人および地域の住民や行政と連携しながら学ぶ、地域滞在型教育を行う。>

「地域医療学」関連の体験学習である、①2年次前期の「僻地・被災地医療体験学習Ⅰ」（東北6県の各地域の中核病院を訪問・見学）、②2年次後期「介護・在宅医療体験学習」（同じ地域の介護・福祉施設を1泊2日で訪問・見学）、③3年次前期「僻地・被災地医療体験学習Ⅱ」（同じ地域の診療所・クリニックを1泊2日で訪問・見学）の3科目は、2年次のグループ分けを継続し、同じグループが同じ地域を訪問・滞在し、病院・介護施設・福祉施設・診療所等の異なる観点から地域医療の実際を学ぶ科目を配置している。

また、1年次後期の「衛生学体験学習」では、食品衛生や水質・大気汚染対策など市や県の施設を見学するなど行政当局の協力も得ながら教育を実践している。

- エ) <総合診療医を目指すために、地域医療の理解から総合診療力の養成へと段階的に学習する実践的な教育課程とする。>

地域医療の理解については、低学年では、1年次前期の「大学基礎論」や各種体験学習により、東北6県の地域の文化や生活観、医療の実態・ニーズを学習し、2年次前期の「地域医療学」においては地域医療を取り巻く現状・課題を理解させることにより、地域で求められる総合診療医としての学習の動機付けとする。高学年では、臨床科目の講義や附属病院での臨床実習により各診療科の専門技能とその応用を学び、さらに6年次の地域での臨床実習の実践により、地域を理解

しかつ幅広い診療能力をもった医師の養成を目指している。

- オ) <救急・災害医療（放射線災害を含む）に対応できる医師を養成するために、特色ある体験学習や演習科目を編成する。>

1年次後期の「放射線基礎医学」で学習する放射線等に関する知識をもとに、「放射線基礎医学体験学習」では原子力発電所の見学や原発被害の残る地域を訪問し、実際のリスク管理等と被災地の現状を学習する科目を配置している。また、3年次後期の「被ばく医療演習」では、福島県立医科大学の協力を得て、放射線災害時の医師の対応や緊急被ばく医療体制、患者避難計画などについて学習する。

- カ) <問題発見能力、問題解決能力、自己研鑽能力を育むために、問題基盤型学習や双方向教育、グループ討論・発表などの主体的・能動的学習を取り入れる。>

医学科で開講している113科目中、45科目（39.8%）で、PBLやグループワーク・発表などのアクティブ・ラーニングを導入しており、主体的・能動的学習を積極的に取り入れている。

- キ) <効果的な修得のために、関連科目間の横断的および縦断的統合を図った教育課程とする。>

シラバスにおいて「他科目との関連」を明記し、科目間の繋がりを分かりやすく周知するとともに、各科目においては、4年次前期の「基礎－臨床統合演習」では、症例シナリオに関係する基礎医学と臨床医学の教員が合同で、グループ発表に参加し、縦断的（垂直的）統合を図っている。また、臨床医学では、「呼吸器学」・「循環器学」・「消化器学」・「腎・泌尿器学」・「神経学」の5分野で内科・外科の綿密な打ち合わせ、調整により横断的統合を図っている。

- ク) <アウトカム基盤型教育と適切な学習評価を実施する。>

医学科では、各科目で「学習目標」を設定し、それらに基づき科目終了時にどのようなコンピテンシーを身につけているか、という目標設定のもとカリキュラムが構成されている。学習評価についても、シラバスにあらかじめ明示している「成績評価方法」に基づき適切に評価している。

- ケ) <多様な参加型臨床実習など医学教育の国際化に対応した教育を実施する。>

医学教育の国際化に対応するため、医学教育分野別評価基準（日本版）に示されている、アクティブ・ラーニング、アウトカム基盤型教育の導入や、参加型臨床実習として大学病院において「診療科臨床実習」（4年次後期から64週間）に加えて、地域の病院等において「地域総合診療実習」（6年次前期・2週間）及び「地域包括医療実習」（6年次前期・4週間）を実施する。

以上のとおり、医学部医学科のカリキュラムツリーも、薬学科等と同様に、科目同士の相関や枠組みが時系列で理解できるようにデザインされており、最終的に医学部のディブ

ロマ・ポリシー（地域医療等への貢献）に繋がる流れをイメージしやすい表記となっている。

なお、医学部医学科は履修上限を設けていないが、卒業要件単位数の内9割以上の科目が必修であり、学生が適切に受講できる時間割を編成している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-18】医学部学生便覧 P67～P68「別表 1-1 医学科カリキュラム配当表」

【資料 F-5】と同じ

#### ④ 教養教育の実施

平成 28(2016)年 4 月からは医学部開設に伴い、教養教育に関する教育・研究等を行うための全学共通組織として教養教育センターを設置し、本学組織規程に基づき、その組織及び運営について教養教育センター規程を定めた。また、教養教育センターの業務は同規程第 2 条に定めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-19】教養教育センター規程

##### 1) 薬学部薬学科の教養教育

主として 1・2 年次と一部 3 年次に行われ、総合科目として自然科学系、人文社会科学系、外国語系、体育学系が配置され、37 単位以上を卒業要件に定めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-20】薬学部学生便覧 P57 「卒業所要単位数」

【資料 F-5】、【資料 3-2-13】と同じ

【資料 3-2-21】薬学部学生便覧 P114～P115 「薬学科カリキュラム配当表」

【資料 F-5】、【資料 3-2-14】と同じ

「大学基礎論」は必修科目であり、学生が主体的に学ぶための基礎となる知識・技能を習得することやコミュニケーション・スキル、リサーチ・スキルの基礎的素養を培うことを目指している。

自然科学系の科目は、「統計学」、「数学」、「物理学Ⅰ・Ⅱ」が必修科目であり、「物理学演習Ⅰ・Ⅱ」、「統計学演習」が選択科目となっている。これらの科目は、薬学準備教育科目として位置づけている。

人文・社会科学系の科目は、「論理学」、「哲学」、「倫理学」、「こころの科学Ⅰ・Ⅱ」、「人と文化Ⅰ・Ⅱ」、「大学基礎論」が必修科目であり、「文章の表現Ⅰ・Ⅱ」、「社会の仕組Ⅰ・Ⅱ」、「経済学」、「政治学」、「科学史」、「医療社会学」、「化学演習」、「医療ボランティア実習」の 10 科目中 8 科目 8 単位以上の選択必修科目になっている。

これらの学習を通して、論理的な思考力や自己表現力、医療人・社会人としての倫理観、社会的弱者に寄せる思いやりの心などの醸成が図られ、人間性豊かで広い知識を兼備し、主体的・創造的に考え活動できる人材の育成を目指している。

外国語系の科目は、「英語」、「英会話Ⅰ・Ⅱ」、「薬学英语Ⅰ～Ⅲ」が必修科目であり、

第2外国語の「ドイツ語」と「フランス語」が1科目2単位以上の選択必修科目になっている。

体育学系の科目は、「健康スポーツ（実技）」又は「健康科学（講義）」から1科目以上の選択必修としている。これらの科目は身体的な事情等から実技の選択が不可能、又は苦手とする学生に配慮している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-22】2020 年度教授要目（薬学科） 【資料 F-12】と同じ

## 2) 薬学部生命薬科学科の教養教育

1・2年次に行われ、ヒューマニズム、イントロダクション、薬学基礎教育について学ぶ総合科目として自然科学系、人文社会科学系、外国語系、体育学系が配置され、35単位以上を卒業要件に定めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-23】薬学部学生便覧 P57 「卒業所要単位数」

【資料 F-5】、【資料 3-2-13】と同じ

【資料 3-2-24】薬学部学生便覧 P116～P117「生命薬科学科カリキュラム配当表」

【資料 F-5】、【資料 3-2-15】と同じ

自然科学系の科目は、「数学Ⅰ・Ⅱ」、「物理学Ⅰ・Ⅱ」が必修科目、外国語系の科目は、「英語」、「英会話Ⅰ・Ⅱ」が必修科目であり、第2外国語の「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」と「フランス語Ⅰ・Ⅱ」が、どちらか1科目2単位の選択必修となっている。人文・社会学系科目、体育学系科目及び自然科学系の演習科目は、全21単位中14単位以上の選択必修となっている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-25】2020 年度教授要目（生命薬科学科） 【資料 F-12】と同じ

## 3) 医学部の教養教育

医学部の教養教育は1・2年次に行われ、基礎教養科目が19単位以上、準備教育科目が7単位以上を卒業要件に定めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 3-2-26】医学部学生便覧 P67～P68「別表 1-1 医学科カリキュラム配当表」

【資料 F-5】、【資料 3-2-18】と同じ

「大学基礎論」は必修科目となっており、医師として求められる基本的な資質をアクティブに学び、生活していく基礎的素養を身につけるための礎を習得すること等を目的とし、グループワークを中心としたアクティブ・ラーニングである。特に東北6県の地域における、地域の問題やその問題に効果的に取り組んでいる活動を知って、自分たちなりに考えることを課題とした訪問学習を基に、成果発表を行っている。以上の学習を通して、6年間の教育に必要なスタディースキルの基礎を学ぶ。

基礎教養科目としては、「倫理学」、「心の科学」、「現代社会と人間」、「大学基礎論」、

「スポーツ科学（体育実技）」、「数学Ⅰ・Ⅱ」、「医学英語Ⅰ～Ⅵ」が必修科目となっている。また、社会や学生のニーズに応じて「哲学」、「経済学」、「法学」、「科学と歴史」、「人と文化」、「文章論」、「からだと健康」の中から4単位以上の選択必修、第2外国語は同一言語2単位以上として「ドイツ語Ⅰ」、「フランス語Ⅰ」、「中国語Ⅰ」の中から1単位以上の選択必修、「ドイツ語Ⅱ」、「フランス語Ⅱ」、「中国語Ⅱ」の中から1単位以上の選択必修となっている。準備教育の必修科目としては、「基礎生物学」、「基礎生物学実習」、「基礎化学」、「基礎化学実習」、「基礎物理学」、「基礎物理学実習」が配置されている。

教養教育は基礎医学、社会医学および行動科学の専門教育につながる基盤教育として位置付けており、カリキュラムツリーに明示している。

(エビデンス集・資料編)

【資料3-2-27】2020年度シラバス（医学科） 【資料F-12】と同じ

以上のとおり、本学の教養教育は、教養教育センターが中核となり、薬学部、医学部ともに十分な体制をもって本学の理念に沿った教育が実施されていると判断できる。

## ⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

### 1) 薬学部

#### ア) 薬学科・生命薬科学科共通

教授内容・方法の改善を進めるための組織体制として、薬学部FD・SD推進委員会を設置し、後述4-2-②で示す公開授業や授業アンケート、FD研修会を実施する他、生化学・衛生系、生理・薬理系、物理化学・分析系、化学系、病態・薬物治療系、薬剤学系、実務系の各系に属する科目担当教員が授業・試験内容の点検を目的とした検討会を計画するなど、改善対策を行っている。

#### イ) 薬学科

本学科科目の中で教授内容及び方法を工夫している科目として以下を例示する。

##### (ア)「医療ボランティア実習」(2年次開講)：

地域の医療・福祉施設におけるボランティア活動に参加することにより、医療人として求められる態度、コミュニケーション能力を身につける。

##### (イ)「処方解析」「症例解析」(5年次開講)：

処方箋及び症例シナリオをもとに、問題点抽出、学習課題の調査、情報の整理と解決策の検討、グループ内で討議・発表を6週間(6単位)実施している。

##### (ウ)「アドバンス薬学演習」(5年次開講)：

基礎薬学(物理・化学・生物・衛生)と薬物療法に関わる知識とを統合的に活用する実践的能力を修得するため、課題症例(処方)について基礎薬学の視点から問題点を抽出し、解決に導くための討議・発表を4週間(4単位)実施している。

その他にも演習・実習以外の講義でアクティブ・ラーニングを取り入れた科目を多く配置し、学生に能動的な学習への参加を促している。(シラバスの授業形態の欄・表)

以下、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている講義科目を列挙する。

(エ) 1年次

「薬学入門演習」「大学基礎論」「こころの科学Ⅰ」「こころの科学Ⅱ」「人と文化Ⅰ」「文章の表現Ⅰ」「文章の表現Ⅱ」「社会の仕組Ⅰ」「社会の仕組Ⅱ」「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」「英語」「ドイツ語」「フランス語」

(オ) 2年次

「人と文化Ⅱ」「科学史」「コミュニケーション実践論」

(カ) 3年次

「医療倫理入門」

(キ) 4年次

「地域医療」

(ク) 5年次

「卒業研究」等

ウ) 生命薬科学科

生命薬科学科においても、薬学科と同様に低学年より演習科目を多く配置している。その他の講義科目においても問題解決型学習、経験学習やグループ・ディスカッション、グループ・ワークなどのアクティブ・ラーニングを取り入れ、主体的・能動的に学習できる工夫を行っている。以下、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている講義科目を列挙する。

(ア) 1年次

「こころの科学Ⅰ」「こころの科学Ⅱ」「文章の表現Ⅰ」「文章の表現Ⅱ」「社会の仕組Ⅰ」「社会の仕組Ⅱ」「現代の社会Ⅰ」「薬科学概論」「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」「英会話Ⅰ」「英会話Ⅱ」「ドイツ語Ⅰ」「ドイツ語Ⅱ」「フランス語Ⅰ」「フランス語Ⅱ」「大学基礎論」「キャリア開発講座」

(イ) 2年次

「総合文化研究Ⅰ」「総合文化研究Ⅱ」「科学史」「情報科学Ⅲ」「キャリア支援講座」「生化学Ⅳ」

(ウ) 3年次

「医薬品開発概論」

(エ) 4年次

「化粧品学」等

以上のとおり、各教育課程は、教育目標の達成をめざして体系的に編成され、具体的な講義、実習において時間や授業内容・方法にも工夫が施されていると判断できる。

## 2) 医学部

ア) 医学科

各科目においても、アクティブ・ラーニング（PBL(課題解決型学修)、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワーク等）を積

極的に取り入れるなど、教授方法に工夫を加え実践している。

(ア) 1年次

「大学基礎論」「スポーツ科学（体育実技）」「行動心理学」「情報科学実習」  
「基礎物理学実習」「基礎化学実習」「基礎生物学実習」「早期医療体験学習」  
「哲学」「人と文化」「文章論」「医療コミュニケーション学」「ドイツ語Ⅰ」  
「医化学実習」「放射線基礎医学体験学習」「チーム医療体験学習」  
「衛生学体験学習」

(イ) 2年次

「医学英語Ⅲ」「解剖学実習」「微生物学実習」「組織学実習」  
「僻地・被災地医療体験学習Ⅰ」「介護・在宅医療学」「薬理学実習」  
「介護・在宅医療体験学習」「生理学実習」「免疫学実習」

(ウ) 3年次

「神経学（内科・外科）」「精神科学」「救急医療学」「病理学実習」  
「僻地・被災地医療体験学習Ⅱ」「血液学」「災害医療学」「被ばく医療演習」  
「医学英語Ⅵ」「救急・災害医療体験学習」「課題研究」

(エ) 4年次

「臨床薬理学」「高齢者医学」「移植医療学」「症候学」「基礎-臨床統合演習」  
「基本的診療技能」「診療科臨床実習」

また、3-2-③で示した教育課程の体系的編成及び教育方法について、文部科学省に提出している医学部設置計画に基づいて、医学部教務委員会及び医学教育推進センターが統括し、教育を実践している。科目の構成として「基礎教養科目」から「準備教育科目」、「行動科学」、「社会医学」、「基礎医学」、「臨床医学」、「臨床実習」などとなっており、年次を追って段階的に高度で専門的かつ実践的な知識・技能・態度を修得できるよう、また、授業アンケート、カリキュラムアンケートの結果も考慮するなど工夫している。

以上のとおり、各教育課程は、科目ごとにコンピテンシーの達成レベルを設定し、教育目標の達成をめざして体系的に編成されている。また、具体的な講義・実習においては、特に科目間の関連性を重視した内容となっており、時間や授業内容・方法にも工夫が施されていると判断できる。

### 3) 大学院

#### ア) 薬学専攻博士課程

本課程は、3-2-①カリキュラム・ポリシーに示したように、病院での臨床薬学研修（半年間コース又は1年間コース）を必須としていることが特徴である。「臨床薬学研修」では、医療現場で薬剤師としての知識・技術・態度の臨床的能力を一段と高め確実なものとし、その成果を症例報告として発表する。大学での教育・研究と医療現場での研修とを密接に連携させ、教育・研究を効率的に進めていくことが可能である。

#### イ) 薬科学専攻博士前期課程及び後期課程

前期課程には、生命科学コースと創薬科学コースの2つのコースを設け、教育課程を編成している。両コースとも特論講義科目において、生命科学研究、創薬科学研究を可能とする基礎教育に重点を置きながらも、学生間の討論を取り入れるなどしてより幅広い知識を身につけられるようにしている。課題研究では、指導教員が2年間を通して指導にあたり、実験研究を通じて高度な専門的知識・技術を修得させ、理論と実践の調和のとれた研究者・技術者の育成を図っている。

後期課程では、学生一人ひとりの学修歴を考慮した教育研究を行うため、指導教授が毎年度学生との間で綿密な打ち合わせを行い、1年間の教育研究指導計画を作成する。各学生には、1年次及び2年次の修了時に、研究の進捗状況を公開セミナー形式で発表させ、指導教授以外の教員からの助言も活かしながら研究活動を推進できるよう工夫をしている。さらに、英語教育として講読会や英語論文作成法の指導を行い、自ら英語論文を執筆し、欧文誌に投稿できる能力を養っている。

これらの過程を経て自立した研究者及び技術者の養成が図られるように教育内容及び方法を工夫している。

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

#### 1) 薬学部・薬学研究科

平成25(2013)年度に改定されて、平成27(2015)年度入学生より適用されている薬学教育モデル・コアカリキュラムが6年目を迎え、薬剤師として求められる資質を身につけるための教育が実施されている。一方、今後数年のうちに薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂が予定されている。社会が求める薬剤師像は、その時代の社会状況によって変化するものであるため、本学の教育理念に沿った普遍的な部分は残しつつ、時代のニーズにしなやかに対応できるようなカリキュラムの構築がその都度必要となる。したがって、今後、社会に必要とされる薬剤師の将来像を可能な限り予測し、また新規に求められる要素には迅速に対応してカリキュラム・ポリシーに反映すべく、小委員会をはじめとした教務委員会内の体制を整えている。また、生命薬科学科の教育カリキュラムについては改正の準備を進めており、今年度より新教育課程をスタートさせている。薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程前期・後期課程については実情を踏まえて教育方法等の再検討を行う。

#### 2) 医学部

現在一部の授業で実施されている双方向授業を、教授方法の工夫の一つとして、科目・学年を超えて広げていく為に、ツールの選定やFDを検討中である。

これまでの実績を検証し検証結果をもとに教育内容の充実を図るため、完成年度後にカリキュラムの改正を検討している。平成30(2018)年度から学生を対象としたカリキュラム・アンケートを実施しており、改善のための意見の集約を図り準備を進めている。また、教務委員会内のカリキュラム検討小委員会においても、完成年度後のカリキュラム改正を見据えて、本学の教育理念や教育目標及び医学部の設置の趣旨に沿った形で社会のニーズに応えられる医師をいかにして育成していくかという点に重きを置き、カリキュラム内容の検討を開始している。

3) 薬学部・薬学研究科・医学部共通

本学の医学教育、薬学教育の相乗効果を目指した医薬連携による教育体制及び教育カリキュラムの策定に向けて検討を進める。

また、令和2年5月1日現在、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、薬学部、医学部ともに、対面授業については実施できない状況が続いている。このため前期授業については、動画配信やZOOMを利用して遠隔で実施することになった。

**3-3. 学修成果の点検・評価**

**3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック**

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**

1) 全学共通

三つのポリシーを踏まえた学修成果を評価・測定するためにアセスメント・ポリシーを策定し、令和2(2020)年度から学生便覧に明記し学生に周知している。本ポリシーに基づく評価・測定を、学生の入学時から卒業時にかけて、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学部・学科)、科目レベルの3段階に分けて行い、教育の改善につなげる。

(エビデンス集・資料編)

【資料3-3-1】薬学部学生便覧P15「4. 東北医科薬科大学 アセスメントポリシー」  
医学部学生便覧P6「アセスメントポリシー」

【資料F-5】と同じ

2) 薬学部・薬学研究科

ア) 薬学科

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するため、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを教授要目とホームページ上で公開し学生に周知している。さらに、各授業科目の学修成果は、GIO(一般目標)、SBOs(到達目標)、評価方法として教授要目に明記し学生に周知している。

(エビデンス集・資料編)

【資料3-3-2】本学ホームページ

「トップページ>薬学部>薬学科>カリキュラム&特徴  
>カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/>)

【資料3-2-8】と同じ

【資料 3-3-3】 2020 年度教授要目（薬学科） 【資料 F-12】 と同じ

三つのポリシーに関する評価方法については、これまで薬学科では、カリキュラム・ポリシーを含むカリキュラム全体については、2～4年次に実施される確認試験による成績推移、留年者数を含む学生異動状況、6年次に実施する薬学総合演習試験成績推移などのデータについて、薬学部教務委員会で確認が行われてきた。

また、カリキュラム自体の点検は、毎年、シラバスの点検を中心にカリキュラム検討小委員会で行われてきた。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-4】 平成 30 年度第 11～12 回薬学部・薬学研究科教務委員会議事録、  
2019 年度第 2、11 回薬学部・薬学研究科教務委員会議事録

【資料 3-3-5】 シラバスチェック実施要領

科目毎の学修成果の点検・評価については、定期試験が主となるが、科目により中間試験や課題なども評価に加えているものもあり、これらの評価基準についてはシラバス（教授要目）に記載し学生に周知している。実習科目のうち、実務模擬実習、実務実習並びに卒業研究の評価については、ルーブリック評価が用いられている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-6】 2020 年度教授要目（薬学科）各科目「成績評価方法」  
【資料 F-12】 と同じ

【資料 3-3-7】 実務実習の概要 P11～P13 「実務実習の評価」

さらに、FD・SD 推進委員会では、前期、後期ごとに、学生に対する授業アンケートの実施、授業担当者への自己評価報告書の提出を義務付けており、さらに公開授業の実施と FD・SD 推進委員の授業参観が行われている（後述 4-2-②）。

ディプロマ・ポリシーに関する評価指標としては、留年者数を含む学生異動状況、学位授与者数、薬剤師国家試験合格者数、進学・就職状況の調査結果が、薬学部教授会で報告されてきた。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-8】 第 927 回薬学部教授会議事録（第 5 号報告、第 6 号報告）、  
第 928 回薬学部教授会議事録（第 4 号報告）、  
第 938 回薬学部教授会議事録（第 3、4 号報告）、  
第 940 回薬学部教授会議事録（第 1、2 号報告）

平成 30(2018)年度にディプロマ・ポリシーに沿ったパフォーマンス評価を導入するべく、薬学部教務委員会並びに薬学部学生委員会で検討を開始した。その結果、ディプロマ・ポリシーの到達度を学生自身が自己評価可能なルーブリックを導入することを決定し、教授会での審議を経て、令和元(2019)年度入学生より実施することが決定された。今後、ルーブリック評価表による自己評価を卒業時まで継続して行い、さら

に、5, 6年次には配属教室の教員による評価を実施することになっている。

このルーブリックによる自己評価については、年度当初のオリエンテーションで該当する1年次生に周知されている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-9】平成 30 年度第 12 回薬学部教務委員会議事録、  
平成 30 年度第 11 回薬学部学生委員会議事録

【資料 3-3-10】第 926 回薬学部教授会議事録

【資料 3-3-11】オリエンテーション配布資料

(薬学科ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック評価表)

【資料 3-1-20】と同じ

#### イ) 生命薬科学科

カリキュラムの評価は、カリキュラム検討小委員会で点検とフィードバックを行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-12】平成 30 年度第 3 回生命薬科学科委員会議事録

【資料 3-3-13】シラバスチェック実施要領 【資料 3-3-5】と同じ

生命薬科学科の学生は、3 年次後期から卒業研究で研究室に配属され 1 年半研究活動を行うが、この卒業研究ではパフォーマンス評価のためのルーブリックが整備されており、これに基づき教員による評価とフィードバックが行われている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-14】生命薬科学科卒業研究ルーブリック

卒業研究発表会は公開で行われており、また、複数の審査員による優秀発表賞の選考が行われ、これもパフォーマンス評価のひとつと考えている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-15】電子掲示「生命薬科学科 4 年次卒業研究発表会開催について」、  
令和元年度 薬学部生命薬科学科卒業研究発表スケジュール

【資料 3-3-16】生命薬科学科卒業研究優秀発表賞選考方法

#### ウ) 大学院

大学院の講義に関しては、前述のカリキュラム検討小委員会による点検作業が実施されている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-17】シラバスチェック実施要領 【資料 3-3-5】と同じ

ディプロマ・ポリシーに係る評価については、研究のパフォーマンス評価を研究室ごとに実施している。なお、薬科学専攻博士課程後期課程 2 年次においては、公開で中間報告会を実施しており、他分野の先生方からもアドバイスやフィードバックを受

けている。

提出される学位論文についても、論文審査委員による論文審査と面接評価が個別に行われ、その結果は研究科委員会で報告、審議されている。なお、審査基準については、「学位論文評価基準」を定め、論文提出者へ周知するとともに、ホームページでも公開している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-18】 中間報告会プログラム

【資料 3-3-19】 学位論文評価基準      【資料 3-1-31】 と同じ

【資料 3-3-20】 第 584 回研究科委員会議事録

### 3) 医学部

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するため、カリキュラム・ツリーをシラバスとホームページ上で公開し学生に周知している（既出 3-2-③）。

学習成果の点検・評価については、医学教育モデル・コア・カリキュラムに対応した「学修目標」及び「コンピテンシー」に基づいて評価しており、定期試験が主となるが、科目により中間試験や課題（レポート）、発表なども評価に加えており、これらの評価基準についてはシラバスに記載し学生に周知している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-21】 2020 年度シラバス（医学科）      【資料 F-12】 と同じ

ディプロマ・ポリシーに関する評価指標としては、医師国家試験合格者数・卒業生の地域への定着率などが想定されるが、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、完成年度前で卒業生を輩出していないため客観的な判断は困難と考える。

## ② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

### 1) 全学共通

学修成果の点検・評価結果の多面的解析と、その解析結果を学生の教学活動およびカリキュラムの改善に活かすためのフィードバックを担う組織として、R2(2020)年度に大学運営会議の下へ教学 IR 委員会を設置した。今後、本委員会の活動を充実させ、教育内容・方法及び学修指導等のさらなる改善を目指す。

### 2) 薬学部・薬学研究科

ア) 授業アンケートを実施し、その結果を基に各教員は授業の自己点検・評価を実施し、学修指導の改善に努めている。授業の自己点検・評価項目には「授業アンケートの分析」、「目標達成度」、「達成度に関する考察」、「授業改善への対応」等が含まれており、その結果は「授業の自己評価報告書」として FD・SD 推進委員会に提出されている（後述 4-2-②）。

FD・SD 推進委員会は、「授業アンケート」及び「授業の自己評価報告書」を基に必要なに応じて授業担当者にフィードバックを行うとともに、公開授業に参加し改

善状況を確認している。なお、公開授業は全教員に周知され同僚評価を受けられる体制をとっている（後述 4-2-②）。

- イ) 教授要目の点検はカリキュラム検討小委員会によって毎年実施され、その結果を授業担当者にフィードバックし、授業内容・方法の改善に繋げている（既出 3-2-③）。
- ウ) 学生異動状況、薬剤師国家試験合格率、学位授与数、進学・就職状況によって学修成果を確認し、各種関連委員会や教授会を通じて教職員にフィードバックを行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に繋げている（既出 3-3-①）。
- エ) 定期試験及び追再試験ごとに配布される成績表を基に、担任・配属教室責任者が担当学生への学修指導を行っている（既出 2-6-①）。
- オ) 学生の学修状況を改善するために、授業アンケートや学生生活調査を用いて自己学習時間や自習時間に対する自己評価を確認している。この結果を参考に、教授要目に「準備学習・復習」の項目を設け、各科目で必要とする自己学習内容及びそれに要する時間を明記するとともに授業担当者からも周知し、学生に学修状況の改善を促している。また、オフィスアワーを教授要目に明記し、学生の積極的な利用を促している。さらに、教授要目には「学生へのフィードバック」の項目を設け、試験（中間試験・定期試験等）や課題（レポート等）に対するフィードバック方法についても明記し、学生に学修状況の改善を促している（既出 2-2-②）。
- カ) 実務模擬実習、実務実習、卒業研究では、ルーブリック評価表を用いて到達度を確認し、学修指導に繋げている（既出 3-3-①）。
- キ) 令和元(2019)年度入学生から、「薬学・生命科学を修得するための行動指針（ルーブリック自己評価）」とポートフォリオ（学修の記録）を併用することによって、学生自らが学修成果の点検・評価を行える体制を構築した。「薬学・生命科学を修得するための行動指針（ルーブリック自己評価）」には、評価項目として「成績表の到達段階」、「学習に対する姿勢」等が含まれており、その評価はスマートフォンやタブレット端末などのモバイルデバイスを用いて行えるように工夫している。評価結果はレーダーチャートで示され、学生自身と教員の双方が確認できるようになっている。学生は、その結果を参考にしてポートフォリオに年間目標・行動計画・振り返りなどを記録し、自ら学修成果の点検・評価を行っている。教員側は、主に担任がルーブリック評価結果とポートフォリオを活用しながら学修指導に繋げている（既出 2-2-①）。
- ク) 令和元(2019)年度入学生から、ディプロマ・ポリシーの到達度を客観的に測定す

るために、ルーブリック評価表による自己評価を年1回卒業時まで6年間継続して行い、さらに、5,6年次には配属教室の教員による評価を実施することにした。これによりディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果の把握が可能となり、学生の学修状況の改善と教育内容・方法及び学修指導の改善に繋げていく予定である（既出 2-2-①）。

ケ) 卒業時アンケートの結果を全教職員にフィードバックし、学修指導の改善に繋げていく予定である。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-22】薬学部卒業時アンケート

コ) 分野別評価（薬学教育評価機構）の第三者評価の結果、2016年3月31日に薬学教育評価基準に適合した大学であるとの評価を得ている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-23】平成 27 年度薬学教育評価機構評価報告書

【資料 3-3-24】「IV大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

### 3) 医学部

ア) 医学部においても、授業アンケートを実施し、その結果については、各科目担当者へフィードバックしている。そのフィードバックに基づき、各科目担当者は「授業の振り返りと改善等報告書」をFD・SD推進委員会医学部会に提出し、授業の改善に繋げている（後述 4-2-②）。

イ) 平成 30(2018)年度から、学生に対しカリキュラムアンケートを実施しており、このアンケートでは、カリキュラム全体の構成や試験の実施時期の妥当性などの項目を評価し、カリキュラム検討小委員会において、今後のカリキュラム改善の検討材料としている（前述 2-6-①）。

ウ) シラバスには、学生の学習指導の一助として「オフィスアワー」を明記し、令和 2(2020)年度からは、「課題（試験やレポート等）に対するフィードバック」の項目を設け、試験や課題（レポート）に関するフィードバックの方法を明示し、学生に学修状況の改善を促している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 3-3-25】2020 年度シラバス（医学科） 【資料 F-12】と同じ

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーの到達度に関するルーブリックによる学生の自己評価については、学年進行に伴って、随時、実施される予定である。また、3つのポリシーに関する点検・評価については、毎年、自己点検評価委員会で実施する。R2(2020)年度に設置した教学IR委員会の活動を充実させ、教育内容・方法及び学修指導等のさらなる改善を目指す。

### 【基準3の自己評価】

#### 1) 薬学部・薬学研究科

学修成果の評価は、確認試験による成績推移、留年者数等の学生異動状況、6年次薬学総合演習試験成績推移などについて、教務委員会で確認が行われている。さらに、FD・SD推進委員会による授業アンケート、授業担当者の自己評価報告書、授業参観が行われ、結果は各教員にフィードバックされている。しかし、数値評価に関する解析と評価については、十分とは言えない部分もあり、今後、IR担当部署を中心に取り組んでいく。

この他、令和元(2019)年度からは、ディプロマ・ポリシーの到達度を学生自身が自己評価するルーブリック評価が導入されている。生命薬科学科と大学院については、研究室単位でのパフォーマンス評価とフィードバックが行われており、薬学科、生命薬科学科共に、卒業研究のパフォーマンス評価に関してルーブリック評価が実施されている。

以上の様に、3つのポリシーに関する評価は適切に行われているものと判断する。

#### 2) 医学部

学修成果の評価は、定期試験等の成績推移、留年者数等の学生異動状況などについて、教務委員会で確認が行われている。また、FD・SD推進委員会による授業アンケート、授業担当者の「授業の振り返りと改善等報告書」により、結果は各教員にフィードバックされている。特に成績の解析については、「成績解析WG」を立ち上げて、今後各試験やどのような科目同士の相関性が高いかなどの分析を行い、客観的な学修成果の評価を実施・フィードバックできる体制を、教学IR委員会と連携しながら、構築する予定である。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・ 発揮

本学は現在、理事長が学長を兼任しており、大学の意思決定と業務執行に同一人が係わることから、運営上で齟齬をきたすことはない。

毎年度当初、教職員全員が出席する教育懇談会を開催しており、その際、理事会で承認された年度の事業計画書を配布したうえで、学長（理事長）から詳細に内容を説明し、大学全体の動きについて教職員の理解と協力を求めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 4-1-1】平成 31 年度教育懇談会次第、令和 2 年度教育懇談会（電子掲示）

【資料 4-1-2】令和 2 年度事業計画書 【資料 F-6】と同じ

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、平成 28(2016)年度に大学運営会議を設置し、2ヶ月に1回のペースで開催している。

同会議は、大学全体の教育研究に関する重要な事項等の審議及び連絡調整を行うことを目的としており、学長が議長を務めることで、大学の意思決定や教学マネジメントにおける学長のリーダーシップが適切に発揮される体制が整えられている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 4-1-3】大学運営会議規程

#### ② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教育に係わる管理運営は、組織規程、学則及び各種委員会規程等に則って行われる。組織規程では、「学長は、理事会が定めた方針にしたがい、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」「学部長は、学長の統理のもと、学部に関する校務をつかさどる。」「事務局長は、全学の事務の総括責任者として、学長を補佐し、学長の指揮監督のもとに事務執行を指導監督し、全学事務の円滑な運営を図るものとする。」と規定し、使命・目的達成のための教学マネジメント体制及び意思決定の権限と責任が明確になっている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 4-1-4】学校法人東北医科薬科大学組織規程

本学では、各学部に教授会を設置し、学長と学部の教授が構成員となっている。教授会

は、学長が定める事項について決定するに当たり意見を述べるものとしており、その審議事項は、学則第 16 条に定めている。

また、大学院には研究科委員会を設置しており、学長と大学院の教授が構成員となっている。研究科委員会は、学長が定める事項について決定するに当たり意見を述べるものとしており、その審議事項は、大学院薬学研究科委員会規程に定めている。

教授会及び研究科委員会は、概ね月 1 回定例的に開催されている。そのほか、修了認定に係わる案件、入試の合否判定等については臨時に開催される。

教授会及び研究科委員会における審議事項等を事前に検討、提案を行う組織として、また会議における決定事項を執行する組織として各種委員会がある。各種委員会は、特定の課題について必要に応じて小委員会や WG を設置し、検討を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-1-5】東北医科薬科大学学則第 16 条 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-6】学部教授会規程

【資料 4-1-7】大学院薬学研究科委員会規程

### ③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学運営会議、教授会、研究科委員会には、法人と大学の事務局の部課長全員が陪席し、各種委員会においては、担当課の課長が委員として加わり、事務分掌に応じて意見を述べる等、職員の配置及び役割の明確化は適切に行われている。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年度の医学部開設による学生数・教職員の増加等、組織が拡大する中で、さらに強い学長のリーダーシップを確立するために、教学 IR を学務部庶務課の分掌としており、さらなる IR の有効活用を行う。今後は教職員の協働強化のため、FD・SD 活動の全体参加や職員の個々の職能開発のための研修にも教員参加を促すなど、教職員それぞれの立場の相互理解に力を入れていく。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 1) 薬学部及び薬学研究科

薬学科の収容定員数は 1800 人であることから、専任教員の基準教員数は 37 人、そのうち教授 19 人以上となる。これに対し、本学薬学科の専任教員数は、教授 29 人を含め

て79人であり、設置基準を満たしている。さらに、薬学科においては専任教員数の六分の一は「薬剤師としておおむね5年以上の実務経験を有する者」（実務家教員）と定められており、基準教員数は7人となる。これに対し、本学薬学科では専任の実務家教員13人が教育を行っており設置基準を満たしている。

生命薬科学科の収容定員数は160人であることから、専任教員の基準教員数は8人、そのうち教授4人以上となる。これに対し、生命薬科学科の専任教員数は教授5人を含めて15人であり、設置基準を満たしている。

薬学研究科薬学専攻博士課程の専任教員の基準教員数は14人以上であるのに対し、本学の専任教員数は教授19人を含めて51人であり、設置基準を満たしている。

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程及び薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の専任教員の基準教員数はそれぞれ14人以上であるのに対し、本学の専任教員数は教授10人を含めて32人であり、設置基準を満たしている。

（エビデンス集・データ編）

【データ編・共通基礎様式1】

教員の採用・昇任については、「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」及び「教員選考内規」に従い、「教員人事に関する委員会」において専任教員数と専門性のバランスを考慮し、適切に決定されている。

（エビデンス集・資料編）

【資料4-2-1】学部教員及びこれに準ずる者の選考基準

【資料4-2-2】教員選考内規

## 2) 医学部

専任教員数は大学設置基準に準拠し、設置基準上の必要な専任教員（147人）を上回る教員を配置している。令和2（2020）年5月1日現在の教員数は、224人（教授49人、准教授50人、講師36人、助教89人）となっており、設置基準の「専任教員数のうち、教授・准教授・講師の人数は60人以上、うち30人以上は教授とする」を満たしている。

完成年度（2022年度）に向けて教員数260人体制を当面の目標として順次採用を行っている。

（エビデンス集・データ編）

【データ編・共通基礎様式1】

医学部の教員採用にあたっては“地域医療に支障を来たさない”ことを、東北各県の代表、東北各県にある医学部を設置する大学の代表、日本医師会及び東北各県の医師会の代表等で組織する東北医科薬科大学医学部教育運営協議会より強く求められている。そのため、「地域医療に支障を来たさないための教員等の公募及び選考に関する基準」及び「医学部設置認可申請に向けた教員等の公募指針」に基づき、教員候補者が本学の教員となった場合の地域医療への影響や業績等を慎重に審査し、適任と判断される者について文部科学省の教員審査を受審し、適格と判定された者を採用している。

なお、医学部医学科は、令和2（2020）年5月1日現在、完成年度前のため、教授会に

教員の資格審査権が付与されていない。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-3】 地域医療に支障を来たさないための教員等の公募及び選考に関する基準

【資料 4-2-4】 医学部設置認可申請に向けた教員等の公募指針

## ② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、FD・SD 推進委員会が中心となり、教員の資質・能力の向上、教育内容・方法等の改善とその適切な実施に向けた活動を行っている。FD・SD 推進委員会の委員は、両学部の教員及び事務職員で構成され、全学としてFDを実施している。

FD・SD 推進委員会の下部組織として、薬学部会、医学部会が設置されており、学部独自のFD活動を推進している。FDの活動については、薬学部会、医学部会でそれぞれ活動内容と実施計画が立案され実施している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-5】 FD・SD 推進委員会規程

平成 30 (2018) 年度及び令和元(2019)年度の主な活動は以下のとおりである。

### 1) 共通

#### ア) 講演会の実施

教員のFDを推進するため、各種講演会を毎年実施している。平成 30(2018)年度及び令和元(2019)年度は、研究倫理に関する講演会を実施した。また、令和 2 年 4 月に遠隔講義の開始に向けたFD講習会として「Zoomによる遠隔講義」を開催した。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-6】 2019 年度研究倫理講演会次第

【資料 4-2-7】 Zoomによる遠隔講義次第

#### イ) 研修会の実施

新採用者に対して本学の理念・ミッションの共通認識・理解の深化を図るため、毎年FD・SD研修会(新採用者研修会)を開催している。

また、情報資産について、今後取り組むべき課題やセキュリティ対策の重要性について全学的な理解を深めるため、専門家を招き「情報セキュリティ内部監査で顕在化した脆弱性とその対策について」と題する研修会を平成 31 年 2 月に開催した。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-8】 令和元年度新採用者研修会要領

【資料 4-2-9】 平成 30 年度情報セキュリティ研修会

### 2) 薬学部

#### ア) 授業アンケート

実技・実習を除く全ての授業を対象に、学生のアンケート調査を各学期末（前期、後期）に実施している。毎回、回収率は90%を超えており、得られたアンケート結果は信頼性の高いものとなっている。アンケート調査報告書の作成及び解析は薬学教育センターの教育支援部が担当し、結果はFD・SD推進委員会、教務委員会及び教授会に報告された後、教職員専用の電子掲示板に掲載され、全教員に結果がフィードバックされている。また、学生に対しても掲示板などを通して、アンケート結果がまとまった旨を周知し、概要はホームページで公開し、閲覧もできるようにしている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 4-2-10】 令和元年度薬学部授業アンケート調査報告書（概要）

【資料 2-6-3】 と同じ

【資料 4-2-11】 ホームページ

「トップページ>大学案内>大学基本情報>授業アンケート（薬学部）」

[\(http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/information/anke-to/\)](http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/information/anke-to/)

#### イ) PBL アンケート調査

PBL（問題基盤型学習）チュートリアル教育については、担当するチューターを養成するワークショップ（WS）を開催するとともに、授業の迅速な改善と充実を図る目的で、各クール（全3期）終了時にPBLに対するアンケート調査を実施し、教育内容・方法等の改善に努めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 4-2-12】 令和元年度 PBL 学生終了報告

#### ウ) 授業の自己評価報告書

積極的な授業の自己点検・評価及び授業改善の促進を目的に、各授業担当教員に対して、授業アンケート調査の結果に基づいた改善策を、「授業の自己評価報告書」として提出を義務付けている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 4-2-13】 平成30年度授業の自己評価報告書（前期・後期）、

令和元年度授業の自己評価報告書（前期）【資料 2-6-4】 と同じ

#### エ) 公開授業の実施

同僚評価による授業改善を目的とした公開授業を前期、後期の年2回実施し、教員間での意見交換を通じて授業の改善に繋げている。

また、FD・SD推進委員会の独自の取り組みとして、新採用教員担当の授業、初めて授業を担当する教員の授業、FD・SD推進委員会が指定した教員の授業に対して、複数の委員による授業参観を行い、積極的な助言を行うことで担当教員の授業の改善に努めている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 4-2-14】 令和元年薬学部公開授業実施について

オ) 講演会の実施

教員の FD を推進するため、各種講演会を毎年実施している。平成 30(2018)年度及び令和元(2019)年度は、薬学教育評価に関する講演会、さらにルーブリック評価に関する講演会等を実施した。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-15】平成 30 年度薬学部 FD・SD 講演会開催について、  
ルーブリック評価に関する講演会について

カ) 研修会の実施

5 年次生に実施される実務実習を円滑に進めるため、FD・SD 推進委員会が中心となり実務実習指導薬剤師養成 WS を開催し、東北地区の薬剤師や本学教員を対象に実務実習指導薬剤師養成のための教育・指導を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-16】第 60 回東北地区認定実務実習指導薬剤師養成 WS 報告書

2) 医学部

ア) 「学生による授業アンケート調査」の実施

実技・実習科目を除く全ての授業を対象に、アンケート調査を各講義最終回に実施している。(複数の教員が担当する科目はそれぞれの教員講義最終回に実施。)得られたアンケート結果は「FD・SD 推進委員会医学部会及び医学部教授会」に報告された後、各科目担当者へ学生から寄せられた授業運営に対する要望・改善点とあわせて、各期開始前にフィードバックを行い、授業内容の改善に活用してもらっている。また、学生に対してはホームページでアンケート集計結果(概要)を公表している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-17】令和元年度医学部(前期・後期)授業アンケート集計結果(概要)  
【資料 2-6-3】と同じ

イ) 「授業の振り返りと改善等報告書」の提出

授業内容の充実と改善のため、各科目担当者に上記ア)「授業アンケート集計結果」を活用してもらい、年度内の授業振り返りと次年度に向けた授業改善・工夫等について、「授業の振り返りと改善等報告書」の提出を求めている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-18】授業の振り返りと改善等報告書

ウ) 新採用者向け説明会

医学部では、完成年度まで毎年一定の新規入職者があることから、シラバス作成に関する説明会、教員採用予定者説明会を実施している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-2-19】新採用教員説明会

エ) 研修会の実施

Pre-OSCE の評価者養成のための「OSCE 評価者養成FD (第2~4回)」(平成30年7月、12月、平成31年2月)を3回開催し、学内のOSCE 評価者養成に努めている。

(エビデンス集・資料編)

【資料4-2-20】OSCE 評価者養成FD

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の審査基準について、各職位に必要な論文数、著書数等の明文化等を含め今後検討していく。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### ① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質向上や能力向上を図るため、研修を行っている。本学においては、FD・SD 推進委員会と関係部署 (FD は主に学務部教務課、医学部事務部教務課、SD は主に企画部総務人事課) が連携し、新採用者研修会や研究倫理講演会・情報セキュリティ研修会・ハラスメント防止講演会等を実施している。これらの研修により、本学での業務遂行に必要な基礎的知識や、留意点への意識が統一され、職員の資質向上に繋がっている。

また、学外の研修会や説明会にも積極的に派遣している他、海外研修にも毎年1名職員を派遣している。

(エビデンス集・資料編)

【資料4-3-1】学内研修開催通知 (次第)

【資料4-3-2】平成30年度学外研修受講状況一覧

【資料4-3-3】2019年度学外研修受講状況一覧

【資料4-3-4】大学職員の新人研修の案内 (参加学外研修)

【資料4-3-5】事務局海外研修派遣者一覧

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

人事異動について、平成30(2018)年度より附属病院との間の人事異動も行っており、今後も積極的な人事交流により、幅広く法人内の業務へ対応できる人材の育成を図っていく。また、異動にあたっては、個人調書による自己申告(本人希望)も参考にしながら職員のキャリア形成につながるように配慮している。さらに今後は、個人調書を活用した上司と所属員との人事面談の実施(業務についてのフィードバック等)を行うことで資質の向上に取

り組んでいく。

組織的な研修制度としては、新任管理職(課長・課長補佐)を対象とした研修を令和元(2019)年度より実施(令和元年11月27日開催)し、該当職位に求められる能力の向上を図った。さらに令和2年度から、新入職員への育成担当を選任し、4~5月にかけて、web研修を実施した。今後も階層別の研修制度の拡充等を検討していく予定。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

###### (2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### ① 研究環境の整備と適切な運営・管理

###### 1) 附属施設の整備・充実

附属施設として中央機器センター、実験動物センター、ラジオアイソトープセンター、図書館を設置している。中央機器センターでは、例年各教室において複数の教室で利用する研究機器の新規購入及び既存機器の更新に関する調整を行っており、代表教室からの希望を取りまとめ中央機器センター運営会議にて協議し、毎年計画的に購入し研究環境の充実を図っている。

また、平成28(2016)年4月に医学部が設置され、平成30(2018)年4月の福室キャンパス開設に伴い、中央機器センター、実験動物センター、図書館にそれぞれ分室(又は分館)を整備した。

研究への支援を目的として、中央機器センター及び実験動物センターにおける利用料金(受益者負担)については最低限の利用料金にとどめている。

(エビデンス集・資料編)

###### 【資料4-4-1】組織図

医学部(福室キャンパス)においては、閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスクを抑止しつつ、日常的に研究者の交流が行われる環境を整えるため、研究室を教室毎の個室とはせずオープンスペースとし、さらに大部屋の共同実験室等を設けている。本件は文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査」の報告書において、本学の特徴的な取組みとして文部科学省のホームページで公開されている。

(エビデンス集・資料編)

###### 【資料4-4-2】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果について

(抜粋)

([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_\\_icsFiles/afiel\\_dfile/2019/08/14/1406559\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afiel_dfile/2019/08/14/1406559_3.pdf))

## 2) 研究支援体制の整備

平成 30(2018)年 4 月から、総務部企画課で行ってきた研究支援及び研究公正の推進等に関する業務を充実するため、新たな専門部署として「企画部研究支援課」を設置し、全学委員会である研究推進委員会や研究倫理委員会の支援など、研究支援、研究倫理に関する実施体制を強化した。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-4-3】事務分掌規程 (第 6 条抜粋)

## 3) 分野横断的な研究の実施

平成 29(2017)年度から研究推進委員会の主導により、本学の医薬融合と共同研究推進を目的として「医薬研究交流会」(既出 1-2-⑤)を発足し、11 回の開催で延べ 510 名が参加し活発な質疑、意見交換を行っている。この交流会から共同研究の実施に発展したケースがすでに出ている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-4-4】医薬研究交流会から発展した共同研究実績

## ② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 1) 研究倫理関連規程の整備

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者(学長)を定めており、また、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者(事務局長)を定めている。統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告しなければならないと定めている。

研究不正に関しては、本学の全学委員会として研究倫理委員会を設置し、研究倫理委員会委員長(薬学部長)がコンプライアンス推進責任者の職責も担っている。

研究倫理委員会では、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行うとともに、研究倫理教育(研究倫理講演会及び e-learning による受講)を企画し、実施している。

研究不正に係る調査体制や手続きについては、研究活動上の不正行為防止等に関する規程により、「相談また告発の窓口を研究倫理委員会に置き、研究倫理相談員があたる」こととしており、また、公益通報に関する規程において、「違反行為に関する通報および相談を受け付ける窓口を、監査室におく」と定め、大学ホームページ「研究倫理」にて関連規程、相談窓口、申立て窓口、申立て方法、異議申立て方法についても掲載し公表している。

(エビデンス集・資料編)

- 【資料 4-4-5】 東北医科薬科大学研究倫理基準
- 【資料 4-4-6】 東北医科薬科大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程
- 【資料 4-4-7】 研究活動における研究資料等の保存に関するガイドライン
- 【資料 4-4-8】 公的研究費取扱規程
- 【資料 4-4-9】 東北医科薬科大学における公的研究費の使用に関する行動規範
- 【資料 4-4-10】 東北医科薬科大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-4-11】 学校法人東北医科薬科大学公益通報に関する規程
- 【資料 4-4-12】 学校法人東北医科薬科大学教職員の懲戒処分に関する内規

## 2) 研究倫理講演会の開催

平成 29(2017)年度から、全教員、大学院生、公的研究費が採択されている病院職員、公的研究費に関わる事務職員・非常勤職員を対象に、外部講師を招聘し毎年度講演会を開催している。

講演会は開催場所をキャンパス毎に隔年度で変え、テーマも偏らないよう企画し、講演会映像を録画することにより欠席者にも配慮している。

また、受講後にはアンケートを実施し、理解度の把握に努めている。

(エビデンス集・資料編)

- 【資料 4-4-13】 研究倫理講演会の実績

## 3) APRIN e-learning (旧 CITI Japan) の受講義務付け

平成 27(2015)年度から、全教員、大学院生、公的研究費が採択されている病院職員、公的研究費に関わる事務職員・非常勤職員を対象に、APRIN e-learning (旧 CITI Japan) の受講を義務付けている。

有効期間を 5 年と設定しており、期限切れの対象者へは再度受講の案内をし、確実に受講が確認できるまで催促する等のフォローを実施している。

(エビデンス集・資料編)

- 【資料 4-4-14】 APRIN 受講率一覧

## ③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分については、学部毎の基準に基づき定まった金額を配分している。

薬学部及び教養教育センターには、教室研究費及び教員研究費として、教室の人員構成や大学院生・研究生・研究員・配属学生の人数等により定められた金額が毎年配分されている。TA (Teaching Assistant)、RA (Research Assistant) 制度を取り入れており、学部の実験実習のサポートに入ったり、卒業研究のため教室に配属となった学生の研究指導に係わってもらっている。TA および RA の支給は「経済的負担軽減の為の制度」として経済的支援メニューを整理して一覧的に確認できる形でホームページに掲載している。

医学部には、教室研究費として、教室の人員構成により定められた金額が配分されている。なお、医学部は未完成の状態であるが、研究環境の整備と適切な運営・管理、研究倫

理の確立と厳正な運用、研究活動への資源の配分については上述したとおり、必要な研究環境を整備し、有効かつ適正に管理の上活用している。研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに沿って規程等を整備し、厳正に運用している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-4-15】 ホームページ

「トップページ>入試情報>大学院 納付金について

>大学院生への経済的支援制度（経済的負担の軽減措置）」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/#keigen>)

【資料 2-1-22】 と同じ

また、附属施設等の利用料金の軽減、設備の新規購入や更新により研究環境を整備するなど、配分された研究資金の効率的な執行に寄与していると判断している。本学では外部資金獲得を奨励しており、科学研究費補助金について年2回（小松島キャンパスと福室キャンパスで各1回）の学内説明会開催や事務局の申請支援等により外部資金の獲得金額も年々上昇している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 4-4-16】 中央機器・実験動物センターの料金・経費等

【資料 4-4-17】 外部資金獲得の状況

【資料 4-4-18】 科研費研究費補助金等学内説明会の実績

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金の獲得については、科学研究費補助金の説明会の中で共同研究や受託研究のことに触れてはいるが、単独の説明会等の実施は行っていない。今後、科学研究費以外の外部資金の獲得に向けての説明会等も開催する予定である。また、企業等の助成金等の広報については、現在も掲示板等により実施しているが行き届いていない場合もあり、より効果的に周知できるようその方法の改善等について研究支援課で検討を始めている。

さらに産学連携の推進、知的財産の獲得等に寄与するために、まず本学の教員の持つシーズの調査から始め、専門部署の設置や専門人員の配置が可能となるよう検討を開始する予定である。

研究倫理の確立と厳正な運用の体制は整備されているが、研究倫理教育を強化する等、これまで以上に法令・学内規程等の遵守についての意識を醸成するよう取り組んでいく。

### 【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもと大学運営会議、教授会及び各種委員会等によって階層的に機能と責任が分担された実行体制を有している。すべての会議体には事務職員が配置され、教員との協働により日常的な業務が円滑に進んでいる。

組織が急激に拡大している中で、事務組織の階層別や目的別研修を学内で十分に実施することができないため、その補完措置として日本私立大学協会や在仙大学等で開催する各種研修会に積極的に参加させたり、外部からの採用や内部の配置転換なども実施し、全体的に職員の資質向上と組織の活性化につながっていると判断できる。

また、教育・研究に必要な教員及び事務職員を適切に配置し、FD・SD 研修を通して資質能力向上に取り組んでいる。

研究支援についても、大学運営会議の下に研究推進委員会を置き、薬学部医学部間の共同研究の推進や研究倫理に関する講演会の開催など、適正に行われている。

以上のとおり、学長のリーダーシップのもと教学マネジメントが適切に機能していると判断する。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は寄附行為において、「教育基本法及び学校教育法に従い、医学教育及び薬学教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」としており、私立学校法を遵守し、理事会、評議員会等を設置して堅実に運営している。

寄附行為は今般の私立学校法改正にあわせて所要の改正を終え、令和 2 年 4 月 1 日より施行した。また、ガバナンス・コードを策定し、ホームページで公開している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-1-1】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-1-2】 ホームページ

「トップページ>大学案内>大学基本情報

>学校法人東北医科薬科大学ガバナンス・コード」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/information/>)

#### ② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に規定されている最高意思決定機関としての理事会と、諮問機関としての評議員会を、定期的を開催するとともに、必要に応じて随時開催し、経営の重要事項を中心に審議している（既出 5-1-①）。

また、法人運営の根幹となる大学と附属病院の経営状況を正確かつ迅速に把握するため、大学運営会議（既出 4-1-①）及び病院運営会議を設置し、関連する重要事項の審議や連絡調整を行い、相互の業務の円滑化を図っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-1-3】 大学運営会議規程 【資料 4-1-3】 と同じ

【資料 5-1-4】 東北医科薬科大学病院運営会議規程

令和 2 年（2020 年）より中長期計画をスタートさせ、第 1 期（2020～2024 年度）と第 2 期（2025～2029 年度）に分け、ビジョンを実現するための具体的な行動計画を策定し、全学的に取り組んでいる。中長期計画は 6 つの領域（教育・研究・学生支援・入学者選抜・病院運営・経営管理）を設置し、領域ごとに基本目標を設定、基本目標を達成するための行動目標及び行動計画を作成している。行動計画にはそれぞれ評価指標を設定し、進捗状況をエビデンスに基づき自己点検評価委員会、中長期計画推進委員会が検証することとしている。（既出 1-2-③）。

さらに、毎年度、前年度の事業結果を取りまとめた事業報告書を作成するとともに、それを反映した次年度の事業計画書（既出 4-1-①）を作成し、周知することで、全教職員をあげて使命・目的の実現に向けた意識の向上を図っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-1-5】令和元年度事業報告書

### ③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 1) 省エネルギーの取組み

「学校法人東北医科薬科大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程」を整備しており、省エネルギー活動の効果的な実施方法等について審議するため、東北医科薬科大学省エネルギー推進委員会を設置している。年 2 回委員会を開催し、本学の省エネルギーの推進体制の整備と取組み方針の策定を行っている。

その方針に基づき、教室・トイレ等の電気の消灯、冷暖房の効率的利用を教職員及び学生に促している他、廊下の照明を間引く等の措置を講じている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-1-6】学校法人東北医科薬科大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程

#### 2) 人権への配慮

プライバシーポリシー、個人情報保護に関する規程を制定し、ホームページ上には、個人情報保護に関する取組み、個人情報保護方針、特定個人情報等の取扱いに関する基本方針を掲載し、個人情報保護に取り組んでいる。また、学外から個人情報を取得する場合も、取得した個人情報をどのように利用し、どのように扱うか等を提示した上で、個人情報提供者の同意を得て取得している。

また、ハラスメント防止等に関する規程を整備しており、ハラスメント防止、排除に努めている。各キャンパスに相談員を配置するとともに、学生及び教職員に毎年リーフレット（既出 2-4-①）を配布することによって周知、啓発を行っている。

東北医科薬科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程を平成 31(2019)年 4 月 1 日に施行し、障害者に対し合理的配慮を行うこと等、規定したところである（既出 2-2-②）。

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-1-7】ホームページ

「トップページ>各種ページ>個人情報に関する取組み」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o06/>)

「トップページ>各種ページ>個人情報保護方針」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o07/>)

「トップページ>各種ページ>特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/mynumber/>)

【資料 5-1-8】学校法人東北医科薬科大学ハラスメント防止等に関する規程

### 3) 安全への配慮

危機管理規程を整備し、火災や自然災害の発生を想定した対応として、防災対策委員会を組織し点検や防災訓練を行うなど、危機管理体制を構築している。災害時には危機管理委員会のもとに対策本部を立ち上げ、迅速に対応する。また、緊急連絡システムによる学生・教職員の安否確認、防災用品・食料等の備蓄など、非常時を想定した体制整備を進めた。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-1-9】 危機管理規程

事件事故等が発生した場合の対応方法等をまとめた危機管理マニュアル（学生用）を作成し毎年新入生に配布する他、学内W e b ページにも掲載している。教職員に対しては、危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアル（職員用）を学内W e b ページに掲載し周知している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-1-10】 危機管理マニュアル（学生用） 【資料 2-5-8】 と同じ

【資料 5-1-11】 危機管理ガイドライン

【資料 5-1-12】 危機管理マニュアル（職員用）

また、日常的に、建物全体の設備・機械類のシステムを防災センターで監視しており、火災や防犯等については、警備員が 24 時間常駐し、防犯カメラによる監視を行い、安全確保のための措置を講じている（既出 2-5-①）。

今後も日常の点検や、さまざまな情報を通して安全で快適な教育研究環境の維持を図っていく。

### 4) 環境保全への取り組み

本学は、化学系実験で有害試薬等を使用していることから、有害廃液による水質汚濁への防止等については、環境保全センター、安全衛生委員会及び保健管理センターが連携して適正な教育研究環境の維持に努めている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-1-13】 実験廃棄物取扱いの手引

実習や研究活動で有機溶剤や特定化学物質を使用する学生及び教職員に対しては、毎年春に安全衛生教育講習会（有機溶剤による健康障害について、廃液の取り扱い方、危険物の取り扱いについて）を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-1-14】 2019 年度安全衛生講演会・安全衛生教育講習会次第

放射線・放射性同位元素、有機溶剤や特定化合物を実習や研究で基準以上取り扱う学生及び教職員に対しては、年 2 回の特殊健康診断を実施し、結果に応じて学医、看護師が対応している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-1-15】 特殊健康診断

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学経営に係わる規律維持と誠実性の履行は、社会からの信頼を得て教育研究活動を行っていく上で最も重視すべきことであり、大学を取り巻く社会情勢や法令、社会的責任やニーズの変化に対応しながら、絶えず実施状況を自己評価しながら改善を図っていく。

また、学生が安心して学生生活をおくり、成長して大学を巣立っていけるよう、引き続き、安全性に配慮した環境を整えていく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

5-1-①に示したとおり、本法人では、寄附行為に基づき学校法人の最高意思決定機関として理事会を設け、理事会の権限や各常勤理事の担当業務を明確に定めている。

理事会は、5 月、12 月、3 月の定例会のほか、必要に応じて臨時に開催されており、事業計画、予算、事業報告、決算、財産管理、寄附行為や重要規程の改廃、大学の企画・運営に関する重要事項等について審議、決定している。なお、医学部が平成 28（2016）年より設置され業務が拡大し、理事会付議案件も増加してきたことから令和 2（2020）年度より、定例会を年 6 回（5 月、7 月、10 月、12 月、2 月、3 月）実施することとなった。

また、理事会を補完する体制として、法人運営の根幹となる大学と病院の経営状況を把握するため、大学運営会議及び病院運営会議を設置し、関連する重要事項の審議や連絡調整を行っている。

大学運営会議は年 5 回程度、病院運営会議は年 6 回程度開催している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-2-1】 役員・教職員の概要（理事名簿） 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-2】 常勤理事の担当業務明確化

【資料 5-2-3】 令和元年度理事会開催状況 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-4】 令和元年度大学運営会議開催状況

【資料 5-2-5】 令和元年度病院運営会議開催状況

理事の選任については、寄附行為第 6 条に定めこれに基づき選出されている。また、次年度の予算及び事業計画については、評議員会の意見を聴いた後、3 月の理事会（定例会）に諮り決定し、前年度の決算及び事業報告については、5 月の理事会に諮り決定した後、評議員会で報告しており、理事会の運営は適切に行われていると判断している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、寄附行為及び関連法令に規定しているとおりに適切に運用されているが、今後これを維持することはもちろん、理事の職務分担における責任体制を明確にし、変化していく大学を取り巻く環境に、法人全体で対応していく。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

本学は、最高議決機関としての理事会のほか、理事会の意思決定をサポートする体制として大学運営会議、病院運営会議を設置している。それぞれの会議の構成員は、常勤理事及び教務委員会や学生委員会等主要な委員会の委員長、事務局の担当部長となっている。理事はすべての委員会の委員となっており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化は図られている。理事長もすべての委員会の委員となっており、リーダーシップを発揮できる体制となっている。

教職員の提案などをくみ上げる直接的な仕組みはないが、各委員会には准教授以下の若手も任命されており、意見の交換は十分なされている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-3-1】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-3-2】 役員・教職員の概要（理事名簿） 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-3-3】 役員・教職員の概要（評議員名簿） 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-3-4】 大学運営会議規程 【資料 4-1-3】 と同じ

**② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

管理部門と教学部門の意思疎通を保つ仕組みとして大学運営会議が、管理部門と病院部門の意思疎通を保つ仕組みとして病院運営会議が設置されており、協議内容はそれぞれ必要に応じて理事会・評議員会にも進達される。また、業務担当理事や各委員会委員長も各会議に適切に配置されており、相互チェックは十分に機能していると判断する。

監事の職務については、寄附行為第 14 条に定めている。また、監事監査基準第 10 条において、監事は、理事会及び評議員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、学校法人の経営に関する重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認められたときは意見を述べなければならない。と規定している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-3-5】 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-3-6】 学校法人東北医科薬科大学監事監査基準

本法人の監事は 3 人が選任されており、理事会、評議員会に出席してその運営を監査している。また、監事のうち 1 人は、随時本学に来学して学長や事務局長から大学の運営状態や、財務担当者から使途状況を聞くなどの業務監査や会計監査を行い、結果を理事長に報告している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-3-7】 役員・教職員の概要（監事名簿） 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-3-8】 令和元年度各種監査実績総括表（監事監査）

評議員の選任については、寄附行為第 22 条に定めこれに基づき選出されている。評議員会への諮問事項は寄附行為第 20 条に定め、基本的には理事会に先立ち評議員会を開催し意見を聴き、理事会に具申する仕組みとなっていることから、評議員会の運営は適切に行われていると判断している。

また、相互チェックの一つとして内部監査を推進するため、平成 30（2018）年度に専任職員を配置して人員体制を強化しており、監査指摘事項等の対応状況のフォローアップを適切に行う仕組み等の整備を行っている。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部監査については、その有効性・効率性を向上させるため、業務所管部署に対して業務上のリスクの調査等を行ったうえで重要なリスクに焦点をあてた監査を行うなど、改善・向上へ向けた施策に取り組んでいく。また、監事及び監査法人との連携強化を図るため、業務執行状況の説明等の情報共有に努めていく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和元（2019）年度策定の法人の中長期計画（2020～2029 年度）にあわせて、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までを見据えた財務の中長期計画を策定し、それに沿った運営・管理を行っている。なお、財務の中長期計画は毎年の決算を踏まえ、必要に応じて都度見直しを行う。

また、中長期計画策定後にコロナウイルス感染症の問題が発生しており、収支に与える

影響は現時点で確定できないが、今後その影響額を見定めたいうえで中長期計画への反映を行っていく。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-4-1】財務の中長期計画

## ② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は平成 28(2016)年度に医学部を開設した。これに伴い、その前年度の平成 27(2015)年度より、新校舎や新病院棟の建設や教育・研究や診療上必要となる機器、什器・備品の設置を本格化し、平成 30(2018)年度までに標準設置経費を上回る 272 億円を投資し、必要な施設・設備を整えている。

この設備投資をすべて自己資金で行った結果、流動比率や負債率等貸借対照表上の諸指標は悪化し、収支面も設備投資に伴う減価償却の増加に加え教員配置を医学部の学年進行に先んじて行う必要があるため費用負担が先行し、経常収支の大幅赤字が続いていることから、現時点で財務基盤は脆弱な状況にある。

しかしながら今後は、学年進行に伴う学納金の増加、完成年度以降の経常費補助金、新病院棟の本格稼働に伴う患者数の増加等が見込まれ、収支は改善に向かうと考えている。さらに教育研究協力資金や奨学寄附金・共同研究費などの外部資金獲得に注力しつつ、病院を中心に経費の削減に取り組むことで、令和 6(2024)年度の経常収支差額の黒字化を目指している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 5-4-2】財務指標の比較（平成 26 年度、平成 30 年度）

【資料 5-4-3】2019 年度寄付金受入れ実績

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

医療収入が事業活動収入の 7 割を占め、今後の財務の見通しに最も影響すると考えられるのが病院の収支であるため、収入の確実な増加及び費用の削減に向けた対応策の検討と実施を行っていくことが必要である。福室本院については令和 8(2026)年度の特設機能病院化を目指し、高度医療の提供、無菌室・医療情報管理室の整備、英語論文数基準の充足等の具体的な対応を進めている。

また、大学と病院の施設設備の更新や保守にかかる費用を適切に見積り、計画的なメンテナンスや設備投資を行っていくことが重要なため、拠点ごとの整備計画を策定し中長期的な視点での対応を行っていく。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 会計処理の適正な実施

本学では、学校法人会計基準及び学内の経理規程に準拠し会計処理が実施されている。会計処理について慎重な検討を要する場合は、監査法人や日本私立学校振興・共済事業団、あるいは文部科学省と協議し、適正な処理を行うよう努めている。また、各種セミナーや研修会に積極的に参加し、会計知識の習得や処理能力の向上を図っている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-5-1】 学校法人会計基準

【資料 5-5-2】 経理規程

【資料 5-5-3】 令和元年度セミナー、研修会への参加状況

予算編成は、収入支出の算定根拠を理事会・評議員会で説明し、執行は伺い書に基づき、決裁者の決裁完了後に行っており、予算編成及び執行のプロセスは透明性が高い。

また、大学・病院各部門の予算執行状況を毎月チェックし、適正な管理に努め、著しい乖離が生じた場合はその原因を把握し、必要に応じて補正予算を編成している。

さらに、決算報告の際には理事会・評議員会において予算との対比、前年決算との対比を検証し、説明を行っている。

以上のとおり、本学において会計処理は適切に実施されていると判断できる。

② 会計監査の体制整備と厳正な実施

内部監査については、平成 30(2018)年 4 月から監査室に専担者 2 名を配置し、公的研究費に係る監査、現金等の管理状況の監査等を計画的に実施し、監査結果を理事長に報告している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-5-4】 組織図 【資料 4-4-1】 と同じ

【資料 5-5-5】 令和元年度内部監査報告

法人監事による監査については、監査室及び監査法人と連携を図りながら、理事会等の重要な会議への出席や被監査部署に対するヒアリング等による予算・決算書の策定状況のモニタリング、帳簿・証憑書類の照合等による書面監査等が実施され、監査報告書が作成されている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-5-6】 監事監査報告書 【F-11】 と同じ

私立学校振興助成法に基づく会計監査については、内部統制の評価、現金等の実査、計算書類の精査等が、監査法人により実施されている。（平成 30 年度の年間執務日数は約 140 日）

（エビデンス集・資料編）

【資料 5-5-7】 監査法人による監査実施報告書

以上のことから、監査室、法人監事、監査法人が随時意見交換を行うなどして三者で連携し、厳正に会計監査を実施する監査体制が整備されているものと判断できる。

### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

私学法等の改正を踏まえ、中期的視点から、内部統制の整備・運用状況についてモニタリングを行い、改善提案を行うべく監査を行っていく。

### 【基準5の自己評価】

前述のとおり経営の規律と誠実性は、寄附行為をはじめとする諸規程に基づき適切に守られている。また、使命・目的の実現への継続的努力や環境保全、人権、安全への配慮も十分に行われている。

理事会は寄附行為に基づき定期的で開催されており、その運営も適切であると判断される。

管理運営の円滑化と相互チェックは、大学運営会議や病院運営会議等の関連する運営機関の運営を通じ適切に行われている。

財政基盤については、現在医学部設置の途上であり、2年後には医学部完成年度を迎え、予定どおりの学納金の収入と補助金が見込まれることから今後は収支のバランスの安定化に向かっていくと評価できる。

会計においては、法人監事及び監査法人の指導のもとで学校法人会計基準等の関係法令及び本学の経理規程等に従い、会計処理及び会計監査は適正に行われている。

以上のことから、基準5の基準を満たしていると判断する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針として、東北医科薬科大学自己点検・評価規程第 1 条に「東北医科薬科大学学則第 1 条の 2 及び東北医科薬科大学大学院学則第 2 条の 2 に基づき、本学の建学の精神・理念に照らし、その使命及び目的を達成するため、本学における教育・研究・診療及び管理運営等に係る適切な水準の維持及び向上に資するため、恒常的に自ら点検及び評価する」旨明示している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 6-1-1】東北医科薬科大学自己点検・評価規程

東北医科薬科大学自己点検・評価規程第 3 条に基づき、全学の組織である自己点検・評価委員会を組織しており、委員は大学（学部）、事務局、病院、各センター及び主要な各種委員会の長並びに外部の有識者で構成されている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 6-1-2】東北医科薬科大学自己点検・評価委員会規程 第 3 条

【資料 6-1-3】自己点検・評価委員会 委員会構成一覧

自己点検・評価委員会を中心として自己点検・評価を実施し、結果は学長に報告される（後述 6-2-①）。この結果を受け学長が大学運営上で改善が必要と判断した場合は、各事業実施部門（学部、委員会及びセンター等）に事業の改善を指示し、活かされる仕組みとなっている。また、学長が大学全体の教育研究に関する重要な事項の審議が必要と判断した場合は、大学運営会議を開き事業の改善内容を検討した上で、各事業実施部門に改善を指示している。

(エビデンス集・資料編)

【資料 6-1-4】東北医科薬科大学自己点検・評価規程 第 7 条【資料 6-1-1】と同じ

本学の構成員及び各組織の長は、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、本学の充実発展のため、各々の役割において、各分野における諸活動の水準の向上と活性化に努める旨規定されており、これに基づき改善活動を行っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 6-1-5】東北医科薬科大学自己点検・評価規程 第 7 条第 3 項

【資料 6-1-1】と同じ

以上より、内部質保証のための組織の整備、責任体制は確立されていると判断する。

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、内部質保証のために自己点検・自己評価委員会を中心とし、教育理念、教育目標に基づく自己点検評価を実施する。また、内部質保証のための組織体制やその仕組みを外部に向けてさらに理解しやすく公表するよう努める。さらに、外部の意見も取り入れることができる仕組みを今後確立させていく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価の実施については、年度毎の事業計画及び事業報告に基づき、それぞれの事業実施部門（学部や委員会、センター等）で自己点検と達成度の評価を行い、これを踏まえ次年度の事業計画案を作成し、自己点検・評価委員会へ報告している。自己点検・評価委員会は報告された自己点検の結果、達成度評価の内容及び事業計画案を確認し、これに対し指摘や助言としてコメントを記載し、それぞれ事業実施部門へフィードバックしている。このフィードバックされた内容については、事業実施部門が次年度の事業計画に反映し、次年度の事業活動に活かされている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 6-2-1】 事業計画に基づく自己点検・評価計画表（PDCA サイクル）

【資料 6-2-2】 平成 30 年度事業報告及び令和元年度事業計画

毎年度当初に開催される、全教職員対象の教育懇談会で当該年度の事業計画を配布し、周知している（既出 4-1-①）。学長から大学の方針が伝えられ、また、あわせて各部門の実施業務について説明が行われており結果は全教職員に共有されている。

自己点検・評価結果は教授会で報告され、ホームページにも掲載することで情報を学内で共有するだけでなく学外にも公開している。

【資料 6-2-3】 ホームページ

「[トップページ](#)>[各種ページ](#)>[大学評価](#)>[自己点検評価書](#)」

([http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o01/#section\\_01](http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o01/#section_01))

令和 2 年 4 月 1 日に自己点検・評価規程を改正し、これまで機関別認証評価時（7 年毎）に実施してきた全学的な自己点検・評価については毎年度行うこととした。具体的には、本機関別認証評価の自己点検評価書を毎年度作成していくため、エビデンスに基づく自己点検・評価を毎年度実施していく計画である。

【資料 6-2-4】東北医科薬科大学自己点検・評価規程 【資料 6-1-1】と同じ

## ② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR は、統括は企画部企画課、教学 IR は学務部庶務課が担当している。しかしながら特に教学 IR については、データが各部署（入試センター、キャリア支援センター、教務委員会、学生委員会等）に分散し、十分な成果をあげているとは言い難い状況にあった。

このため、令和 2 年度より大学運営会議直轄の IR 委員会を立ち上げ、委員には主要な委員会の委員長を配置し、より効果的な情報収集とその分析が可能となる体制を整備した。

法人 IR については、引き続き企画部企画課が担当し、逐次充実を図っていく。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 委員会において、教育等に関する大学の活動についてデータを収集、分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究を行うとともに、分析結果を基にした各種施策の提言を行うことを目指す。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では 6-1-①及び 6-2-①で示したとおり、事業計画書に基づき各事業実施部門（学部や委員会、センター等）において事業を実施し、大学全体の組織である自己点検・評価委員会にて点検・評価を行い次年度の事業計画書に反映しており、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは確立されている。

また、認証評価の結果を事業の改善に活かすのはもちろんのこと、本学は平成 28 年に医学部を新設したこともあり、設置計画履行状況等調査の結果を大学運営の改善に活かしている。

（エビデンス集・資料編）

【資料 6-3-1】平成 25 年度大学機関別認証評価 評価報告書

【資料 6-3-2】平成 27 年度薬学教育評価機構評価報告書

【資料 3-3-23】と同じ

【資料 6-3-3】「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

【資料 3-3-24】と同じ

【資料 6-3-4】設置計画履行状況等調査の結果について（令和元年度）P10

本学の教育は、3つのポリシーに基づき行われており、内部質保証にはこの3つのポリシーが適切なものとなっているか見直しが必須である。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては医学部薬学部それぞれの教務委員会が中心となり、また、アドミッション・ポリシーについては入試センターが中心となり、見直しを行っている。各ポリシーの修正が必要と判断された場合は、それぞれの委員会やセンターで修正原案を検討し、その後大学運営会議を経て、理事会に諮り改正される仕組みとなっている。薬学科では3つのポリシーのうちディプロマ・ポリシーの実質化に向けた中期的な改善計画としてディプロマ・ポリシー対応ルーブリック評価表を作成し、令和元年の入学生から6年間毎年自己評価を実施しさせることとした。4年次までは組担任からのフィードバック、5、6年次は教室配属となり卒業研究を進めて行くため、そこでは教室責任者からのフィードバックおよび評価を受けることとした。

【資料 6-3-5】薬学部ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック評価表

【資料 3-1-20】と同じ

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育に関する内部質保証を目的とした自己点検・自己評価には、全学的な仕組みによる PDCA サイクルが確立されている。一方、研究に関する自己点検・自己評価には全学的な仕組みが確立されているとはいえず、今後、大学運営会議、研究推進委員会及び教員評価委員会が中心となり、全学的な取り組みに発展させていく。

#### 【基準 6 の自己評価】

内部質保証を行うための組織の整備や責任体制は、学長のガバナンスのもと大学運営会議が中心となり、自己点検・評価委員会や各事業実施部門により自己点検・評価を実施する仕組みとして確立されており基準 6 を満たしていると判断する。

自己点検・評価にあたっては、教授会や全学懇談会等を通して情報を開示し、日常的に教職員が現状認識できるように配慮しながら、かつ、多くの職員が自己点検・評価に関わる実施体制としている。このようなことから、各人が意識して、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な点検・評価ができる環境にあると考える。

さらに大学運営会議直轄の IR 委員会において、法人の IR と連携し、情報共有しながら、より効果的な情報収集とその分析を行い、大学運営に役立てていく。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 研究活動と国際化

##### A-1 特色ある研究活動と国際化の推進

##### A-1-① 医薬融合による研究活動の推進

##### A-1-② 大学間協定などの措置を積極的に講じ、研究の国際化を推進

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 医薬融合による研究活動の推進

本学はこれまでの研究実績を基盤として研究の高度化を推進している。平成 18 年度には癌研究所を発展的に解消し、糖鎖生物学を主なテーマとする「附属分子生体膜研究所」を設置した。同年に導入された新たな薬学教育制度の元、平成 22 年度から生命薬科学科を基礎とする大学院博士課程前期過程を設置し、さらに、平成 24 年度には博士課程後期課程と、薬学科を基礎とする 4 年制の博士課程を設置した。平成 25 年度には東北厚生年金病院を譲り受け、単科の薬科大学では我が国で初めての附属病院として「東北薬科大学病院」（現「東北医科薬科大学病院」）がスタートした。薬学・医学の両教育に対応出来るよう、大学、病院の体制（診療体制、人員、施設・設備等）を充実させ、東北医科薬科大学として薬学の実績と伝統、および医薬連携の強みを活かした医療系総合大学として新たにスタートした。

（エビデンス集・資料編）

【資料 A-1-1】沿革 「Ⅱ. 沿革と現況」と同じ

これらの取り組みは、教育・研究の両面で医薬融合による疾病に対する高精度の理解を可能とし、附属分子生体膜研究所・医学部・薬学部・大学院・附属病院・地域医療ネットワークからなる全学的な協働体制が整いつつある。全学的協働体制をさらに促進することで、基礎研究から臨床応用への橋渡し研究を活発化することが可能となった。さらに、臨床現場から基礎研究へのフィードバックを推進し、基礎と臨床の高効率な循環体制を構築する事で、健康寿命の増進や安全・安心で効率的な医療を促進している。

（エビデンス集・資料編）

【資料 A-1-2】2019 年度医薬研究交流会共同研究提案書の募集について

【資料 A-1-3】第 1 回～第 11 回医薬研究交流会次第

附属分子生体膜研究所がその前身である癌研究所時代から発展させてきた糖鎖生物学は、我が国の糖鎖生物学研究拠点としての実績を築いており、本学の大きな特色となっている。これまでに学術フロンティア推進事業（平成 18～22 年度）「生体膜の糖鎖機能と疾患に関する薬学的研究」、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「生体膜糖鎖異常に起因する生活習慣病発症機序の解明と臨床への応用」（平成 24～28 年度）に選定され、現代の主要疾患である糖尿病とその合併症、アレルギー・喘息、自己免疫疾患、がんなどにおいて、糖鎖機能異常が様々な機構で病態に関与することを見出してきた。

(エビデンス集・資料編)

【資料 A-1-4】 文部科学省 web ページ「学術フロンティア推進事業選定一覧」  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/004/002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/004/002.htm))

【資料 A-1-5】 文部科学省 web ページ  
「平成 24 年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業採択結果一覧」  
([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/04/24/1267810\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/24/1267810_5.pdf))

近年、医学部の開設、附属病院の開設と医薬連携研究の強化、薬学および生命薬科学大学院の高度化推進により、分子生体膜研究所を中心として推進してきたこれまでの基礎研究の成果を、迅速に疾患の予防・診断・治療・創薬といった臨床への応用に結びつける研究実施体制が飛躍的に向上した。健康と福祉への貢献を果たすためには、基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発推進をより迅速に、かつ持続的に行う必要がある。基礎研究を強化し、臨床応用への転換を生み出すためには、基礎研究の成果を臨床現場につなぐ方向に加え、臨床現場で見出した課題を基礎研究に戻す循環型研究開発を推進することが重要となる。

(エビデンス集・資料編)

【資料 A-1-6】 循環型研究開発

医薬連携推進の目的で新たに設置された研究推進委員会および研究支援課の主導で、医学部と薬学部の研究者が一堂に会して互いの研究成果や研究提案についての意見交換の場として、平成 29 年度より医薬研究交流会を定期的で開催している。現在までに 11 回の研究交流会が実施され（第 1 回 がん関連医薬共同研究、第 2 回 循環器／アレルギー・自己免疫疾患関連医薬共同研究、第 3 回 神経関連医薬共同研究、第 4 回 感染症関連／その他医薬共同研究の感染症関連、第 5 回 画像診断・分子イメージング、第 6 回 がんと糖鎖、第 7 回 AI、第 8 回 感染症Ⅱ、第 9 回 腎症、第 10 回 研究推進委員会新体制の紹介、第 11 回 医薬シーズ・治療戦略の開発）参加者は延べ 500 名を超え、活発な質疑・意見の交換がなされていることは、本学の医薬連携研究を推進する上で大きな力となってきている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 A-1-7】 医薬研究交流会の実績 【資料 1-2-18】 と同じ

以上のように研究活動は活発に行われており、医学部の開設により医薬連携による研究の一環としての医薬研究交流会で、研究者が一堂に会して互いの研究成果や研究提案について活発な意見交換が行われることにより共同研究テーマが生まれており、特色ある研究活動として評価できる。

## ② 大学間協定などの措置を積極的に講じ、研究の国際化を推進

本学分子生体膜研究所には、東北エリアの 10 の大学および研究機関（弘前大学、岩手医科大学、新潟大学、新潟薬科大学、長岡科学技術大学、東北大学、宮城県立がんセンター、

東北医科薬科大学、福島県立医科大学、群馬大学)の糖鎖研究者で組織される東北糖鎖研究会の事務局が置かれており、現在、分子生体膜研究所の井ノ口教授が会長を努めている。

東北糖鎖研究会は、東北エリアの糖質科学の啓蒙と研究者間の交流を目的として、2007年に設立された。2007年には第1回東北糖鎖研究会が仙台で開催され、翌年から弘前、長岡、福島、仙台、弘前、新潟、矢巾、仙台、福島にて毎年開催され、2017年11月には群馬の桐生でGlycoTOKYO(東京糖鎖研究会)と合同で開催され盛況であった。2018年9月は弘前大学医学部、2019年9月は新潟で開催された。2020年は、仙台の本学で開催する予定である(WEBカンファレンス)。

(エビデンス集・資料編)

【資料 A-1-8】 ホームページ「東北糖鎖研究会の要旨」

(<http://tohokut-tousa.mystrikingly.com/>)

【資料 A-1-9】 第12、13回東北糖鎖研究会要旨集

全国/世界規模の学会では、2013年に第11回日本糖鎖科学コンソーシアム(JCGG, HP: <http://www.jcgg.jp>)、2015年に松島で7th ACGG (Asian Community of Glycoscience and Glycotechnology) Conference を開催し、国内外での共同研究を戦略的に推進している。2018年8月には、第37回日本糖質学会年会在仙台国際センターで12年ぶりに開催された。本年会では「次世代医療への糖鎖の貢献」をテーマに掲げ、糖鎖工学と糖鎖生物学における日本の強みを生かし、いかに次世代医療に向けた医療革命に貢献することができるのか、その現状と未来を様々な視点から展望する機会とし、本学の糖鎖生命科学研究に対する姿勢を、一般市民、学生、研究者、関連企業などに示す絶好の機会であった。

(エビデンス集・資料編)

【資料 A-1-10】 日本糖質学会会報 Vol. 22, No2 (2018)

「第37回日本糖質学会年会(仙台)開催報告」

また、本学の国際交流協定校である中国の南通大学、台湾の嘉南薬理大学、イタリアのミラノ大学から、毎年、大学院生や研究者を迎え入れて、糖鎖生命科学の教育・研究活動も活発に行なっている。2019年9月には台湾 Academia Sinica と学術研究協力に関する協定を締結し、糖鎖生物学を中心に定期的に共同シンポジウムを開催し、国際共同研究プロジェクトの展開に発展させていくこととしている。2019年12月には、台北の Academia Sinica に本学から7名の教授が訪問し、1st Academia Sinica-Tohoku Medical and Pharmaceutical University Joint Symposium を開催した。そのほかの有機的な学外連携機関としては、北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、京都大学、大阪大学、名古屋大学、九州大学、福岡大学、順天堂大学、川崎医科大学、理化学研究所、ミラノ大学、ジョージア大学、ピッツバーグ大学および野口研究所などがあり、共同研究等で実績のある研究施設との連携を深めている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 A-1-11】 Academia Sinica との共同シンポジウム

近年における国際交流協定としては、2018年10月には大連医科大学との共同研究を機

に大学間交流を締結し、2018年4月にはフィリピン国立マリアーノマルコス大学と、2019年10月には天津医科大学と大学間交流協定を締結し、研究者交流、留学生の受け入れなどの人的交流、医薬研究の共同研究推進を図っている。

(エビデンス集・資料編)

【資料 A-1-12】 ホームページ「トップページ>大学案内>国際交流」

(<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/international/>)

協定校との研究者交流や国際会議・集会は著しく活発とは言えないが、大学の規模に応じた大学間交流協定を積極的に推し進めており、研究の国際化を推進していると評価できる。

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28 年度に医学部を開設し、医療系総合大学として新たなスタートを切った本学は、本学の伝統的な強みである糖鎖生命科学の基礎研究を核として、医学と薬学の連携を生かし、臨床応用を目指す橋渡し研究を推進し、全学的協働体制による糖鎖生命科学研究の成果の迅速な社会還元を目指す。さらに、臨床現場からの基礎研究へのフィードバックによる基礎と臨床の効率的な循環体制を構築し、研究の国際化を進めながら生命科学の分野において先端的な研究を展開する。

### 【基準 A の自己評価】

医学部創設によって医薬連携による研究活動が開始され、一定の成果が生まれつつあり、基礎研究から臨床応用までの一貫した研究体制を構築してきている。これらを国際的に連携して更に進めるため大学間交流協定も積極的に推し進めている。

このことから今後においても、さらに他大学や関係機関等と連携を強化し、特色ある研究活動と国際化の推進が期待できると評価できる。

## V. 特記事項

### 1. 附属病院での教育機会の拡大と充実

本学は、より質の高い医療人養成に加え、臨床系研究の推進、臨床系教員の臨床研修等への活用を目的とし、平成 25 (2013) 年に、単科の薬科大学としては全国で初めての大学附属病院を設置している。その後、医学部の開設に伴い、平成 28 (2016) 年 4 月からは医師養成を行う医育機関としての任務が附属病院に加わった。令和元年 (2019 年) 10 月からは、医学部医学科の 1 期生 (4 年次学生) が、附属病院において診療科臨床実習を開始しており、教員の指導のもと医療チームの一員として外来や入院患者の診療に従事している。

一方、平成 29 年 3 月 24 日、本学は、宮城大学との間で相互の教育・研究効果を高めることを目的とした包括的な連携協定を締結した。この協定のもと、チーム医療の重要性を理解してもらうための IPE (Inter Professional Education, 専門職連携教育) が、本学附属病院において薬学部実習生と看護学部実習生と共同で行われている。医学部は、令和元 (2019) 年度から初めての臨床実習がスタートしたばかりであるため、現段階で医学部生は IPE に加わってはいない。しかし、新病院棟の完成を含め医学部・薬学部の学生が共同で学ぶ環境が整備されつつあり、医・薬、さらには医・薬・看の連携による IPE の今後の推進が期待される。さらに、昨年度策定した中長期計画では、薬学部生命薬科学科の学生を対象に、治験コーディネーターやモニター等の治験担当者の育成に、附属病院を活用することを検討しており、今まで以上に、教育の場としての附属病院の重要性が増すものと考えている。

### 2. 地域医療への貢献

東北地方では今後、高齢化・過疎化とそれに伴う地域コミュニティの崩壊が一段と進むことが予想され、このような特性をもつ地域での医療の在り方やニーズに応じていく必要がある。

本学では、地域の医療機関からの医師派遣 (診療応援) の要請を受付ける組織として「地域医療総合支援センター」を設置し、窓口を一本化して運営している。

窓口の一本化により、医師派遣の要望に対しては、診療科間の調整を円滑に行うことができ、可能な限り医師の派遣に努めている。派遣するための医師についても、医学部教員 (医師) 数の増員に伴って増加傾向にあり、地域医療における貢献度も徐々に増しているものとする。

高齢化が急速に進む中、地域住民を対象とした健康に関する啓蒙活動として、定期的に市民公開講座や健康講話など、地域の健康増進に資するイベントを開催している。

また、医学部の学部教育においても、全教育期間を通じ、東北 6 県の計 19 病院 (「地域医療ネットワーク病院」) の協力を得て、同じ地域を訪問、滞在しながら学習する地域滞在型の地域医療教育を行うことにより、地域社会の理解を深めるとともに、医師としての使命感を醸成しており、将来的な地域医療の担い手として、卒業生 (医師) が地域に定着することを旨とした教育を行っている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は、東北医科薬科大学学則（以下、「大学学則」という。）第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	本学の学部（医学部、薬学部）については、大学学則第 2 条に規定している。また、各学科（医学部医学科、薬学部薬学科及び薬学部生命薬科学科）の教育研究上の目的については、大学学則第 2 条第 2 項に規定している。	1-2
第 87 条	○	各学科の修業年限は、医学部医学科及び薬学部薬学科が 6 年、薬学部生命薬科学科が 4 年であり、大学学則第 3 条に規定している。	3-1
第 88 条	○	入学前の既修得単位数等の認定については大学学則第 10 条第 2 項、編入学については第 22 条、修業年限については編入学に関する内規第 10 条で規定している。	3-1
第 89 条	-	該当なし。	3-1
第 90 条	○	本学への入学資格は、大学学則第 19 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	<p>本学の職員として、学長、教授、准教授、助教、助手、事務局長、部長、課長、係長、主任、書記、事務員、技術員、司書、用務員を置くこととし、その他必要に応じて副学長、講師等を置くことができる旨、大学学則第 15 条に規定している。</p> <p>また、学部に学部長を置く旨、学校法人東北医科薬科大学組織規程（以下、「組織規程」という。）第 6 条第 2 項に規定している。</p> <p>教授は、学長の統理のもとに所属する教室員等を指導監督し、教育研究の管理運営を行う旨、組織規程第 4 条第 2 項に規定している。</p> <p>准教授、講師及び助教は教授を補佐し、自らも教育研究に従事し、教授に事故があるときは、准教授、講師又は助教がこれを代理する旨、組織規程第 4 条第 3 項に規定している。</p> <p>助手は、教授、准教授、講師及び助教の指導監督のもとに教室等の業務に従事する旨、組織規程第 4 条第 4 項に規定している。</p>	3-2 4-1 4-2

東北医科薬科大学

第 93 条	○	本学は、学部毎に医学部教授会と薬学部教授会を設置しており、教授会で取り扱う内容等を含めて大学学則第 16 条に規定している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与について、医学部医学科卒業生には学士(医学)、薬学部薬学科卒業生には学士(薬学)、薬学部生命薬科学科卒業生には学士(薬科学)をそれぞれ授与する旨、大学学則第 14 条に規定している。 また、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を修了した者には、修士(薬科学)、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程を修了した者には、博士(薬科学)、薬学研究科薬学専攻博士課程を修了した者には、博士(薬学)の学位を授与する旨、大学院学則第 21 条に規定している。	3-1
第 105 条	-	該当なし。	3-1
第 108 条	-	該当なし。	2-1
第 109 条	○	本学は、教育研究水準の向上に資するため自己点検・評価を実施しており、大学学則第 1 条の 2 及び東北医科薬科大学自己点検・評価規程に規定している。 また、これまでに 2 度(平成 19 年度、平成 25 年度)大学機関別認証評価を受審し、結果を本学ホームページ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/</a> )で公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動については、本学のホームページ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/</a> )や大学案内(東北医科薬科大学 Guide book)などで公表している。	3-2
第 114 条	○	事務を適正かつ能率的に処理するため、事務局を置く旨、組織規程第 18 条に規定している。また、技術に関する専門的業務を処理するため、技術室を置く旨、組織規程第 17 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学について、高等専門学校を卒業した者が、本学(医学部医学科を除く)への編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可する旨、大学学則第 22 条に規定している。	2-1
第 132 条	-	該当なし。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	大学学則の第 3 条「修業年限」、第 4 条「学年・学期・休業日」、第 2 条「組織・収容定員」、第 5 条「教育課	3-1 3-2

東北医科薬科大学

		程」、第 8 条「1 年間の授業期間」、第 12 条「成績の評価」、第 13 条「卒業の認定」、第 15 条「職員組織」、第 18 条～第 24 条「入学・編入学」、第 27 条「退学・転学・転科」、第 30 条「入学金及びその他の納付金」、第 31 条「授業料及びその他の納付金」、第 41 条「表彰」、第 42 条「懲戒」でそれぞれ規定している。ただし、本学には寄宿舎がないため、寄宿舎に関する事項は定めていない。	
第 24 条	○	学生の基本的な情報（氏名や緊急時の連絡先など）、履修成績の情報及び学生の健康情報については記録書類を作成し、学務部学生課、学務部教務課、医学部事務部教務課及び保健管理センターでそれぞれ適切に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の 4 種類としており、処分の手続きとしては、教授会の議を経て学長が懲戒に処する旨、大学学則 42 条に規定している。	4-1
第 28 条	○	大学において備えなければならない表簿は、各所管部署で適切に保管している。	3-2
第 143 条	○	教授会に学生委員会及び教務委員会その他必要に応じて委員会を置くことができる旨、学部教授会規程第 8 条で規定している。	4-1
第 146 条	-	該当なし。	3-1
第 147 条	-	該当なし。	3-1
第 148 条	-	該当なし。	3-1
第 149 条	-	該当なし。	3-1
第 150 条	○	本学への入学資格は、大学学則第 19 条に規定している。	2-1
第 151 条	-	該当なし。	2-1
第 152 条	-	該当なし。	2-1
第 153 条	-	該当なし。	2-1
第 154 条	-	該当なし。	2-1
第 161 条	○	本学への編入学は、2 年次とする旨、編入学に関する内規第 7 条に規定している。	2-1
第 162 条	-	該当なし。	2-1
第 163 条	○	学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる旨、大学学則第 4 条に規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	入学の時期は、学年の始めとする旨、大学学則第 18 条に規定している。また、医学科及び薬学科は 6 年以	3-1

東北医科薬科大学

		上、生命薬科学科は4年以上在学し、所定の単位を修得した者を卒業と認定する旨、大学学則第13条に規定されており、卒業の時期については明記していないが、前期（4月1日～9月30日）終了後に卒業を認めることがある。	
第164条	-	該当なし。	3-1
第165条の2	○	本学では、医学部医学科、薬学部薬学科及び薬学部生命薬科学科に、それぞれディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	自己点検・評価の項目については、日本高等教育評価機構（文部科学大臣が認証する評価機関）の定める評価基準に基づき設定し、点検・評価を行う体制として自己点検・評価委員会を組織している。	6-2
第172条の2	○	大学の教育研究上の目的、3つのポリシー、教育研究上の組織、教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績、入学者数、収容定員及び在学生数、卒業生数、進学者数、就職者数、進学及び就職先、授業科目や授業方法、年間の授業計画、学修の成果に係る評価や卒業認定の基準、教育研究環境、授業料や入学料、学生支援に関すること、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報などについて、大学のホームページ（ <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/</a> ）で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	卒業と認定した者に、卒業証書・学位記を授与する旨、大学学則第13条に規定している。	3-1
第178条	○	本学への編入学は、2年次とする旨、編入学に関する内規第7条に規定している。	2-1
第186条	-	該当なし。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	本学は、学校教育法やその他の法令の規定に基づき設置されている。	6-2 6-3
第2条	○	学科ごと（医学部医学科、薬学部薬学科、薬学部生命薬科学科）に教育研究上の目的を掲げており、大学学則第2条の2にそれぞれ規定している。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学試験により入学者の選抜を行っている。入学試験	2-1

東北医科薬科大学

		は入試センター規定に基づき適切な体制を整え、厳格に実施している。	
第2条の3	○	教育活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、各種委員会（学生委員会、教務委員会等）を教育職員と事務職員で組織し、協働で運営している。	2-2
第3条	○	本学は、医学部と薬学部を組織している。医学部医学科、薬学部薬学科、薬学部生命薬科学科の全ての学科において、設置基準上の専任教員数を満たし、教育研究上適切な規模の教員組織で運営している。	1-2
第4条	○	医学部には医学部医学科、薬学部には薬学科及び生命薬科学科を設け、それぞれ大学設置基準第3条で記している、教育研究するために必要な組織を備えている。	1-2
第5条	-	該当なし。	1-2
第6条	-	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	大学設置基準第3条で記している、教育研究に必要な教員組織を整えている。	3-2 4-2
第10条	○	主要授業科目は、原則として専任教授又は准教授が担当し、主要授業科目以外はなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	本学では医師や薬剤師、企業での業務経験を有する者など、実務経験を有する教員も在籍している。実務経験を有する教員の中には、教務委員としてカリキュラム編成を行う者もいる。	3-2
第11条	-	該当なし。	3-2 4-2
第12条	○	本学の専任教員は、本学のみ専任教員であり、専任教員全員が本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第13条	○	本学の専任教員数は、医学部医学科が209名、薬学部薬学科が77名、薬学部生命薬科学科が15名であり、大学設置基準（別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数）上必要な専任教員数（医学部医学科が140名、薬学部薬学科が37名、薬学部生命薬科学科が8名）を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長は、学長選考会議が学長を推薦し、理事会の承認を経て、理事長が任命する旨、組織規程第3条に規定されている。この者は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し、識見を有する者のうちから選	4-1

東北医科薬科大学

		考する旨、学長選考等規定第 6 条に規定している。	
第 14 条	○	教授となることができる者は、大学設置基準第 14 条に基づいた「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」第 2 条で規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授となることができる者は、大学設置基準第 15 条に基づいた「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」第 3 条で規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師となることができる者は、大学設置基準第 16 条に基づいた「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」第 4 条で規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教となることができる者は、大学設置基準第 16 条の 2 に基づいた「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」第 4 条の 2 で規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手となることができる者は、大学設置基準第 17 条に基づいた「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」第 5 条で規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は、学科単位とし大学学則第 2 条で規定している。また、教育にふさわしい環境の確保のため、学生数は適切に管理している。	2-1
第 19 条	○	本学は、教育上の目的を達成するため、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを設定し、これに基づき体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	授業科目を、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける旨、大学学則第 6 条で規定している。また、授業科目は、学科ごとに各年次に配当しており、別表 1-1、1-2、1-3 の各配当教育課程年次別単位配当表のとおり定める旨、大学学則第 6 条第 2 項で規定している。	3-2
第 21 条	○	各授業科目の単位は、1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、この内、講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする旨、大学学則第 7 条で規定している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする旨、大学学則第 8 条で規定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として	3-2

東北医科薬科大学

		行うものとするが、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる旨、大学学則第 8 条の 2 で規定している。	
第 24 条	○	薬学部の授業はクラス単位（50 名程度）で行う他、実習や実技の授業は 2～3 クラス合同で行っている。また、医学部は、学年単位（100 名程度）で行っており、両学部とも十分な教育効果があげられる学生数で授業が行われている。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする旨、大学学則第 8 条の 3 で規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業方法、授業の内容、1 年間の授業計画、成績評価基準及び卒業の認定については、シラバスに記載しており、毎年度当初に学生へ配布している。	3-1
第 25 条の 3	○	各教員は授業実施後の自己点検の一環として「授業の自己評価報告書（薬学部）」又は「授業の振り返りと次年度に向けた工夫（医学部）」を作成し、各学部の FD・SD 推進委員会に提出している。また、FD・SD 推進委員会が中心となり、学生の授業アンケートを実施し担当教員にフィードバックしている。加えて、教員がお互いの授業に参加し、改善点を助言するなど、授業改善に努めている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	-	該当なし。	3-2
第 27 条	○	試験及び単位修得の認定については、各科目の授業実施時間数の 3 分の 2 以上出席し、かつ試験に合格の成績を得たとき単位修得とする旨、大学学則第 10 条で規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	本学は履修上限を設けていないが、医学部医学科及び薬学部薬学科においては卒業要件単位数の内 9 割以上の科目、薬学部生命薬科学科においては 8 割以上の科目が必修であり、学生が適切に受講できる時間割を編成している。	3-2
第 28 条	○	本学の学生が、特別聴講学生として他大学において修得した科目については、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる旨、大学学則第 35 条の 2 で規定している。また、単位数は合計で 20 単位を超えないものとする旨、「単位互換協定に基づく他大学における授業科目並びに単位の認	3-1

東北医科薬科大学

		定に関する規程」第8条で規定している。	
第29条	○	教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることが可能であり、また、単位数は合計で30単位を超えないものとする旨、大学学則第10条の2第2項で規定している。	3-1
第30条	○	教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に他の大学や短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことが可能であり、また、単位数は合計で30単位を超えないものとする旨、大学学則第10条の2で規定している。	3-1
第30条の2	-	該当なし。	3-2
第31条	○	科目等履修生は、本学の教育研究に支障がない場合に限りに、選考の上、入学を許可することができる旨、大学学則第34条で規定している。	3-1 3-2
第32条	○	卒業要件として、医学部医学科においては6年以上在学し262.5単位以上修得すること、薬学部薬学科においては6年以上在学し191単位以上修得すること、薬学部生命薬科学科においては4年以上在学し127単位以上修得することがそれぞれ大学学則第9条で規定されている。	3-1
第33条	-	該当なし。	3-1
第34条	○	学生が休息その他に利用するスペースとして、講義棟の各階にはラウンジを設け、教育研究棟の渡り廊下には椅子と机を設置している。学生レストランやカフェテリアのある学生ホールにおいても机や椅子を設置するなど、学生が適宜休息をとれる環境を整えている。	2-5
第35条	○	本学の運動場(28,047㎡)は、校舎と隣接しており、授業や学校行事、課外活動など、学生が運動等で利用できる環境を整えている。	2-5
第36条	○	本学は校舎等施設として、学長室、会議室、事務室、研究室、各種教室、図書館、保健管理センター、自習室、学生ラウンジ、情報科学センター、体育館などを有している。	2-5
第37条	○	大学設置基準の校地面積(46,820㎡)に対し、本学は校地面積64,579㎡を有し基準を満たしている。	2-5

東北医科薬科大学

第 37 条の 2	○	大学設置基準の校舎面積 (28,817 m <sup>2</sup> )に対し、本学は校舎面積 111,350 m <sup>2</sup> を有し基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	附属図書館 (医学分館を含める) には図書 (約 12 万冊以上)、学術雑誌 (約 1,000 冊以上)、視聴覚資料等を備え、閲覧場所として 275 席を設けており、教育研究上必要な資料や設備を整えている。また、附属図書館 (医学部分館を含める) には、それぞれ専任の職員を置いている。	2-5
第 39 条	○	本学は、医学部を設ける大学に必要な施設として、附属病院 (東北医科薬科大学病院、東北医科薬科大学若林病院、東北医科薬科大学名取守病院) を有している。また、薬学部を設ける大学に必要な施設として、薬用植物園を有している。	2-5
第 39 条の 2	○	本学は、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものとして薬学科を置いている。また、毎年薬学実務実習に必要な施設を確保している。(平成 30 年度は病院 73 施設、薬局 146 施設を確保した。)	2-5
第 40 条	○	本学は、医学部及び薬学部の教育研究に必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	本学には、薬学部生及び医学部 1・2 年次生が通う小松島キャンパスと、医学部 3 年次生から 6 年次生が通う福室キャンパスがある。それぞれキャンパスで、教育研究棟、実験動物センター、図書館など、教育研究に必要な施設・設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	本学は、教育研究にふさわしい環境整備に必要な予算を毎年度確保し、施設や設備を拡充に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学は「われら真理の扉をひらかむ」という建学の精神のもと、医学・薬学の教育研究を通じて、広く人類の健康と福祉に貢献することを願い教育理念を掲げていることから、東北医科薬科大学という名称は教育研究上の目的にふさわしいものである。 薬学部薬学科は薬剤師の養成、医学部医学科は医師の養成、薬学部生命薬科学科においては医学と薬学の 2 つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成をそれぞれ主たる教育研究目的として掲げており、各学部各学科の名称はふさわしいものである。	1-1

東北医科薬科大学

第 41 条	○	大学に、事務を適正かつ能率的に処理するため、事務局を置く旨、組織規程第 17 条で規定している。また、事務局には、企画部、財務部、病院経営管理部、学務部、医学部事務部、東北医科薬科大学病院事務部、東北医科薬科大学若林病院事務部を置いている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うため、小松島キャンパスにおいては学務部学生課、福室キャンパスにおいては医学部事務部教務課を置いている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制として、キャリア支援センターを中心に、学生委員会や教務委員会、配属教室及び組担任等の間で有機的に連携を図っている。	2-3
第 42 条の 3	○	職員の能力及び資質を向上させるため、新入職者研修会を毎年実施している他、研究倫理講演会やハラスメント防止講演会、情報セキュリティ講演会等を実施している。また、業務等を勘案し、学外機関主催の各種研修会やセミナーに参加する機会を設けている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	-	該当なし。	3-2
第 44 条	-	該当なし。	3-1
第 45 条	-	該当なし。	3-1
第 46 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	-	該当なし。	2-5
第 48 条	-	該当なし。	2-5
第 49 条	-	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	-	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	-	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	-	該当なし。	4-2
第 57 条	-	該当なし。	1-2
第 58 条	-	該当なし。	2-5
第 60 条	-	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	本大学の卒業者には学位を授与する旨、大学学則第 14	3-1

東北医科薬科大学

		条で規定している。	
第 10 条	○	医学科卒業生には学士（医学）、薬学科卒業生には学士（薬学）、生命薬科学科卒業生には学士（薬科学）をそれぞれ授与する旨、大学学則第 14 条で規定している。	3-1
第 13 条	○	卒業に必要な履修単位（学則第 9 条）、試験及び単位修得の認定（学則第 10 条）、成績の評価（学則第 12 条）、卒業の認定（学則 13 条）など、学位に関する必要な事項についてはそれぞれ学則に定めており、学則を文部科学省に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人東北医科薬科大学（以下「本法人」という。）は、中長期計画を策定しこれに基づき事業を進めており、自主的に運営基盤の強化を図りつつ、教育の質の向上に努めている。運営の透明性を確保するため、事業の概要や財務関連の資料を本学ホームページ（ <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp">http://www.tohoku-mpu.ac.jp</a> ）で公開している。	5-1
第 26 条の 2	○	本法人は、その理事、監事、評議員、職員、その他の政令で定める学校法人の関係者に特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	東北医科薬科大学寄附行為（以下、「寄附行為」という）は各事業所に備えている。また、請求があった場合には閲覧に供する他、本学ホームページ（ <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp">http://www.tohoku-mpu.ac.jp</a> ）で公開している。	5-1
第 35 条	○	本法人は理事の定員を 7～9 名（現員 8 名）、監事の定員を 2～3 名（現員 3 名）とする旨、寄附行為第 4 条で規定している。また、理事のうち 1 名を理事長とする旨、寄附行為第 5 条で規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	理事の善管注意義務及び忠実義務については、学校法人東北医科薬科大学ガバナンス・コード「2-2 役員（理事・監事）（1）理事 ① 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 オ・カ」で明確にしている。監事の善管注意義務については、学校法人東北医科薬科大学ガバナンス・コード「2-2 役員（理事・監事）（2）監事 ① 監事の責務（役割・職務範囲）ア」で明確にしている。	5-2 5-3
第 36 条	○	本法人に理事をもって組織する理事会を置く他、私立	5-2

東北医科薬科大学

		学校法第 36 条で求められている条項については、寄附行為第 15 条で規定している。	
第 37 条	○	理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する旨、寄附行為第 11 条で規定している。また、理事長職務の代理については寄附行為第 13 条で規定し、監事の職務については寄附行為第 14 条でそれぞれ規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事は、東北医科薬科大学長 1 名、評議員のうちから評議員会において選任した者 4 名、学識経験者及びこの法人に特に功労のあった者のうち理事会において選任した者 2 名～4 名とする旨、寄附行為第 6 条で規定している。また、監事は、理事会・評議員会の同意を得て、理事長が選任する旨寄附行為第 7 条で規定している。	5-2
第 39 条	○	監事は、本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者とする旨、寄附行為第 7 条で規定している。	5-2
第 40 条	○	本法人の理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない旨、寄附行為第 9 条で規定している。	5-2
第 41 条	○	本法人に評議員会を置き、評議員会は 15 人以上 20 人以内（理事の定数は 7 名～9 名）の評議員をもって組織する旨、寄附行為第 18 条で規定している。なお、理事の現員は 8 人、評議員の現員 20 人であり理事の 2 倍を超える数となっている。その他、私立学校法第 41 条で求められている条項については、寄附行為第 18 条で規定している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については、（1）予算及び事業計画（2）事業に関する中期的な計画（3）借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分（4）役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準（5）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄（6）寄附行為の変更（7）合併（8）目的たる事業の成功の不能による解散（9）寄附金品の募集に関する事項（10）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものである旨、寄附行為第 20	5-3

東北医科薬科大学

		条で規定している。	
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条で規定している。	5-3
第 44 条	○	評議員は、(1) 理事長、東北医科薬科大学長 2 人 (2) 本法人の教職員のうちから 4 人 (3) 本法人の設置する大学（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから 4 人 (4) 学識経験者のうちから 5 人以上 10 人以内とする旨、寄附行為第 22 条で規定しており、現員 19 人である。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う旨、寄附行為第 25 条で規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員（理事・監事）は、その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負う旨、学校法人東北医科薬科大学ガバナンス・コード「2-1 理事会 ⑥ 役員の損害賠償責任 ア」で明確にしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負う旨、学校法人東北医科薬科大学ガバナンス・コード「2-1 理事会 ⑥ 役員の損害賠償責任 イ」で明確にしている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない旨、寄附行為第 45 条で規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画は、毎年会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない旨、寄附行為第 34 条で規定している。 また、認証評価の結果を踏まえて、令和 2 年 4 月 1 日に学校法人東北医科薬科大学中長期計画「VISION FOR 2030 ―地域に根ざした医療系総合大学としてのさらなる発展を目指して―」を制定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	理事長は、毎会計年度終了後、2 月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない旨、寄附行為第 36 条で規定している。	5-3
第 47 条	○	本法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸	5-1

東北医科薬科大学

		借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない旨、寄附行為第 37 条で規定している。また、これらについては、事務所に備え請求により閲覧に供することに加え、本学のホームページ ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/</a> ) で公開している。	
第 48 条	○	役員に対する報酬については、「学校法人東北医科薬科大学役員等報酬支給規程」及び「学校法人東北医科薬科大学役員等の退任慰労金規程」を定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	本法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする旨、寄附行為第 36 条で規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為、毎年度の監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員報酬等の支給基準は、本学のホームページ ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/</a> ) で公開している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする旨、東北医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 2 条で規定している。	1-1
第 100 条	○	本大学院に、薬学研究科薬科学専攻、博士課程及び薬学専攻、博士課程を置く旨、大学院学則第 3 条で規定している。	1-2
第 102 条	-	該当なし。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	本大学院への入学資格に関し、薬科学専攻博士課程前期課程については大学院学則第 23 条に、薬科学専攻博士課程後期課程については大学院学則第 23 条第 2 項に、薬学専攻博士課程については大学院学則第 23 条第 3 項にそれぞれ規定している。	2-1
第 156 条	○	薬科学専攻博士課程後期課程においては、入学資格の一つに、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもので、24 歳	2-1

東北医科薬科大学

		に達した者とする旨、大学院学則第 23 条第 2 項第 4 号で規定している。 また、薬学専攻博士課程においては、入学資格の一つに、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもので、薬剤師免許を有し 24 歳に達したものとする旨、大学院学則第 23 条第 3 項第 3 号で規定している。	
第 157 条	○	薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程への飛び入学については、学生募集用要項に必要事項を記載し、公表している。	2-1
第 158 条	○	学生募集要項の記載内容を見直すなど、飛び入学の点検改善を行い、周知に努めている。なお、これまで飛び入学の実績はない。	2-1
第 159 条	○	薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程に入学できる者の一として、大学に 3 年以上在学し大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者とする旨、大学院学則第 23 条第 1 項第 4 号に規定している。	2-1
第 160 条	○	本大学院研究科前期課程に入学できる者の一として、外国において学校教育における 15 年の課程を修了し大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者とする旨、大学院学則第 23 条第 1 項第 4 号に規定している。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本大学院は、学校教育法やその他の法令の規定に基づき設置している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	専攻課程ごと（薬科学専攻博士課程前期課程、薬科学専攻博士課程後期課程、薬学専攻博士課程）に教育研究上の目的を掲げており、大学院学則第 4 条の 2 にそれぞれ規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学試験により入学者の選抜を行っている。入学試験は入学試験区分毎に申し合わせ事項を策定し、適切な体制を整え、厳格に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	教育活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、各種委員会（学生委員会、教務委員会等）を教育職員と事務職員で組織し、協働で運営している。	2-2

第2条	○	本大学院の課程は、薬科学専攻博士課程の標準修業年限を5年とし、前期2年の課程（以下、「前期課程」という）及び、後期3年の課程（以下、「後期課程」という）に区分し、前期課程は修士課程として取り扱い、また、薬学専攻博士課程は標準修業年限4年の薬学を履修する課程（以下、「薬学履修課程」という）とする旨、大学院学則第4条で規定している。	1-2
第2条の2	-	該当なし。	1-2
第3条	○	前期課程の教育研究上の目的については、大学院学則第4条の2で規定している。	1-2
第4条	○	後期課程及び薬学履修課程の教育研究上の目的については、大学院学則第4条の2第2項及び第3項でそれぞれ規定している。	1-2
第5条	○	本大学院は、薬学研究科を組織しており、設置基準上の専任教員数を満たし、教育研究上適切な規模の教員組織で運営している。	1-2
第6条	○	薬学研究科には薬学専攻及び薬科学専攻を設け、それぞれ大学院設置基準第5条で記している、教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第7条	○	薬学研究科は、本学薬学部、病院、実験動物センター、中央機器センター、ラジオアイソトープセンター等の大学附置施設と適切に連携する体制を整えている。	1-2
第7条の2	-	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	-	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院設置基準第5条に記している、教育研究に必要な教員組織を整えている。なお、大学院を担当する全ての教員が学部担当を兼任している。	3-2 4-2
第9条	○	大学院教員については、大学院設置基準第9条に基づく「大学院教員及びこれに準ずる者の選考基準」に則り、これを満たした教員を置いている。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員は、課程単位とし大学院学則第6条で規定している。また、教育にふさわしい環境の確保のため、学生数は適切に管理している。	2-1
第11条	○	本大学院は、教育上の目的を達成するため、課程ごとにカリキュラム・ポリシーを設定し、これに基づき体	3-2

東北医科薬科大学

		系的に教育課程を編成している。また、学生ごとに指導教授を定め、研究指導の計画を策定し、学位論文の作成等に対する研究指導を行っている。	
第 12 条	○	本研究科の教育は授業科目の授業及び学位論文等に対する指導（以下、「研究指導」という）によって行う旨、大学院学則第 10 条で規定している。	2-2 3-2
第 13 条	○	学生の履修を指導するため、学生ごとに指導教授を定める旨、大学院学則第 11 条で規定している。また、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる旨、大学院学則第 11 条の 2 で規定している。	2-2 3-2
第 14 条	○	教育方法の特例として、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる旨、大学院学則第 11 条の 3 で規定している。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院の学生に対し、年度当初のオリエンテーションで、1 年間の授業日程を配布している。また、研究指導については、指導教員とともに年間の計画を立てている。学修の成果等の評価及び修了認定については、基準を教授要目、学生便覧に記載しており、年度当初のオリエンテーションで配布している。	3-1
第 14 条の 3	○	本学では、学部及び大学院の授業改善その他 FD・SD 活動を推進するため、FD・SD 推進委員会を組織し、改善活動を実施している。また、FD・SD 委員会が中心となり、学生の授業アンケートを実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院の各授業科目の単位、授業の方法及び単位の授与、入学前の既修得単位等の認定、科目等履修生等については、それぞれ大学院学則第 10 条（単位、授業の方法）、第 13 条（単位の認定）、第 13 条の 2（入学前の既修得単位の認定）、第 43 条（科目等履修生）で規定している。 授業日数、授業期間については、年度当初オリエンテーションで 1 年間の授業日程を学生に提示している。また、授業の学生数は 10 人程度で行われており、十分な教育効果があげられる人数で行われている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に 2 年以上在学して、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終	3-1

東北医科薬科大学

		試験に合格しなければならない旨、大学院学則第 15 条で規定している。	
第 17 条	○	後期課程を修了するためには、同課程に 3 年以上在学して、28 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない旨、大学院学則第 15 条第 2 項で規定している。 また、薬学履修課程を修了するためには、同課程に 4 年以上在学して、42 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない旨、大学院学則第 15 条第 3 項で規定している。	3-1
第 19 条	○	大学院の講義場所として、カンファレンスルームを備えている。研究室、実験・実習室、演習室については、学部と共用であるが、教育研究に支障なく利用可能である。	2-5
第 20 条	○	本大学院は、教育研究に必要な機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	附属図書館（医学分館を含める）には図書（約 12 万冊以上）、学術雑誌（約 1,000 冊以上）、視聴覚資料等を備えるなど教育研究上必要な資料や設備を整えている。	2-5
第 22 条	○	本学には、中央機器センターや実験動物センター、RI（ラジオアイソトープ）センターなどの施設があり、学部と大学院で共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	小松島キャンパスと福室キャンパスがあり、大学の教育研究は主に小松島キャンパスで行われている。それぞれのキャンパスで、教育研究棟、実験動物センター、図書館など、教育研究に必要な施設・設備を有している。	2-5
第 22 条の 3	○	本大学院、教育研究にふさわしい環境整備に必要な予算を毎年度確保し、施設や設備を備えている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	本大学院の前期課程、後期課程及び薬学履修課程は、大学院学則第 4 条の 2 でそれぞれ主たる教育研究目的として掲げており、研究科専攻の名称はふさわしいものである。	1-1
第 23 条	-	該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	-	該当なし。	2-5

東北医科薬科大学

第 25 条	-	該当なし。	3-2
第 26 条	-	該当なし。	3-2
第 27 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	-	該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	-	該当なし。	2-5
第 30 条	-	該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	-	該当なし。	3-2
第 31 条	-	該当なし。	3-2
第 32 条	-	該当なし。	3-1
第 33 条	-	該当なし。	3-1
第 34 条	-	該当なし。	2-5
第 34 条の 2	-	該当なし。	3-2
第 34 条の 3	-	該当なし。	4-2
第 42 条	○	本大学院の事務は、学務部教務課が担当している。	4-1 4-3
第 43 条	○	大学院の教育研究活動等の適切な運営を図るため、職員を学外の研修会等に派遣している。また、他の大学院に見学を依頼し、職員を派遣して運営方法等の参考としている。	4-3
第 45 条	-	該当なし。	1-2
第 46 条	-	該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	-	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	-	該当なし。	1-2
第 3 条	-	該当なし。	3-1
第 4 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 5 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 6 条	-	該当なし。	3-2

東北医科薬科大学

第6条の2	-	該当なし。	3-2
第7条	-	該当なし。	2-5
第8条	-	該当なし。	2-2 3-2
第9条	-	該当なし。	2-2 3-2
第10条	-	該当なし。	3-1
第11条	-	該当なし。	3-2 3-3 4-2
第12条	-	該当なし。	3-2
第13条	-	該当なし。	3-1
第14条	-	該当なし。	3-1
第15条	-	該当なし。	3-1
第16条	-	該当なし。	3-1
第17条	-	該当なし。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	-	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第19条	-	該当なし。	2-1
第20条	-	該当なし。	2-1
第21条	-	該当なし。	3-1
第22条	-	該当なし。	3-1
第23条	-	該当なし。	3-1
第24条	-	該当なし。	3-1
第25条	-	該当なし。	3-1
第26条	-	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第27条	-	該当なし。	3-1
第28条	-	該当なし。	3-1
第29条	-	該当なし。	3-1
第30条	-	該当なし。	3-1
第31条	-	該当なし。	3-2

東北医科薬科大学

第 32 条	-	該当なし。	3-2
第 33 条	-	該当なし。	3-1
第 34 条	-	該当なし。	3-1
第 42 条	-	該当なし。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	前期課程を修了した者には、修士（薬科学）の学位を授与する旨、大学院学則第 21 条で規定している。	3-1
第 4 条	○	後期課程を修了した者には、博士（薬科学）、薬学専攻博士課程を修了した者には、博士（薬学）の学位を授与する旨、大学院学則第 21 条で規定している。	3-1
第 5 条	-	該当なし。	3-1
第 12 条	○	博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出している。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	-	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	-	該当なし。	3-2
第 3 条	-	該当なし。	2-2 3-2
第 4 条	-	該当なし。	3-2
第 5 条	-	該当なし。	3-1
第 6 条	-	該当なし。	3-1
第 7 条	-	該当なし。	3-1
第 9 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	-	該当なし。	2-5
第 11 条	-	該当なし。	2-5
第 12 条	-	該当なし。	2-2 3-2
第 13 条	-	該当なし。	6-2 6-3

## 東北医科薬科大学

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## Ⅶ. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	・学校法人東北医科薬科大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・Guide Book 2020 東北医科薬科大学	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	・東北医科薬科大学学則	
	・東北医科薬科大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・令和 2 年度 学生募集要項 薬学部 （推薦入試、一般入試、センター試験利用入試）	
	・令和 2 年度 学生募集要項 医学部（一般入試）	
	・令和 2 年度 学生募集要項 薬科学専攻博士課程前期課程	

東北医科薬科大学

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 学生募集要項 薬科学専攻博士課程後期課程</li> <li>・令和2年度 学生募集要項 薬学専攻博士課程</li> <li>・令和2年度 学生募集要項 薬科学専攻博士課程(前期課程・後期課程) 英文</li> <li>・令和2年度 学生募集要項 薬科学専攻博士課程後期課程(進学試験)</li> </ul>	
【資料 F-5】	学生便覧 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度 東北医科薬科大学学生便覧(薬学部、大学院薬学研究科)</li> <li>・2020年度 東北医科薬科大学学生便覧(医学部)</li> </ul>	
【資料 F-6】	事業計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 事業計画</li> </ul>	
【資料 F-7】	事業報告書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 事業報告書</li> </ul>	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスマップ</li> <li>・キャンパスマップ</li> </ul>	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など) <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人東北医科薬科大学規程集目次(令和元年9月2日)</li> </ul>	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員・教職員の概要</li> <li>・令和元年度理事会開催状況</li> <li>・令和元年度理事会出席状況調べ</li> <li>・令和元年度評議員会開催状況</li> <li>・令和元年度評議員会出席状況調べ</li> </ul>	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間) <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金収支計算書(平成27年度～令和元年度)</li> <li>・活動区分資金収支計算書(平成27年度～令和元年度)</li> <li>・事業活動収支計算書(平成27年度～令和元年度)</li> <li>・貸借対照表(平成27年度～令和元年度)</li> <li>・監事監査報告書(平成27年度～令和元年度)</li> <li>・財産目録(平成27年度～令和元年度)</li> </ul>	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度教授要目(薬学科1年～3年)</li> <li>・2020年度教授要目(薬学科4年～6年、大学院薬学研究科薬学専攻)</li> <li>・2020年度教授要目(生命薬科学科、大学院薬学研究科薬科学専攻)</li> <li>・2020年度シラバス(医学科)</li> </ul>	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと) <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬学部・薬学研究科の3つのポリシー</li> <li>・医学部の3つのポリシー</li> </ul>	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置に係る設置計画履行状況報告書</li> </ul>	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関別認証評価(平成25年度受審)指摘なし</li> </ul>	
【資料 F-16】	大学及び法人の規程集など(電子データ又は紙媒体)、規程・規則の全て <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人東北医科薬科大学規程集(令和元年9月2日)</li> </ul>	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	東北医科薬科大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	東北医科薬科大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	Guide Book 2020 東北医科薬科大学 P2「教育理念」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	薬学部学生便覧 P7「教育理念」、 医学部学生便覧 P4「教育理念」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	薬学部学生便覧 P5～P6「1. 本学のあゆみ」、 医学部学生便覧 P3～P4「本学のあゆみ」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	第 910 回薬学部教授会議事録（第 3 号議案）、 第 24 回医学部教授会議事録（第 3 号議案）	
【資料 1-1-7】	第 12 回大学運営会議議事録（第 2 号議案）	
【資料 1-1-8】	第 449 回理事会議事録（第 2 号議案）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	薬学部学生便覧 P111「東北医科薬科大学学則」第 43 条（改正）、 医学部学生便覧 P65「東北医科薬科大学学則」第 43 条（改正）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-2】	平成 29 年度第 11 回薬学部教務委員会議事録（第 6 号議案）	
【資料 1-2-3】	第 910 回薬学部教授会議事録（第 3 号議案）、 第 24 回医学部教授会議事録（第 3 号議案）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-4】	第 12 回大学運営会議議事録（第 2 号議案）	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-5】	第 449 回理事会議事録（第 2 号議案）	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 1-2-6】	薬学部学生便覧 P7～P9「2. 本学の教育理念と使命」、 医学部学生便覧 P4～P5「本学の教育理念と使命」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-7】	Guide Book 2020 東北医科薬科大学 P2「Message from the President」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-8】	本学ホームページ 「トップページ」>大学案内>大学紹介 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/introduction/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/introduction/</a> )	
【資料 1-2-9】	2019 年度進路指導担当者のための薬学部・医学部説明会	
【資料 1-2-10】	学校法人東北医科薬科大学 中長期計画 VISION FOR 2030	
【資料 1-2-11】	薬学部学生便覧 P10～P14、医学部学生便覧 P5～P6「3つの ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-12】	・令和 2 年度 学生募集要項 薬学部 P1 (推薦入試、一般入試、センター試験利用入試) ・令和 2 年度 学生募集要項 医学部 (一般入試) P1 ・令和 2 年度 学生募集要項 薬科学専攻博士課程前期課程 表紙裏 ・令和 2 年度 学生募集要項 薬科学専攻博士課程後期課程 表紙裏 ・令和 2 年度 学生募集要項 薬学専攻博士課程 表紙裏 「アドミッション・ポリシー」	【資料 F-4】と同じ

東北医科薬科大学

【資料 1-2-13】	<p>本学ホームページ 「トップページ&gt;薬学部&gt;薬学科&gt;学科紹介」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;生命薬科学科&gt;学科紹介」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/</a>) 「トップページ&gt;医学部&gt;カリキュラム&amp;特徴（参加型臨床実習）」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;大学院&gt;薬学研究科 薬科学専攻 博士課程前期課程：2年課程」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;大学院&gt;薬学研究科 薬科学専攻 博士課程後期課程：3年課程」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;大学院&gt;薬学研究科 薬学専攻 博士課程：4年課程」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/</a>)</p>	
【資料 1-2-14】	薬学部学生便覧 P25「8. 本学の組織図」、 医学部学生便覧 P13「本学の組織図」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-15】	薬学部学生便覧 P166「15. 附属分子生体膜研究所規程」、 医学部学生便覧 P85「附属分子生体膜研究所規程」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-16】	大学運営会議研究推進委員会内規	
【資料 1-2-17】	医薬研究交流会の実績	
【資料 1-2-18】	東北医科薬科大学病院ホームページ 「HOME>診療科・部門>臨床研究推進センター>センター紹介」 ( <a href="http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/center/cr_support_center/about.html">http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/center/cr_support_center/about.html</a> )	
【資料 1-2-19】	医学部学生便覧 P5「(4) 地域との関連」	【資料 F-5】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	薬学部学生便覧 P11～P12 「アドミッション・ポリシー」、 医学部学生便覧 P5 「アドミッション・ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-2】	Guide Book 2020 東北医科薬科大学 P12、P32「アドミッション・ポリシー」	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	本学ホームページ 「トップページ>オープンキャンパス 2019」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/open-campus2019/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/open-campus2019/</a> )	
【資料 2-1-4】	令和元年度 オープンキャンパス入試相談コーナー面談組数	
【資料 2-1-5】	令和元年度 進学相談会等参加一覧	
【資料 2-1-6】	令和元年度 大学見学者一覧	
【資料 2-1-7】	令和元年度 第1回～第3回高等学校訪問先一覧	
【資料 2-1-8】	令和元年度 高等学校等出張講義一覧	
【資料 2-1-9】	大学院学生便覧 P12～P14 「アドミッション・ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-10】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 学生募集要項 薬学部 P1 (推薦入試、一般入試、センター試験利用入試)</li> <li>・令和2年度 学生募集要項 医学部 (一般入試) P1</li> <li>・令和2年度 学生募集要項 薬科学専攻博士課程前期課程</li> </ul>	<p>【資料 F-4】 【資料 1-2-12】と同じ</p>

東北医科薬科大学

	表紙裏 ・令和2年度 学生募集要項 薬科学専攻博士課程後期課程 表紙裏 ・令和2年度 学生募集要項 薬学専攻博士課程 表紙裏 「アドミッション・ポリシー」	
【資料 2-1-11】	入試センター規程	
【資料 2-1-12】	学部入試の判定基準	
【資料 2-1-13】	入学試験実施取扱要項	
【資料 2-1-14】	2019年度第1回入試センター委員会議事録（抜粋）、 2019年度第6回入試センター委員会議事録（抜粋）、 2019年度第7回入試センター委員会議事録（抜粋）	
【資料 2-1-15】	実施説明会のお知らせ（学内電子掲示）	
【資料 2-1-16】	令和2年度 一般入試実施要項、 令和2年度一般入試（前期）監督要領	
【資料 2-1-17】	大学院入試の判定基準	
【資料 2-1-18】	大学院入試申合せ事項	
【資料 2-1-19】	ホームページ 「トップページ>入試情報>薬学部 薬学科/生命薬科学科 入試 について>令和2年度入試日程」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/pharmacy-admission/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/ pharmacy-admission/</a> )	
【資料 2-1-20】	令和元年度高等学校訪問及び進学相談会等について（報告）	
【資料 2-1-21】	薬学部的未来探しBOOK	
【資料 2-1-22】	ホームページ 「トップページ>入試情報>大学院 納付金について >大学院生への経済的支援制度（経済的負担の軽減措置）」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/#keigen">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/ #keigen</a> )	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	薬学部学生便覧 P30～P31 「13. 各種委員会紹介」、 P93 「8. 薬学教育センターについて」、 医学部学生便覧 P42 「医学部各種委員会」、 P43～P44 「医学教育推進センター」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-2】	学生カルテシステム マニュアル	
【資料 2-2-3】	教務関係説明会資料（薬学科2019年度入学生）、 教務関係説明会資料（生命薬科学科2019年度入学生）、 学習への取り組み（2019年度新入生）	
【資料 2-2-4】	薬学・生命科学を修得するための行動指針（ループリック評価）	
【資料 2-2-5】	年度当初オリエンテーション進行メモ（薬学科2～4及び6年 次）、年度当初オリエンテーション進行メモ（生命薬科学科2 ～4年次）	
【資料 2-2-6】	実務実習の説明資料	
【資料 2-2-7】	後期フォローアップオリエンテーションについて、 フォローアップオリエンテーションの資料	
【資料 2-2-8】	ホームページ 「トップページ>薬学部>薬学教育センターについて >薬学教育センター（学習支援部）」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/pharm_edu/gakusyu_shien/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/pharm_edu/ gakusyu_shien/</a> )	
【資料 2-2-9】	医学部新入生オリエンテーション資料（概要、教務関係につい て、学習生活について）	
【資料 2-2-10】	医学部オリエンテーション資料（年度当初）	
【資料 2-2-11】	医学部オリエンテーション資料（前期末、後期開始、後期末）	
【資料 2-2-12】	面談の要領	

東北医科薬科大学

【資料 2-2-13】	本学ホームページ 「トップページ>医学部>医学教育推進センター」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/education_center/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/education_center/</a> )	
【資料 2-2-14】	令和2年度 組担任	
【資料 2-2-15】	ホームページ 「トップページ>入試情報>大学院 納付金について >大学院生への経済的支援制度（経済的負担の軽減措置）」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/#keigen">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/#keigen</a> )	【資料 2-1-22】と同じ
【資料 2-2-16】	2020年度教授要目(薬学科、生命薬科学科)「オフィスアワー」、 2020年度シラバス(医学部) P26~P27「シラバスの見方について」	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-17】	東北医科薬科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程	
【資料 2-2-18】	薬学部相談体制、医学部相談体制	
【資料 2-2-19】	令和2年度募集要項薬学部 P4、P9、P13「出願上の注意」、 令和2年度募集要項医学部 P5「出願上の注意」	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-20】	退学者数及び留年者数の推移(薬学部)	
【資料 2-2-21】	中途退学及び留年者に対する取組	
【資料 2-2-22】	授業欠席者への早期対応(4.出欠状況入力)	
【資料 2-2-23】	令和元年度医学部補講実施一覧	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリア形成教育科目(インターンシップ及びキャリア支援講座)	
【資料 2-3-2】	キャリア支援センター規程	
【資料 2-3-3】	平成31年度就職ガイダンス次第	
【資料 2-3-4】	令和元年度就職活動直前講座実施要領	
【資料 2-3-5】	令和2年度薬学部キャリア・就職支援行事予定表	
【資料 2-3-6】	令和元年度薬学部キャリア・就職支援実施報告書	
【資料 2-3-7】	令和元年度インターンシップ参加状況(夏季実施分)	
【資料 2-3-8】	令和元年度業界・仕事研究セミナー実施報告書	
【資料 2-3-9】	合同就職説明会(参考: H31年3月実施報告)	
【資料 2-3-10】	本学ホームページ 「トップページ>薬学部>薬学科>進路」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/career/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/career/</a> ) 「トップページ>薬学部>生命薬科学科>進路」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/career/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/career/</a> )	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	薬学部学生委員会内規	
【資料 2-4-2】	薬学部学生便覧 P30「13.各種委員会紹介 薬学部学生委員会」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	令和2年度 薬学部 学生委員会部門及び担当者	
【資料 2-4-4】	医学部学生委員会内規	
【資料 2-4-5】	医学部学生便覧 P42「医学部各種委員会 医学部学生委員会」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-6】	2020年度 医学部 学生委員会部門及び担当者	
【資料 2-4-7】	薬学部学生便覧 P35「1.組担任及び学年主任について」、 医学部学生便覧 P47「組担任」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-8】	薬学部学生便覧 P29「12.事務局窓口案内」、 医学部学生便覧 P18「事務局窓口案内」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-9】	特別奨学金規程	

東北医科薬科大学

【資料 2-4-10】	創設者高柳義一奨学金規程	
【資料 2-4-11】	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）及び長野県北部の地震に係る令和2年度震災特別措置要項	
【資料 2-4-12】	平成30年北海道胆振東部地震に係る令和2年度震災特別措置要項	
【資料 2-4-13】	令和元年台風第19号による被災者に対する特別措置要項	
【資料 2-4-14】	修学資金制度のご案内	
【資料 2-4-15】	薬学部学生便覧 P80「2020年度 課外活動団体一覧」、 医学部学生便覧 P30「課外活動」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-16】	薬学部学生便覧 P49「5.保健管理センター」、 医学部学生便覧 P26～P27「保健管理センター」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-17】	ハラスメント防止パンフレット	
【資料 2-4-18】	本学ホームページ 「トップページ>在学生の方へ>ハラスメント防止について」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/for_students/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/for_students/</a> )	
【資料 2-4-19】	本学ホームページ 「トップページ>キャンパスライフ>サポート体制>アパート・マンションの紹介」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/campus/support/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/campus/support/</a> )	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	薬学部学生便覧 P219～P239「XIIキャンパスマップ・平面図」 医学部学生便覧 P98～P137「キャンパス・附属病院」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	令和元年度学生生活調査結果薬学部（施設満足度）、 令和元年度学生生活調査結果医学部（施設満足度）	
【資料 2-5-3】	80周年記念誌 P49～P51 「耐震、免震構造により軽微で済んだ建物被害」、 小松島キャンパス「構造計算概要書」、体育館「耐震診断概要」	
【資料 2-5-4】	建物維持管理業務	
【資料 2-5-5】	建物維持管理組織図	
【資料 2-5-6】	火災予防組織、自主点検検査組織	
【資料 2-5-7】	防災管理計画表	
【資料 2-5-8】	東北医科薬科大学危機管理マニュアル（学生用）	
【資料 2-5-9】	薬学部学生便覧 P221～P222、P227「XIIキャンパスマップ・平面図」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-10】	2019年度薬学部実習予定表	
【資料 2-5-11】	医学部学生便覧 P114～P115「キャンパス・附属病院」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-12】	2019年度医学部時間割（実習含む）	
【資料 2-5-13】	小松島キャンパス自習室の利用場所及び時間について、 SGD室利用案内	
【資料 2-5-14】	令和元年度 図書館利用状況	
【資料 2-5-15】	情報科学センター利用者数	
【資料 2-5-16】	施設・設備（バリアフリー）	
【資料 2-5-17】	講義室の収容人数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和元年度 第4,7,12回薬学部学生委員会議事録 「面談報告」	
【資料 2-6-2】	医学部学生面談結果の活用について	
【資料 2-6-3】	令和元年度薬学部授業アンケート調査報告書（概要）、 令和元年度医学部授業アンケート集計結果（概要）	
【資料 2-6-4】	平成30年度授業の自己評価報告書（前期・後期）、 令和元年度授業の自己評価報告書（前期）、 授業の振り返りと改善等報告書（様式）	
【資料 2-6-5】	カリキュラムアンケート	

東北医科薬科大学

【資料 2-6-6】	令和元年度在学生保護者教育懇談会開催報告	
【資料 2-6-7】	令和元年度第 9 回薬学部学生委員会議事録「学生生活調査」、 令和元年度第 8 回医学部学生委員会議事録「学生生活調査」	
【資料 2-6-8】	薬学部学生便覧 P48「4. 学生相談室について」、 医学部学生便覧 P26「学生相談室」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-9】	個人面談における意見・要望等報告書（令和元年度 在学生保護者教育懇談会）	
【資料 2-6-10】	ホームページ 「トップページ>薬学部>薬学教育センターについて >薬学教育センター（学習支援部）」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/pharm_edu/gakusyu_shien/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/pharm_edu/gakusyu_shien/</a> )	
【資料 2-6-11】	医学教育推進センターの相談対応状況（2019 年度）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	薬学部学生便覧 P10～P14 「薬学部・薬学研究科のディプロマ・ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	2019 年度第 4 回薬学部教務委員会議事録（第 2 号議案）	
【資料 3-1-3】	第 930 回薬学部教授会議事録（第 3 号議案）	
【資料 3-1-4】	第 20 回大学運営会議議事録（第 2 号議案）	
【資料 3-1-5】	第 467 回理事会議事録（第 2 号議案）	
【資料 3-1-6】	2019 年度第 10 回薬学部教務委員会議事録（第 4 号議案）	
【資料 3-1-7】	第 584 回研究科委員会議事録（第 4 号議案）	
【資料 3-1-8】	第 24 回大学運営会議議事録（第 5 号議案）	
【資料 3-1-9】	第 471 回理事会議事録（第 17 号議案）	
【資料 3-1-10】	本学ホームページ 「トップページ>薬学部>薬学科>学科紹介>ディプロマポリシー」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/</a> ) 「トップページ>薬学部>生命薬科学科>学科紹介>ディプロマポリシー」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/</a> ) 「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬科学専攻 博士課程前期課程：2 年課程」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/</a> ) 「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬科学専攻 博士課程後期課程：3 年課程」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/</a> ) 「トップページ>薬学部>大学院>薬学研究科 薬学専攻 博士課程：4 年課程」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/</a> )	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 3-1-11】	進路指導担当者のための薬学部・医学部説明会資料(募集要項)	【資料 F-4】と同じ
【資料 3-1-12】	東北地方における医学部設置認可に関する基本方針	
【資料 3-1-13】	医学部学生便覧 P5～P6 「ディプロマ・ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-14】	本学ホームページ 「トップページ>医学部>カリキュラム&特徴（参加型臨床実	【資料 1-2-13】と同じ

東北医科薬科大学

	習) >ディプロマポリシー ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/</a> )	
【資料 3-1-15】	第 62 回医学部設置準備 WG (記録)	
【資料 3-1-16】	薬学部学生便覧 P106 「東北医科薬科大学学則第 10 条、12 条」、 薬学部学生便覧 P119 「薬学部履修規程第 5 条、第 6 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-17】	大学院学生便覧 P171 「東北医科薬科大学大学院学則第 13 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-18】	2019 年度薬学部学生便覧 P119 「薬学部履修規程第 5 条」	
【資料 3-1-19】	本学ホームページ 「トップページ>薬学部>薬学科>学科紹介>薬学科カリキュラムマップ」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/</a> )	
【資料 3-1-20】	薬学科ディプロマポリシー対応ルーブリック評価表	
【資料 3-1-21】	薬学部学生便覧 P120~P121 「薬学部履修規程第 17 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-22】	2019 年度薬学部学生便覧 P120~P121 「薬学部履修規程第 16 条」	
【資料 3-1-23】	東北医科薬科大学薬学部 GPA に関する取扱い要項	
【資料 3-1-24】	GPA の活用について	
【資料 3-1-25】	薬学部学生便覧 P60~P61 「4. GPA 制度について」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-26】	薬学部学生便覧 P57 「卒業所要単位数」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-27】	薬学部学生便覧 P104~P106 「東北医科薬科大学学則第 5 条、6 条、9 条、13 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-28】	大学院学生便覧 P171 「東北医科薬科大学大学院学則第 15 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-29】	2019 年度第 10 回薬学部教務委員会議事録 (第 4 号議案)	
【資料 3-1-30】	第 584 回研究科委員会議事録 (第 4 号議案)	
【資料 3-1-31】	ホームページ 「トップページ>薬学部>大学院>東北医科薬科大学大学院 学位論文評価基準」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/hyokakijyun/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/hyokakijyun/</a> )	
【資料 3-1-32】	2019 年度第 13 回薬学部教務委員会議事録 (第 1 号議案)	
【資料 3-1-33】	第 943 回薬学部教授会議事録 (第 6 号議案)	
【資料 3-1-34】	第 24 回大学運営会議事録 (第 3 号議案)	
【資料 3-1-35】	第 471 回理事会議事録 (第 15 議案)	
【資料 3-1-36】	教務関係説明会資料 (薬学科 2019 年度入学生)、 教務関係説明会資料 (生命薬科学科 2019 年度入学生)	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 3-1-37】	進級条件の要点 (薬学部)	
【資料 3-1-38】	医学部学生便覧 P62 「東北医科薬科大学学則第 10 条、12 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-39】	医学部学生便覧 P69 「医学部履修規程第 5~11 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-40】	医学部学生便覧 P69~P70 「医学部履修規程第 12 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-41】	医学部学生便覧 P61P~P62 「東北医科薬科大学学則第 5、6、9、13 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-42】	第 419 回理事会議事録 (第 1 号議案)	
【資料 3-1-43】	第 85 回医学部設置準備 WG (記録)	
【資料 3-1-44】	医学部学生便覧 P55 「教務 (単位制度)」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-45】	薬学部学生便覧 P119 「薬学部履修規程第 5~10、13、14 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-46】	2019 年度第 15 回薬学部教務委員会議事録 (第 1 号議案)	
【資料 3-1-47】	第 944 回薬学部教授会議事録 (第 3 号議案)	
【資料 3-1-48】	医学部学生便覧 P69 「医学部履修規程第 5~10 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-49】	2019 年度第 13 回医学部教務委員会議事録	
【資料 3-1-50】	第 54 回医学部教授会議事録	

東北医科薬科大学

【資料 3-1-51】	医学部学生便覧 P70 「医学部履修規程第 15 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-52】	大学院学生便覧 P171「東北医科薬科大学大学院学則第 13 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-53】	大学院学生便覧 P171「東北医科薬科大学大学院学則第 15 条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-54】	第 586 回研究科委員会議事録	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	薬学部学生便覧 P10～P14 「カリキュラム・ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	<p>本学ホームページ 「トップページ&gt;薬学部&gt;薬学科&gt;学科紹介&gt;カリキュラムポリシー」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/introduction/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;生命薬科学科&gt;学科紹介&gt;カリキュラムポリシー」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/introduction/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;大学院&gt;薬学研究科 薬科学専攻 博士課程前期課程：2 年課程」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum2/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;大学院&gt;薬学研究科 薬科学専攻 博士課程後期課程：3 年課程」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum3/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;大学院&gt;薬学研究科 薬学専攻 博士課程：4 年課程」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/graduate/curriculum1/</a>)</p>	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 3-2-3】	医学部学生便覧 P5 「カリキュラム・ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	第 62 回医学部設置準備 WG (記録)	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-2-5】	薬学部学生便覧 P10～P14 「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	2020 年度教授要目 (薬学科) P2～P5 「カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-7】	2020 年度教授要目 (生命薬科学科) P2～P9 「カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-8】	<p>本学ホームページ 「トップページ&gt;薬学部&gt;薬学科&gt;カリキュラム&amp;特徴&gt;薬学科カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;生命薬科学科&gt;カリキュラム&amp;特徴&gt;生命薬科学科カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/curriculum/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/curriculum/</a>)</p>	
【資料 3-2-9】	医学部学生便覧 P5～P6 「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-10】	2020 年度シラバス (医学科) P8「アウトカム、コンピテンシー」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-11】	2020 年度シラバス (医学科) P4～P5「カリキュラムツリー」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-12】	<p>本学ホームページ 「トップページ&gt;薬学部&gt;薬学科&gt;カリキュラム&amp;特徴&gt;シラバス」 (<a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/</a>) 「トップページ&gt;薬学部&gt;生命薬科学科&gt;カリキュラム&amp;特徴&gt;シラバス」</p>	【資料 3-2-8】と同じ

東北医科薬科大学

	( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/curriculum/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/life/curriculum/</a> )	
【資料 3-2-13】	薬学部学生便覧 P57 「卒業所要単位数」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-14】	薬学部学生便覧 P114～P115 「薬学科カリキュラム配当表」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-15】	薬学部学生便覧 P116～P117 「生命薬科学科カリキュラム配当表」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-16】	薬学部学生便覧 P119 「薬学部履修規程第4条」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-17】	本学ホームページ 「トップページ>医学部>カリキュラム&特徴(参加型臨床実習)>カリキュラムツリー」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/medicine/curriculum/</a> )	
【資料 3-2-18】	医学部学生便覧 P67～P68 「別表 1-1 医学科カリキュラム配当表」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-19】	教養教育センター規程	
【資料 3-2-20】	薬学部学生便覧 P57 「卒業所要単位数」	【資料 F-5】 【資料 3-2-13】と同じ
【資料 3-2-21】	薬学部学生便覧 P114～P115 「薬学科カリキュラム配当表」	【資料 F-5】 【資料 3-2-14】と同じ
【資料 3-2-22】	2020 年度教授要目(薬学科)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-23】	薬学部学生便覧 P57 「卒業所要単位数」	【資料 F-5】 【資料 3-2-13】と同じ
【資料 3-2-24】	薬学部学生便覧 P116～P117 「生命薬科学科カリキュラム配当表」	【資料 F-5】 【資料 3-2-15】と同じ
【資料 3-2-25】	2020 年度教授要目(生命薬科学科)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-26】	医学部学生便覧 P67～P68 「別表 1-1 医学科カリキュラム配当表」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-27】	2020 年度シラバス(医学科)	【資料 F-12】 【資料 3-2-18】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	薬学部学生便覧 P15 「4. 東北医科薬科大学 アセスメントポリシー」、 医学部学生便覧 P6 「アセスメントポリシー」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-2】	本学ホームページ 「トップページ>薬学部>薬学科>カリキュラム&特徴 >カリキュラムツリー、カリキュラムマップ」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/pharmacy/contents/curriculum/</a> )	【資料 3-2-8】と同じ
【資料 3-3-3】	2020 年度教授要目(薬学科)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-4】	平成 30 年度第 11～12 回薬学部・薬学研究科教務委員会議事録、 2019 年度第 2、11 回薬学部・薬学研究科教務委員会議事録	
【資料 3-3-5】	シラバスチェック実施要領	
【資料 3-3-6】	2020 年度教授要目(薬学科) 各科目「成績評価方法」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-7】	実務実習の概要 P11～P13 「実務実習の評価」	
【資料 3-3-8】	第 927 回薬学部教授会議事録(第 5 号報告、第 6 号報告)、 第 928 回薬学部教授会議事録(第 4 号報告)、 第 938 回薬学部教授会議事録(第 3、4 号報告)、 第 940 回薬学部教授会議事録(第 1、2 号報告)	
【資料 3-3-9】	平成 30 年度第 12 回薬学部教務委員会議事録、 平成 30 年度第 11 回薬学部学生委員会議事録	
【資料 3-3-10】	第 926 回薬学部教授会議事録	
【資料 3-3-11】	オリエンテーション配布資料(薬学科ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック評価表)	【資料 3-1-20】と同じ
【資料 3-3-12】	平成 30 年度第 3 回生命薬科学科委員会議事録	
【資料 3-3-13】	シラバスチェック実施要領	【資料 3-3-5】と同じ

東北医科薬科大学

【資料 3-3-14】	生命薬科学科卒業研究ルーブリック	
【資料 3-3-15】	電子掲示「生命薬科学科 4 年次卒業研究発表会開催について」、 令和元年度 薬学部生命薬科学科卒業研究発表スケジュール	
【資料 3-3-16】	生命薬科学科卒業研究優秀発表賞選考方法	
【資料 3-3-17】	シラバスチェック実施要領	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 3-3-18】	中間報告会プログラム	
【資料 3-3-19】	学位論文評価基準	【資料 3-1-31】と同じ
【資料 3-3-20】	第 584 回研究科委員会議事録	
【資料 3-3-21】	2020 年度シラバス (医学科)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-22】	薬学部卒業時アンケート	
【資料 3-3-23】	平成 27 年度薬学教育評価機構評価報告書	
【資料 3-3-24】	「IV 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果	
【資料 3-3-25】	2020 年度シラバス (医学科)	【資料 F-12】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	平成 31 年度教育懇談会次第、令和 2 年度教育懇談会 (電子掲示)	
【資料 4-1-2】	令和 2 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-1-3】	大学運営会議規程	
【資料 4-1-4】	学校法人東北医科薬科大学組織規程	
【資料 4-1-5】	東北医科薬科大学学則第 16 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-6】	学部教授会規程	
【資料 4-1-7】	大学院薬学研究科委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学部教員及びこれに準ずる者の選考基準	
【資料 4-2-2】	教員選考内規	
【資料 4-2-3】	地域医療に支障を来たさないための教員等の公募及び選考に関する基準	
【資料 4-2-4】	医学部設置認可申請に向けた教員等の公募指針	
【資料 4-2-5】	FD・SD 推進委員会規程	
【資料 4-2-6】	2019 年度研究倫理講演会次第	
【資料 4-2-7】	Zoom による遠隔講義次第	
【資料 4-2-8】	令和元年度新採用者研修会要領	
【資料 4-2-9】	平成 30 年度情報セキュリティ研修会	
【資料 4-2-10】	令和元年度薬学部授業アンケート調査報告書 (概要)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-2-11】	ホームページ 「トップページ>大学案内>大学基本情報>授業アンケート (薬学部)」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/information/anke-to/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/information/anke-to/</a> )	
【資料 4-2-12】	令和元年度 PBL 学生終了報告	
【資料 4-2-13】	平成 30 年度授業の自己評価報告書 (前期・後期)、 令和元年度授業の自己評価報告書 (前期)	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-2-14】	令和元年薬学部公開授業実施について	
【資料 4-2-15】	平成 30 年度薬学部 FD・SD 講演会開催について、 ルーブリック評価に関する講演会について	
【資料 4-2-16】	第 60 回東北地区認定実務実習指導薬剤師養成 WS 報告書	
【資料 4-2-17】	令和元年度医学部 (前期・後期) 授業アンケート集計結果 (概	【資料 2-6-3】と同じ

東北医科薬科大学

	要)	
【資料 4-2-18】	授業の振り返りと改善等報告書	
【資料 4-2-19】	新採用教員説明会	
【資料 4-2-20】	O S C E 評価者養成 F D	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学内研修開催通知 (次第)	
【資料 4-3-2】	平成 30 年度学外研修受講状況一覧	
【資料 4-3-3】	2019 年度学外研修受講状況一覧	
【資料 4-3-4】	大学職員の新人研修の案内 (参加学外研修)	
【資料 4-3-5】	事務局海外研修派遣者一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	組織図	
【資料 4-4-2】	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果について (抜粋) ( <a href="https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/14/1406559_3.pdf">https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/14/1406559_3.pdf</a> )	
【資料 4-4-3】	事務分掌規程 (第 6 条抜粋)	
【資料 4-4-4】	医薬研究交流会から発展した共同研究実績	
【資料 4-4-5】	東北医科薬科大学研究倫理基準	
【資料 4-4-6】	東北医科薬科大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程	
【資料 4-4-7】	研究活動における研究資料等の保存に関するガイドライン	
【資料 4-4-8】	公的研究費取扱規程	
【資料 4-4-9】	東北医科薬科大学における公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-10】	東北医科薬科大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-11】	学校法人東北医科薬科大学公益通報に関する規程	
【資料 4-4-12】	学校法人東北医科薬科大学教職員の懲戒処分に関する内規	
【資料 4-4-13】	研究倫理講演会の実績	
【資料 4-4-14】	APRIN 受講率一覧	
【資料 4-4-15】	ホームページ 「トップページ>入試情報>大学院 納付金について >大学院生への経済的支援制度 (経済的負担の軽減措置)」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/#keigen">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/graduate-fee/#keigen</a> )	【資料 2-1-22】と同じ
【資料 4-4-16】	中央機器・実験動物センターの料金・経費等	
【資料 4-4-17】	外部資金獲得の状況	
【資料 4-4-18】	科研費研究費補助金等学内説明会の実績	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	ホームページ 「トップページ>大学案内>大学基本情報 >学校法人東北医科薬科大学ガナバンス・コード」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/information/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/information/</a> )	
【資料 5-1-3】	大学運営会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-1-4】	東北医科薬科大学病院運営会議規程	
【資料 5-1-5】	令和元年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ

東北医科薬科大学

【資料 5-1-6】	学校法人東北医科薬科大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程	
【資料 5-1-7】	ホームページ 「トップページ>各種ページ>個人情報に関する取り組み」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o06/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o06/</a> ) 「トップページ>各種ページ>個人情報保護方針」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o07/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o07/</a> ) 「トップページ>各種ページ>特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/mynumber/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/mynumber/</a> )	
【資料 5-1-8】	学校法人東北医科薬科大学ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-9】	危機管理規程	
【資料 5-1-10】	危機管理マニュアル（学生用）	【資料 2-5-8】と同じ
【資料 5-1-11】	危機管理ガイドライン	
【資料 5-1-12】	危機管理マニュアル（職員用）	
【資料 5-1-13】	実験廃棄物取扱いの手引	
【資料 5-1-14】	2019 年度安全衛生講演会・安全衛生教育講習会次第	
【資料 5-1-15】	特殊健康診断	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	役員・教職員の概要（理事名簿）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-2】	常勤理事の担当業務明確化	
【資料 5-2-3】	令和元年度理事会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	令和元年度大学運営会議開催状況	
【資料 5-2-5】	令和元年度病院運営会議開催状況	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	役員・教職員の概要（理事名簿）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-3】	役員・教職員の概要（評議員名簿）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-4】	大学運営会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-5】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人東北医科薬科大学監事監査基準	
【資料 5-3-7】	役員・教職員の概要（監事名簿）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-8】	令和元年度各種監査実績総括表（監事監査）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	財務の中長期計画	
【資料 5-4-2】	財務指標の比較（平成 26 年度、平成 30 年度）	
【資料 5-4-3】	2019 年度寄付金受入れ実績	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人会計基準	
【資料 5-5-2】	経理規程	
【資料 5-5-3】	令和元年度セミナー、研修会への参加状況	
【資料 5-5-4】	組織図	【資料 4-4-1】と同じ
【資料 5-5-5】	令和元年度内部監査報告	
【資料 5-5-6】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-7】	監査法人による監査実施報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		

東北医科薬科大学

【資料 6-1-1】	東北医科薬科大学自己点検・評価規程	
【資料 6-1-2】	東北医科薬科大学自己点検・評価委員会規程 第3条	
【資料 6-1-3】	自己点検・評価委員会 委員会構成一覧	
【資料 6-1-4】	東北医科薬科大学自己点検・評価規程 第7条	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-1-5】	東北医科薬科大学自己点検・評価規程 第7条第3項	【資料 6-1-1】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	事業計画に基づく自己点検・評価計画表 (PDCA サイクル)	
【資料 6-2-2】	平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画	
【資料 6-2-3】	ホームページ 「トップページ」各種ページ「大学評価」自己点検評価書 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o01/#section_01">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o01/#section_01</a> )	
【資料 6-2-4】	東北医科薬科大学自己点検・評価規程	【資料 6-1-1】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成25年度大学機関別認証評価 評価報告書	
【資料 6-3-2】	平成27年度薬学教育評価機構評価報告書	【資料 3-3-23】と同じ
【資料 6-3-3】	「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果	【資料 3-3-24】と同じ
【資料 6-3-4】	設置計画履行状況等調査の結果について (令和元年度) P10	
【資料 6-3-5】	薬学部ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック評価表	【資料 3-1-20】と同じ

基準 A. 研究活動と国際化

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 特色ある研究活動と国際化の推進		
【資料 A-1-1】	沿革	「II. 沿革と現況」と同じ
【資料 A-1-2】	2019年度医薬研究交流会共同研究提案書の募集について	
【資料 A-1-3】	第1回～第11回医薬研究交流会次第	
【資料 A-1-4】	文部科学省 web ページ「学術フロンティア推進事業選定一覧」 ( <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/004/002.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/004/002.htm</a> )	
【資料 A-1-5】	文部科学省 web ページ 「平成24年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業採択結果一覧」 ( <a href="https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/24/1267810_5.pdf">https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/24/1267810_5.pdf</a> )	
【資料 A-1-6】	循環型研究開発	
【資料 A-1-7】	医薬研究交流会の実績	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 A-1-8】	ホームページ「東北糖鎖研究会の要旨」 ( <a href="http://tohokut-tousa.mystrikingly.com/">http://tohokut-tousa.mystrikingly.com/</a> )	
【資料 A-1-9】	第12、13回東北糖鎖研究会要旨集	
【資料 A-1-10】	日本糖質学会会報 Vol. 22, No2(2018) 「第37回日本糖質学会年会 (仙台) 開催報告」	
【資料 A-1-11】	Academia Sinica との共同シンポジウム	
【資料 A-1-12】	ホームページ「トップページ」大学案内「国際交流」 ( <a href="http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/international/">http://www.tohoku-mpu.ac.jp/about/international/</a> )	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。